第9次八潮市障がい者行動計画・
第8期八潮市障がい福祉計画（素案）

令和9年度～令和11年度

令和9年●月

八潮市

ごあいさつ

（後ほど追記予定）

令和9年●月　　八潮市長

目　次

第1章 計画策定に当たって 1
1 計画策定の趣旨 1
2 計画の位置づけ 2
3 計画の期間 4
4 計画の対象（「障がい者」の範囲） 5
5 制度改革等の社会の動向 6
6 計画の策定体制 9
第2章 障がいのある人をとりまく現状 13
1 人口・世帯 13
2 障害者手帳等の所持者数 14
3 アンケート調査・グループインタビュー結果概要 19
4 現状からみた八潮市の課題 50
第3章 計画の基本的な考え方 55
1 基本方針 55
2 計画の体系 59
3 本計画における SDGs の取組 60
第4章 主要施策 63
基本目標1. 自立した地域生活の維持及び継続 63
基本目標2. 社会参加を進めるための体制の整備 73
基本目標3. 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実 83
基本目標4. 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進 90
基本目標5. 利用者本位のサービスの実現 100
第5章 障がい福祉サービス等の数値目標（障がい福祉計画・障がい児福祉計画） 109
1 令和11年度の数値目標の設定 109
2 障がい福祉サービスの見込量と方策 119
3 地域生活支援事業の見込量 131
第6章 計画の推進 141
1 推進体制の整備 141
2 計画の点検・評価 143
参考資料 .....
1 計画策定の経過 .....
2 八潮市自立支援協議会への諮問 .....
3 八潮市自立支援協議会からの答申 .....
4 策定体制 .....
5 用語解説 .....

第1章

計画策定に当たって

第1章　計画策定に当たって

1　計画策定の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自らの希望に応じて社会に参加できる共生社会の実現に向け、障がい福祉施策は国際的な動向や社会情勢の変化を踏まえながら発展してきました。

その契機となったのが、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）や、それに続く「国連・障害者の十年」であり、障がいのある人の権利の尊重や社会参加の促進に向けた取組が世界的に進められてきました。

我が国においても、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会の実現に向け、制度の充実が図られてきました。平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が制定され、障がい者虐待の防止に向けた体制が整備されました。また、平成25年には「障害者自立支援法」が抜本的に見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へ改められるとともに、難病患者を対象に加えるなど、障がい福祉サービスの充実が図られました。

また、平成26年には、「障害者の権利に関する条約」を批准し、障がいのある人の権利保障が一層推進されました。さらに、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正により、障がい者雇用の促進に向けた取組が進められました。加えて、平成30年には児童福祉法が改正され、多様化する障がい児支援のニーズに対応するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

近年では、令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人の情報アクセシビリティや意思疎通支援の充実が求められています。また、障害者雇用促進法の改正により雇用の質の向上に向けた事業主の責務が明確化されたほか、令和6年4月からは障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいのある人が地域で安心して暮らし、社会参加できる環境整備が進められています。

加えて、障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化、医療的ケアを必要とする人への支援、高次脳機能障害など外見から分かりにくい障がいへの理解促進など、多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応も重要な課題となっています。

本市では、このような国・県の動向を踏まえ、「第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画」（計画期間：令和6年度から令和8年度）を策定し、地域で生活する障がいのある人とその家族を支援してきました。

本計画は、こうした国・県の動向や本市におけるこれまでの取組を踏まえ、障がいのある人一人ひとりの意思や希望を尊重しながら、必要な支援が切れ目なく提供される体制の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず互いに理解し支え合い、誰もが地域で自分らしく安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指して策定するものです。

2　計画の位置づけ

(1)根拠法令

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

〇障害者基本法＜第11条第3項＞

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

〇障害者総合支援法＜第88条第1項＞

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

〇児童福祉法＜第33条の20＞

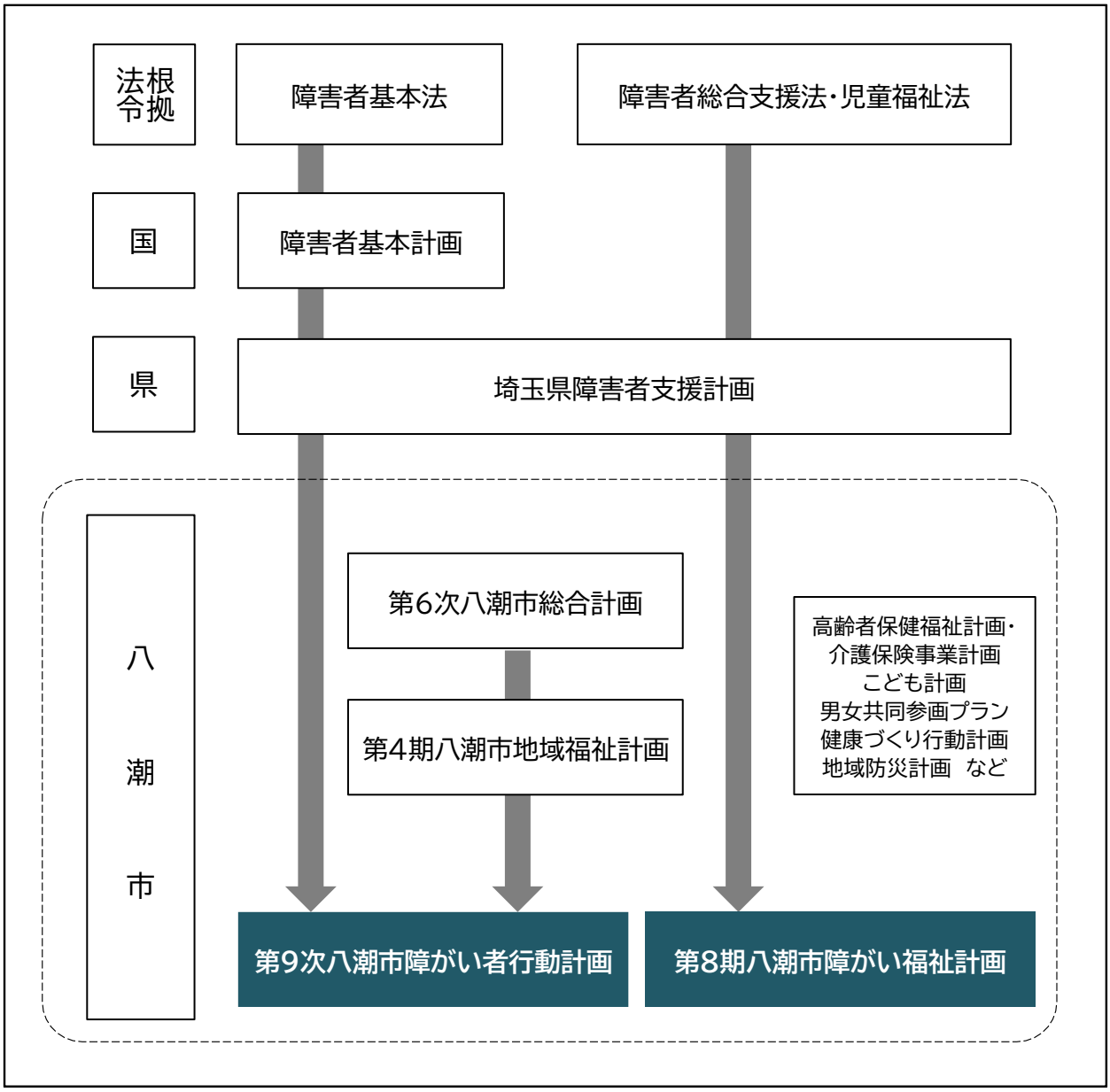
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

（2）法令、他の計画との関係

本市の上位計画である、「第6次八潮市総合計画」・「第4期八潮市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、埼玉県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は市の障がい者福祉の大綱を示す計画として、市の障がい者福祉施策の基本的方向性を示しています。また、市の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障がい福祉計画」と総合的に推進を図ります。

〇法令、他の計画との関係



3　計画の期間

新たな計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

ただし、今後の諸情勢の変化に柔軟に対応できるよう必要に応じて適宜内容の見直しに努めるものとします。

〇計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第5次八潮市総合計画【平成28年度～令和7年度】		第6次八潮市総合計画 【令和8年度～令和17年度】						
	策定							
第3期八潮市地域福祉計画【令和4年度～令和8年度】			第4期八潮市地域福祉計画 【令和9年度～令和14年度】					
		策定						策定
第8次八潮市障がい者行動計画			**第9次八潮市障がい者行動計画**			**第10次八潮市障がい者行動計画**		
		策定			策定			
第7期八潮市障がい福祉計画			**第8期八潮市障がい福祉計画**			**第9期八潮市障がい福祉計画**		
		策定			策定			

4　計画の対象（「障がい者」の範囲）

平成23年8月に改正された障害者基本法では、“障がい者”の定義を、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と見直し、その定義を広くして、明確化しました。

一方、本計画においては、上記の障害者基本法改正の以前より、“障がいのある人”を広い範囲で明確化し、施策の対象としてきました。そこで、これまでと同様、“障がい者（障がいのある人）”を、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のほか、「難病等に起因する身体又は精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」並びに発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」のある人及び高次脳機能障がいのある人も精神障がい者として、本計画の施策の対象とします。

なお、「障がい児」は、児童福祉法で規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満を対象とします。

5　制度改革等の社会の動向

○(参考)法令などの主な改正動向

法律名等	内容
障害者虐待防止法 〔平成24年10月1日施行〕	○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成25年4月1日施行〕	○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供(難病) ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 〔平成26年1月20日批准承認〕	○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法) 〔平成28年4月1日施行〕	○障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法) 〔平成28年5月13日施行〕	○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン 〔平成28年6月2日閣議決定〕	○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成28年8月1日施行〕	○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成30年4月1日施行〕	○自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障がい児福祉計画の策定義務付け) ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 〔平成28年6月3日施行〕

法律名等	内容
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、読書バリアフリー法) 〔令和元年6月28日施行〕	○視覚障者等による図書館の利用に係る体制の整備 ○インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 ○端末機器等・これに関する情報の入手支援 ○情報通信技術の習得支援 ○製作人材・図書館サービス人材の育成等
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和3年4月1日施行〕	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 〔令和3年9月18日施行〕	○医療的ケア児及びその家族への支援を国・地方公共団体等の責務として明確化 ○保育、教育、医療、福祉等の関係機関が連携した切れ目のない支援体制の整備
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 〔令和4年5月25日施行〕	○障がい者による情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進 ○障がい特性に応じた多様な情報提供及びコミュニケーション手段の確保
障害者総合支援法等の一部を改正する法律 〔令和6年4月1日施行(一部を除く)〕	○障がい者の地域生活を支えるサービスの充実 ○就労支援及び障がい児支援の充実・質の向上 ○グループホーム等の地域生活支援の強化 ○難病患者等への支援の充実
障害者差別解消法の改正 〔令和6年4月1日施行〕	○民間事業者による合理的配慮の提供を法的義務化 ○すべての人が障がいの有無にかかわらず共生できる社会の実現を推進
障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 〔令和6年4月1日施行〕	○法定雇用率を2.5%へ引上げ ○障がい者の職場定着や雇用の質の向上を推進
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 〔令和6年4月1日施行〕	○医療保護入院者への支援体制の強化 ○地域生活への移行促進

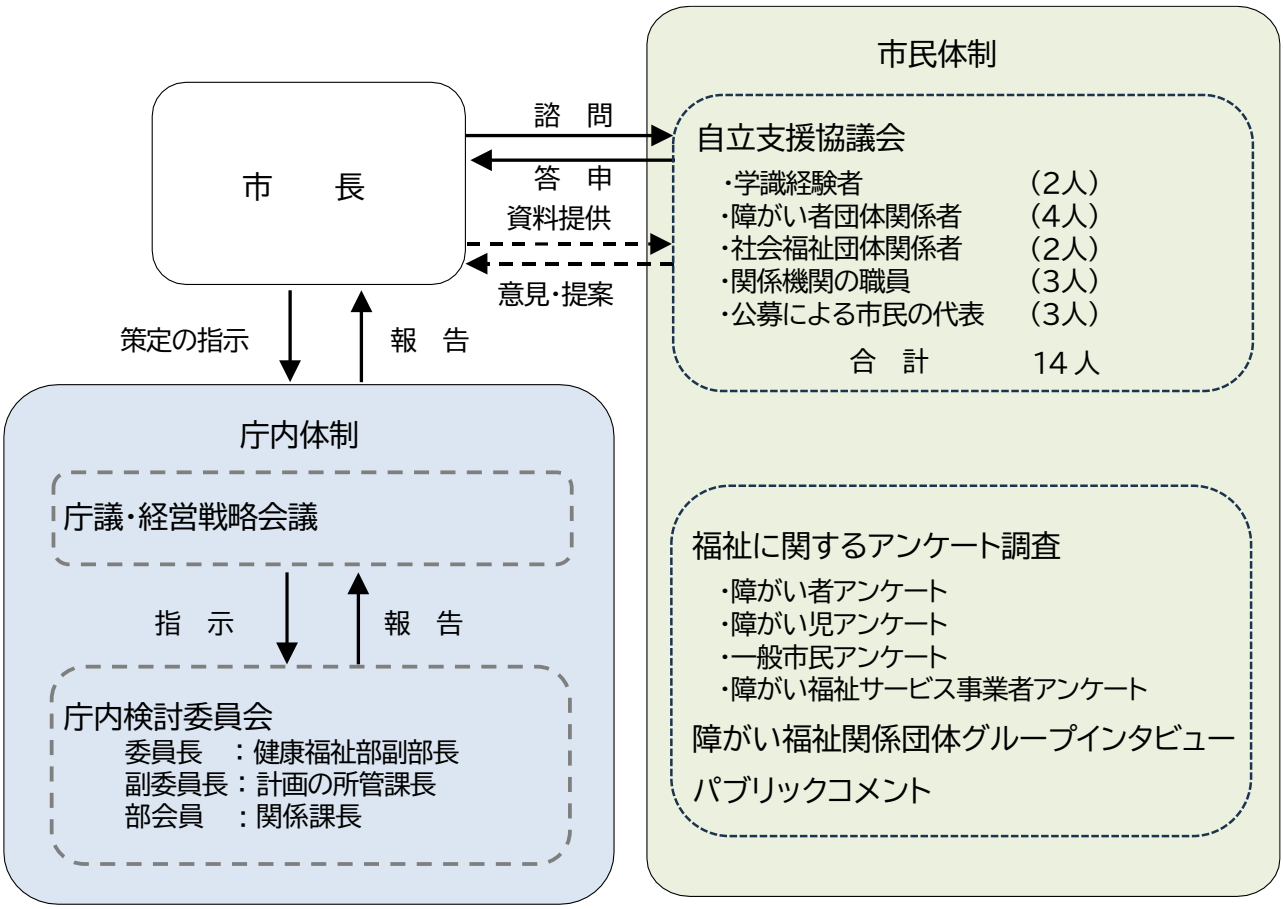
法律名等	内容
児童福祉法の改正 〔令和8年4月1日施行〕	○包括的な支援体制の拡充 ○障がい児支援の質の向上及び提供体制の強化
高次脳機能障害者支援法 〔令和8年4月1日施行〕	○高次脳機能障がい者の自立及び社会参加に向けた総合的な支援を推進 ○地域における生活支援・相談支援体制の整備
障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 〔令和8年7月1日施行〕	○法定雇用率を2.7%へ引上げ ○障がい者雇用の更なる促進と企業における受入体制の充実
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の改正 〔令和9年4月1日施行〕	○支援対象者の18歳の壁の解消 ○レスパイト・医療・就労・住まい等の支援充実 ○医療的ケア児等支援センターの機能強化

6　計画の策定体制

(1)策定体制

計画策定に当たって、学識経験者、市内関係団体の代表、公募による市民等から構成される「八潮市自立支援協議会」において各分野からのご意見をいただき、検討・審議を行うとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、パブリックコメント等を実施しました。

また、庁内においては、庁議・経営戦略会議及び第9次八潮市障がい者行動計画・第8期八潮市障がい福祉計画検討専門委員会において検討を行い、相互の連携を保ちながら策定を進めました。



（2）各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

②アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「八潮市福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

③関係団体へのグループインタビュー

障がいのある人が関係する団体等の方から意見をいただくため、グループインタビューを実施しました。

第2章

障がいのある人をとりまく現状

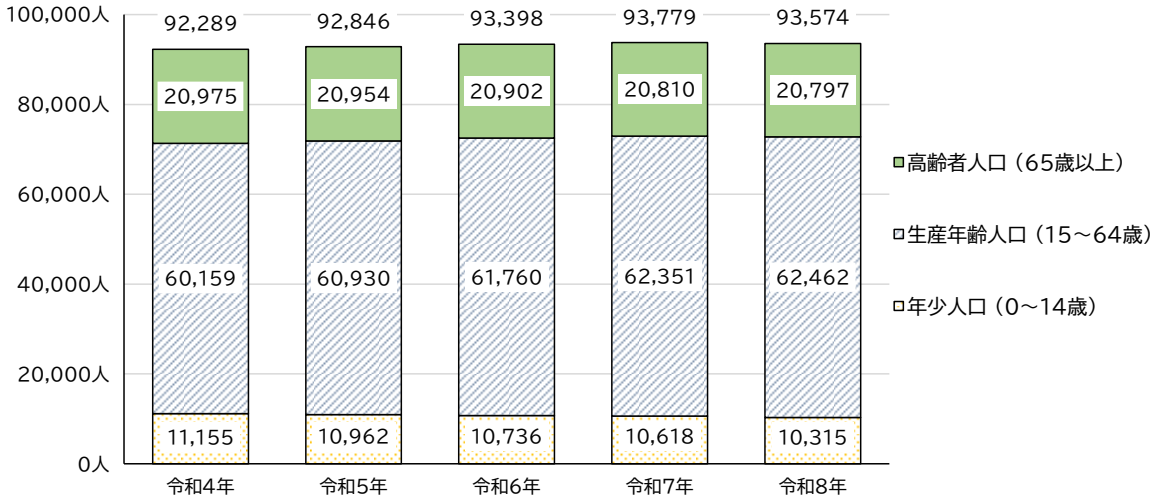
第2章　障がいのある人をとりまく現状

1　人口・世帯

(1)人口の状況

総人口は、令和8年10月1日現在で93,574人となっており、令和4年と比較すると1,285人増加しています。0～14歳の年少人口は令和4年の11,155人から令和8年には10,315人となり、減少傾向で推移しています。一方、15～64歳の生産年齢人口は60,159人から62,462人となり、増加傾向で推移しています。また、65歳以上の高齢者人口は20,975人から20,797人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

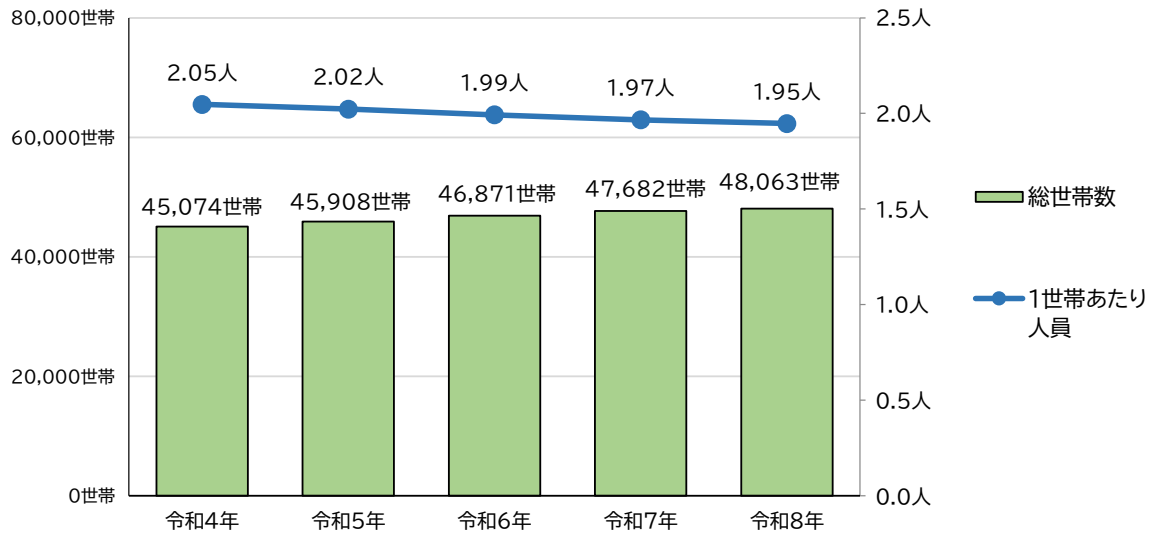


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2)世帯の状況

世帯数は令和8年10月1日現在で48,063世帯となっており、増加傾向で推移しています。一方、1世帯当たり人員は令和4年の2.05人から令和8年には1.95人へ減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



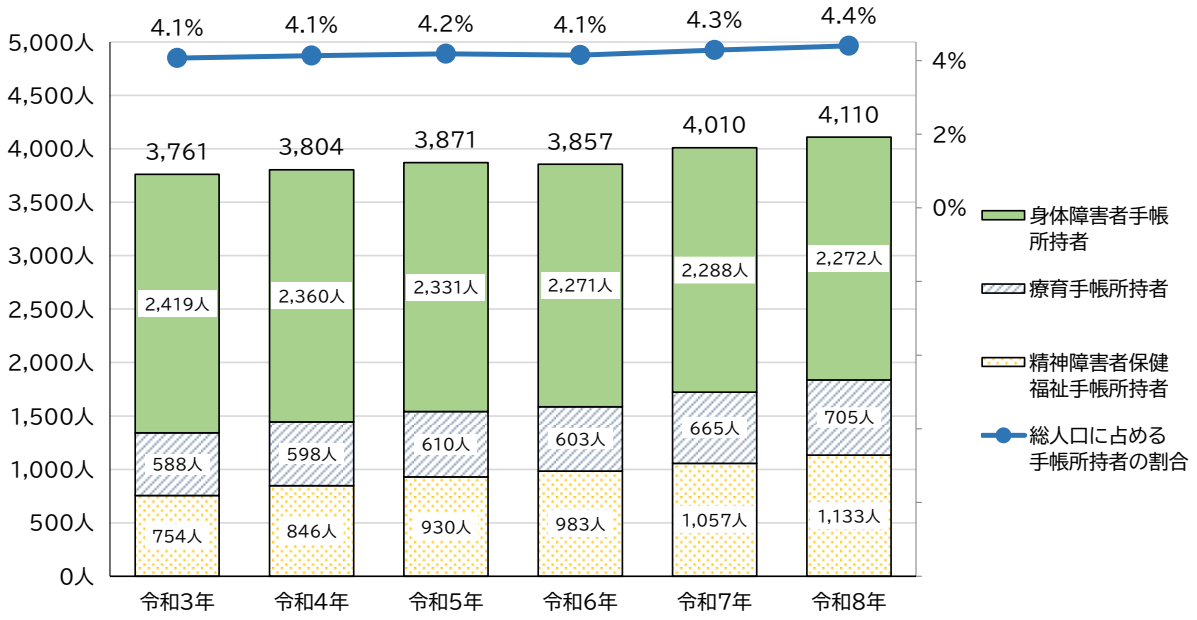
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

2　障害者手帳等の所持者数

(1)障害者手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の所持者数は令和6年を除き増加しており、令和8年4月1日現在で所持者数は4,110人となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



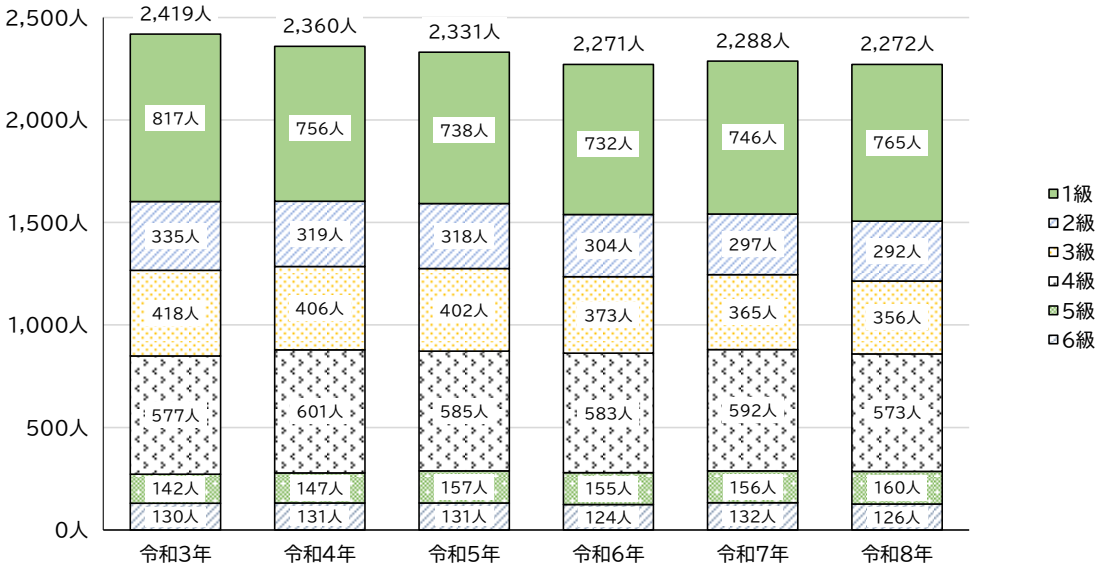
資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

(2)身体障がい者

本市における身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)の数は令和3年から令和6年までは減少傾向、以降は横ばいとなっています。令和8年4月1日現在で2,272人となっており、令和3年から147人減少しています。

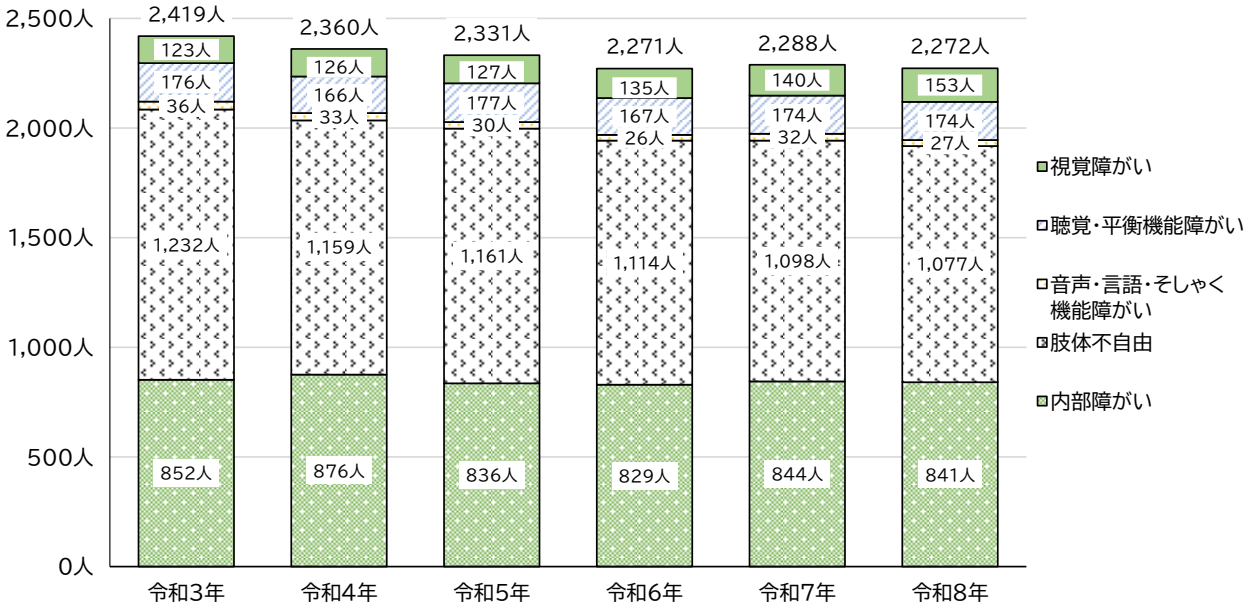
障がいの等級別では、1級が765人と最も多く、次に4級が573人となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,077人と最も多く、次に内部障がいが841人となっています。

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

■障がい部位別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料：市障がい福祉課（各年4月1日現在）

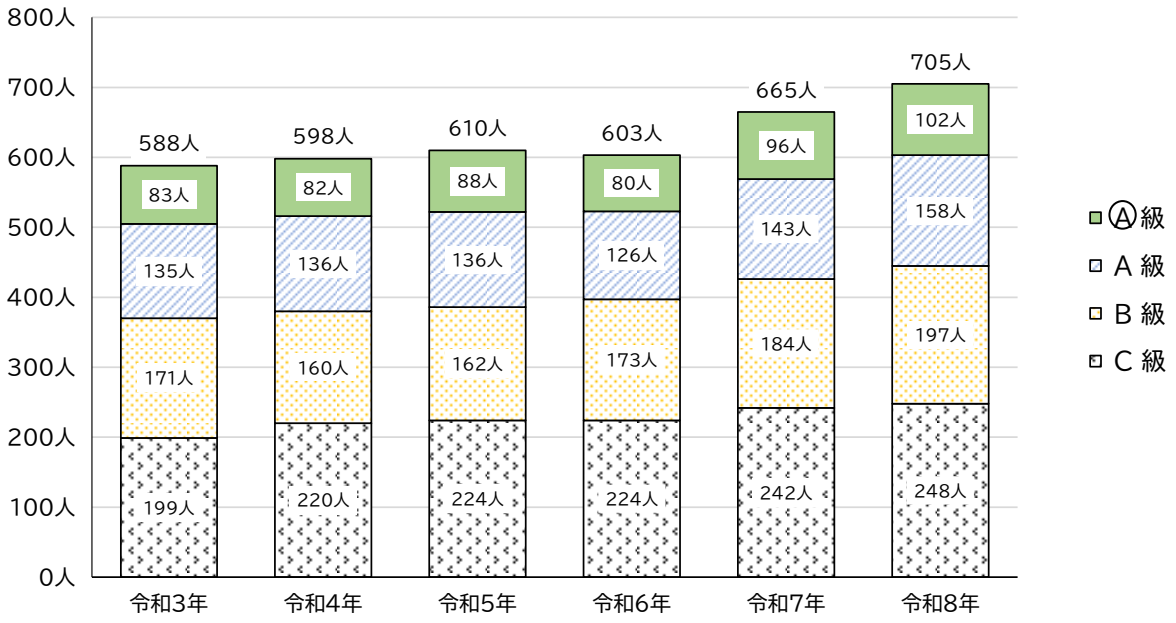
（単位：人）

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
等級別	1級	817	756	738	732	746	765
	2級	335	319	318	304	297	292
	3級	418	406	402	373	365	356
	4級	577	601	585	583	592	573
	5級	142	147	157	155	156	160
	6級	130	131	131	124	132	126
種類別	視覚障がい	123	126	127	135	140	153
	聴覚・平衡機能障がい	176	166	177	167	174	174
	音声・言語・そしゃく機能障がい	36	33	30	26	32	27
	肢体不自由	1,232	1,159	1,161	1,114	1,098	1,077
	内部障がい	852	876	836	829	844	841
合計		2,419	2,360	2,331	2,271	2,288	2,272

(3)知的障がい者

本市における知的障がい者(療育手帳所持者)の数は、令和3年以降増加傾向となっています。
令和8年4月1日現在で705人となっており、令和3年から117人増加しています。
障がいの程度別では、C級(軽度)が248人と最も多くなっています。

■障がい程度別の療育手帳所持者数の推移



資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

(単位:人)

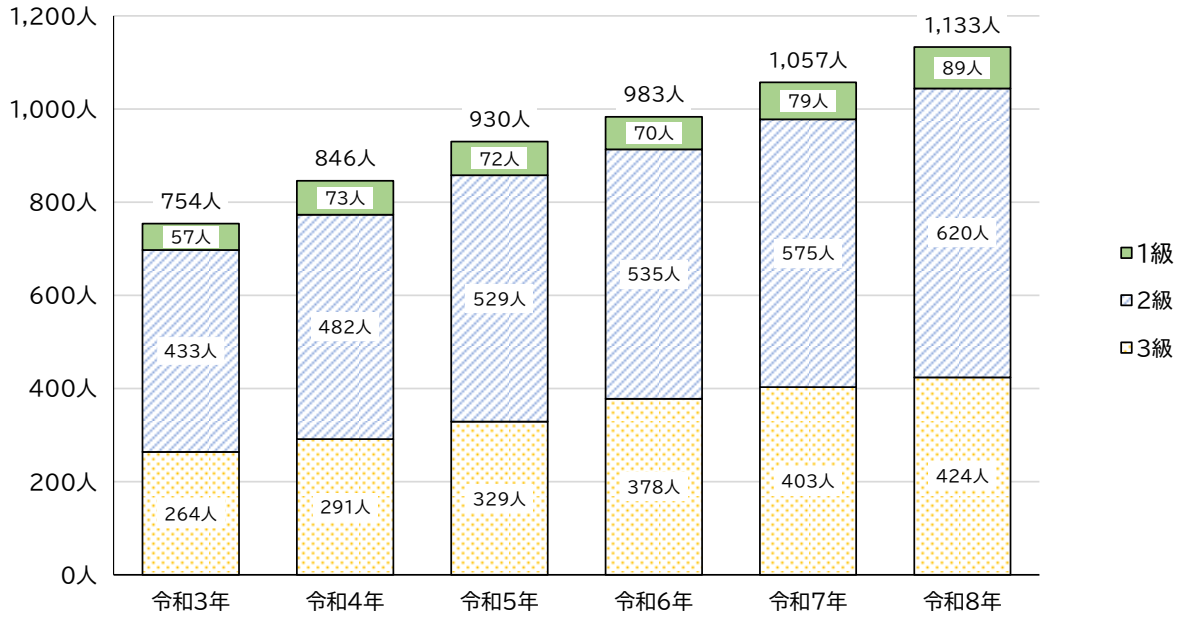
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
Ⓐ 級	83	82	88	80	96	102
A級	135	136	136	126	143	158
B級	171	160	162	173	184	197
C級	199	220	224	224	242	248
合計	588	598	610	603	665	705

(4)精神障がい者

本市における精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)の数は、令和3年以降増加傾向となっています。令和8年4月1日現在で1,133人となっており、令和3年から379人増加しています。

また、障がいの等級別では、2級が620人と最も多くなっています。

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

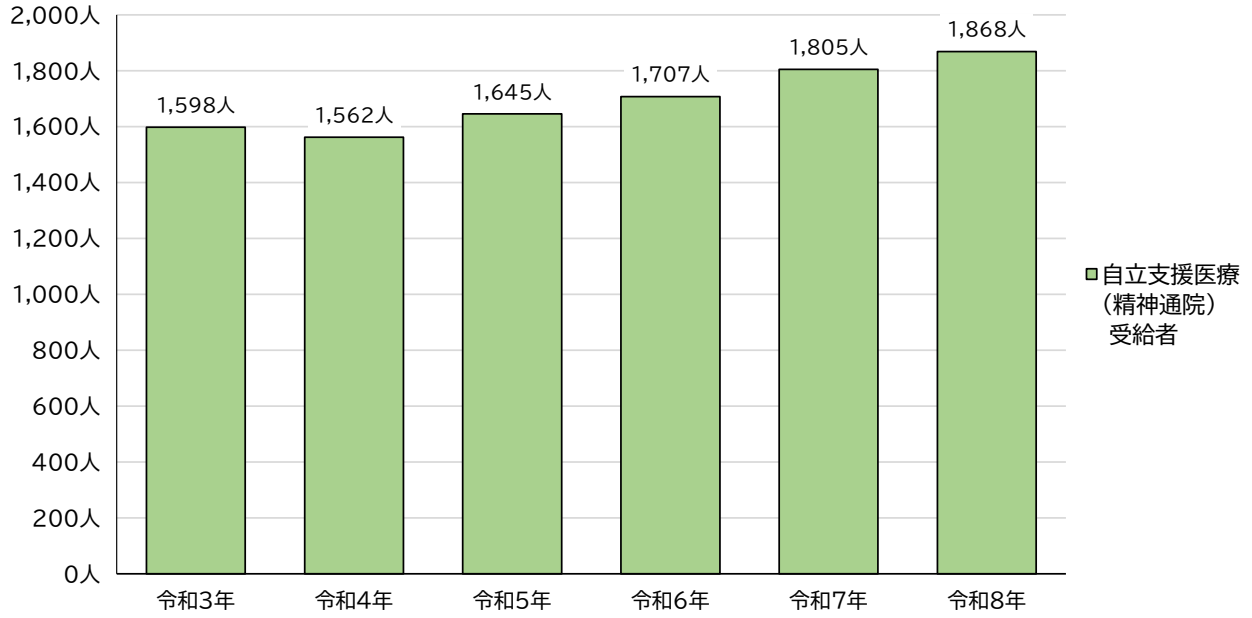
(単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1級	57	73	72	70	79	89
2級	433	482	529	535	575	620
3級	264	291	329	378	403	424
合計	754	846	930	983	1,057	1,133

(5)自立支援医療(精神通院)受給者

自立支援医療(精神通院)受給者数は、令和3年以降増減はありますが、概ね増加傾向で推移しており、令和8年4月1日現在で1,868人となっています。

■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



資料:市障がい福祉課(各年4月1日現在)

(6)小児慢性特定疾病医療費受給者

小児慢性特定疾病医療費受給者数は、令和3年以降増減を繰り返しており、令和8年4月1日現在で79人となっています。

(単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
小児慢性特定疾病医療費受給者	86	92	85	88	84	79

資料:草加保健所(各年4月1日現在)

(7)市内小中学校特別支援学級及び生徒数

令和8年4月1日現在における市内小中学校の特別支援学級数は、小学校31学級、中学校13学級となっており、児童・生徒数は、小学校が173人、中学校が68人となっています。

(単位:学級・人)

	学級数	児童・生徒数
小学校	31	173
中学校	13	68
計	44	241

資料:市教育委員会小中一貫教育課(令和8年4月1日現在)

3　アンケート調査・グループインタビュー結果概要

(1)アンケート調査概要

障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見等を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

■調査の方法

区分	調査対象・抽出方法	調査方法	調査期間
障がい者アンケート	18 歳以上 65 歳未満の障がい者手帳または自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	【配布方法】 郵送 【回収方法】 郵送・WEB	令和8年2月27日～3月 31 日
障がい児アンケート	18 歳未満の障がい者手帳または障がい児通所支援受給者証所持者		
一般市民アンケート	18 歳以上の市民（無作為抽出）		
障がい福祉サービス事業者アンケート	市内障がい福祉サービス事業者		

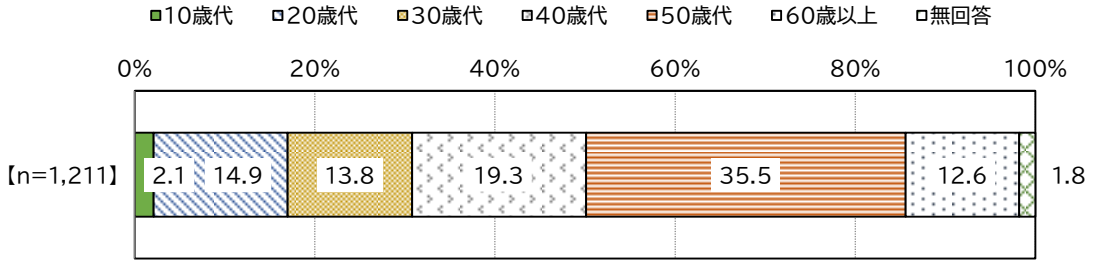
■回収結果

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者アンケート	2,394	1,211	50.6%
障がい児アンケート	538	353	65.6%
一般市民アンケート	998	420	42.1%
障がい福祉サービス事業者アンケート	73	37	50.7%

(2)障がい者アンケート

① あなたの年齢をお答えください。(令和8年2月1日現在)

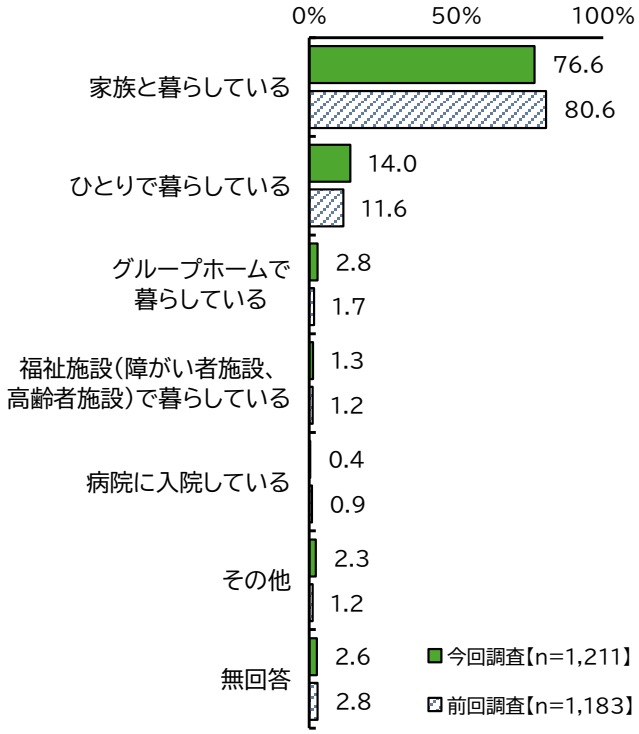
対象者の年齢は、「50歳代」が35.5%で最も多く、次いで、「40歳代」が19.3%、「20歳代」が14.9%となっています。



② あなたは現在どのように暮らしていますか。

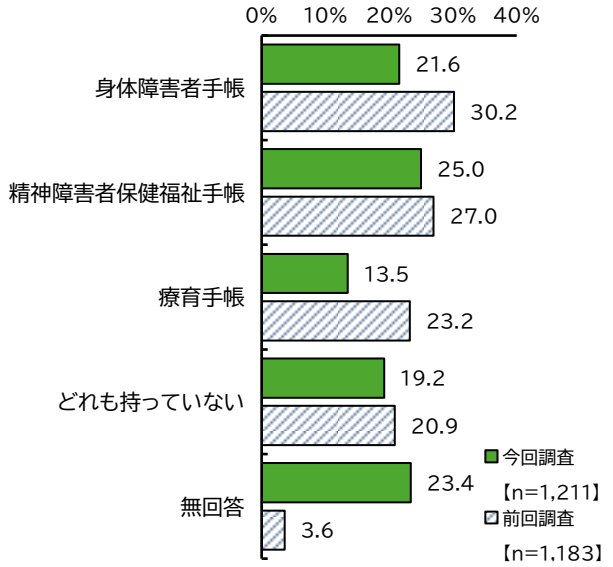
現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」が76.6%で最も多く、次いで、「ひとりで暮らしている」が14.0%、「グループホームで暮らしている」が2.8%となっています。

前回調査と比較すると、「ひとりで暮らしている」が増加し、「家族と暮らしている」が減少しています。



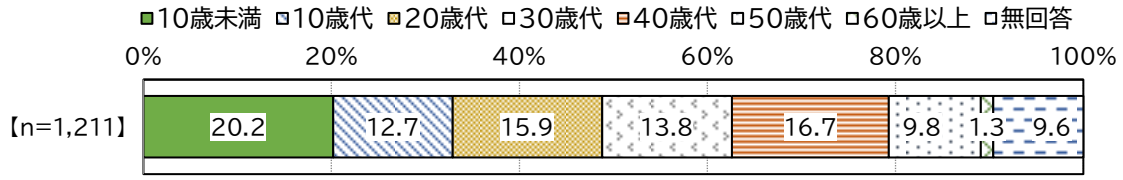
③　あなたがお持ちの手帳の種類・等級をおたずねします。
（あてはまるものすべてに○）

お持ちの手帳は、「精神障害者保健福祉手帳」が25.0%で最も多く、次いで、「身体障害者手帳」が21.6%、「療育手帳」が13.5%となっています。



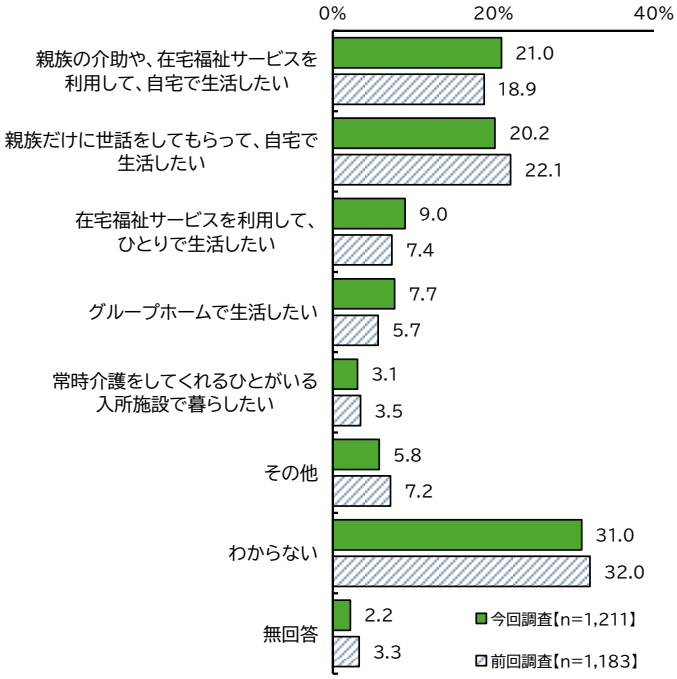
④　あなたの主な障がい・疾患等が生じたのは、何歳頃ですか。

「10歳未満」が20.2%で最も多く、次いで、「40歳代」が16.7%、「20歳代」が15.9%となっています。



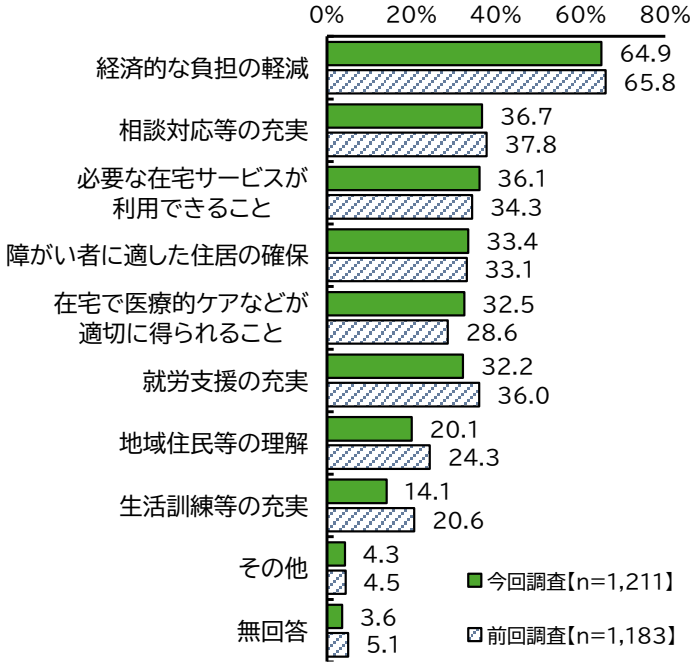
⑤　あなたは、将来どのように生活したいと思いますか。（○は1つだけ）

「親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、自宅で生活したい」が21.0%で最も多く、次いで、「親族だけに世話をしてもらって、自宅で生活したい」が20.2%、「在宅福祉サービスを利用して、ひとりで生活したい」が9.0%となっています。



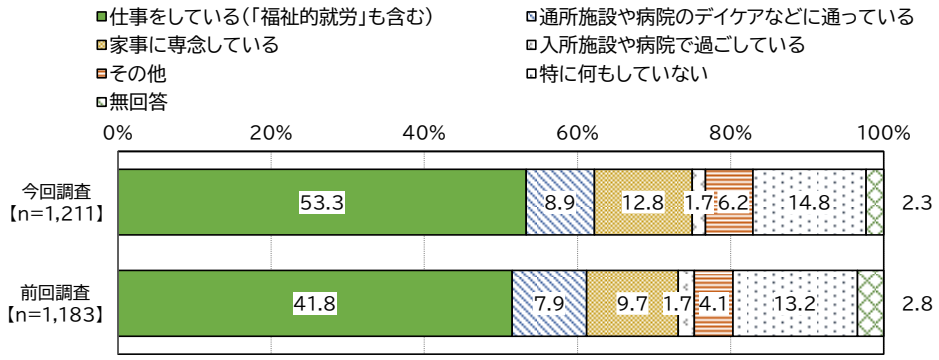
⑥　あなたは、地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

「経済的な負担の軽減」が64.9%で最も多く、次いで、「相談対応等の充実」が36.7%、「必要な在宅サービスが利用できること」が36.1%となっています。



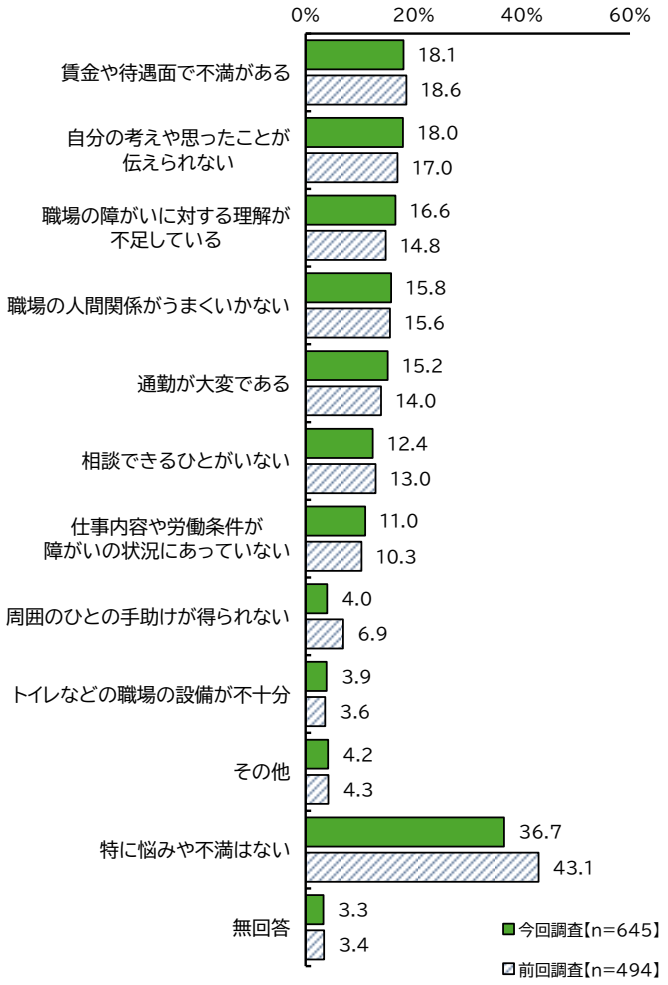
⑦　あなたは普段、主にどのような活動をしていますか。（○は1つだけ）

「仕事をしている（「福祉的就労」も含む）」が53.3%で最も多く、次いで、「家事に専念している」が12.8%、「通所施設（生活介護など）や病院のデイケアなどに通っている」が8.9%となっています。



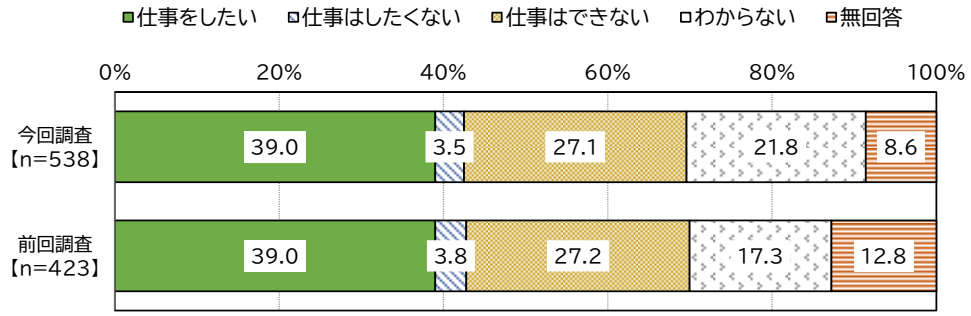
⑧　現在の仕事について、悩みや不満などはありますか。（あてはまるものすべてに○）

「賃金や待遇面で不満がある」が18.1%で最も多く、次いで、「自分の考えや思ったことが伝えられない」が18.0%となっています。一方、「特に悩みや不満はない」が36.7%となっています。



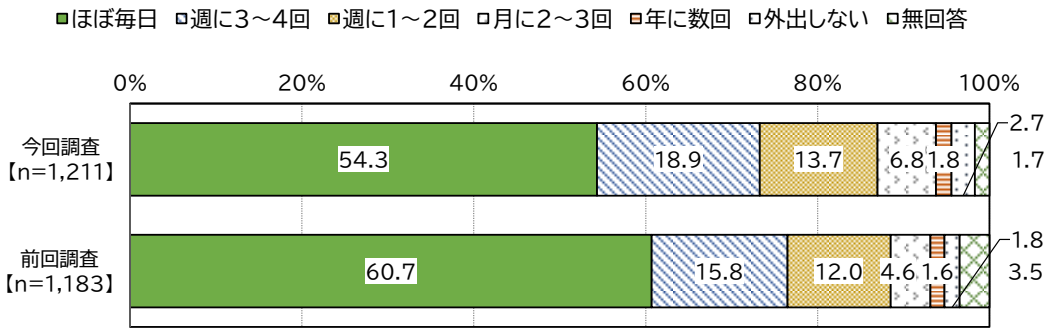
⑨　あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

「仕事をしたい」が39.0%、次いで、「仕事はできない」が27.1%となっています。



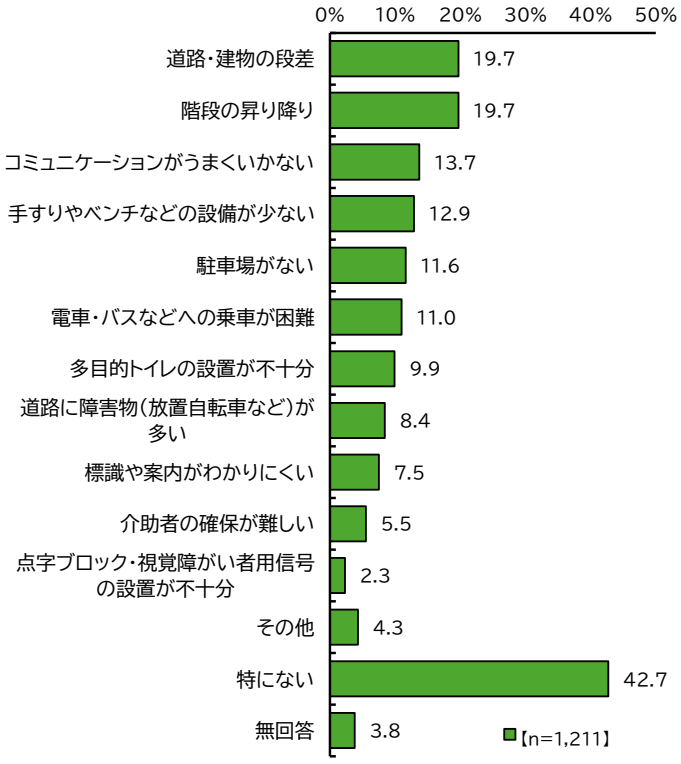
⑩　あなたは、日常どのくらい外出していますか（通勤や通所を含む）。（○は1つだけ）

「ほぼ毎日」が54.3%で最も多く、次いで、「週に3～4回」が18.9%、「週に1～2回」が13.7%、「月に2～3回」が6.8%、「外出しない」が2.7%となっています。



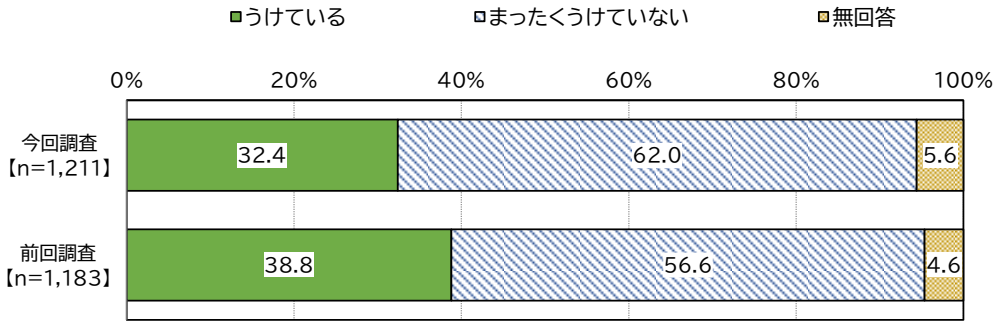
⑪　外出される際に、まちの中や建物の中で困ったり、不便に思うことはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

「道路・建物の段差」「階段の昇り降り」が19.7%で最も多くなっています。



⑫　日常生活において、あなたは何らかの介助や支援をうけていますか。（○は1つだけ）

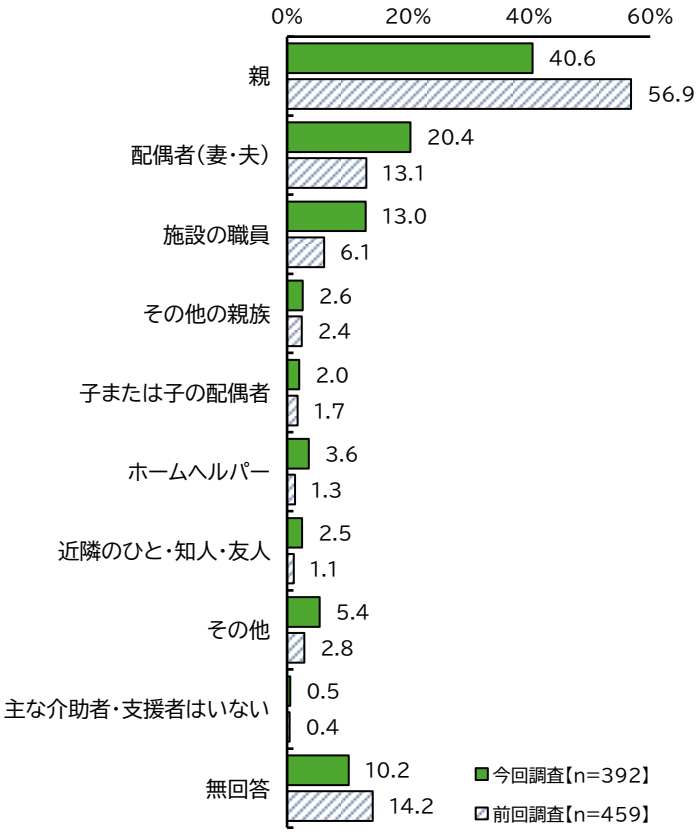
「うけている」が32.4%、「まったくうけていない」が62.0%となっています。
前回調査と比較すると、「うけている」が減少し、「まったくうけていない」が増加しています。



【⑫で「うけている」と回答された方におききします。】

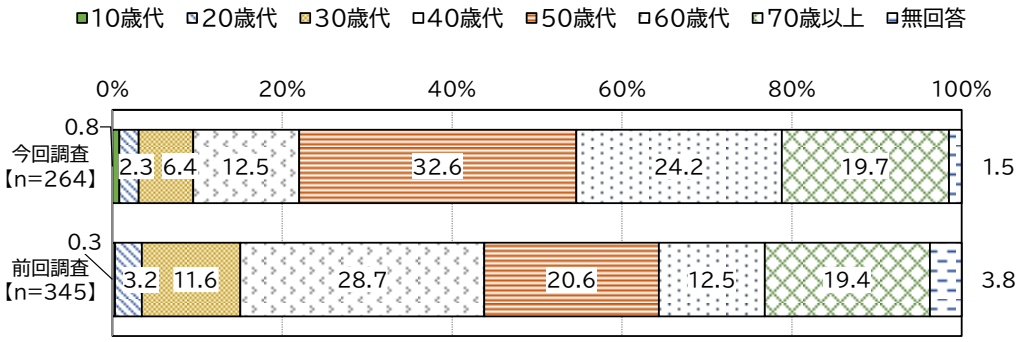
⑬　日常生活において、主な介助者、支援者はどなたですか。（○は1つだけ）

「親」が40.6%で最も多く、次いで、「配偶者（妻・夫）」が20.4%、「施設の職員」が13.0%、「その他」が5.4%、「ホームヘルパー」が3.6%となっています。



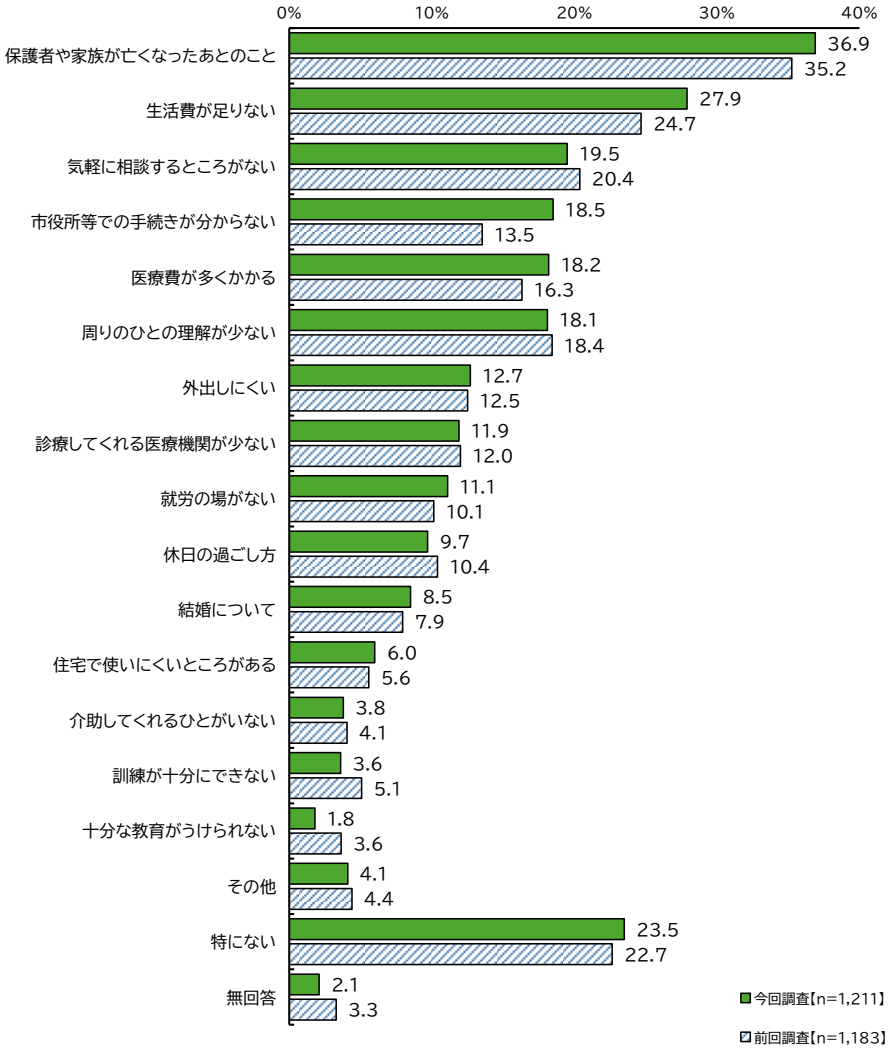
⑭　主な介助者、支援者の方の年代をお答えください。（○は1つだけ）

「50歳代」が32.6%で最も多く、次いで、「60歳代」が24.2%となっています。



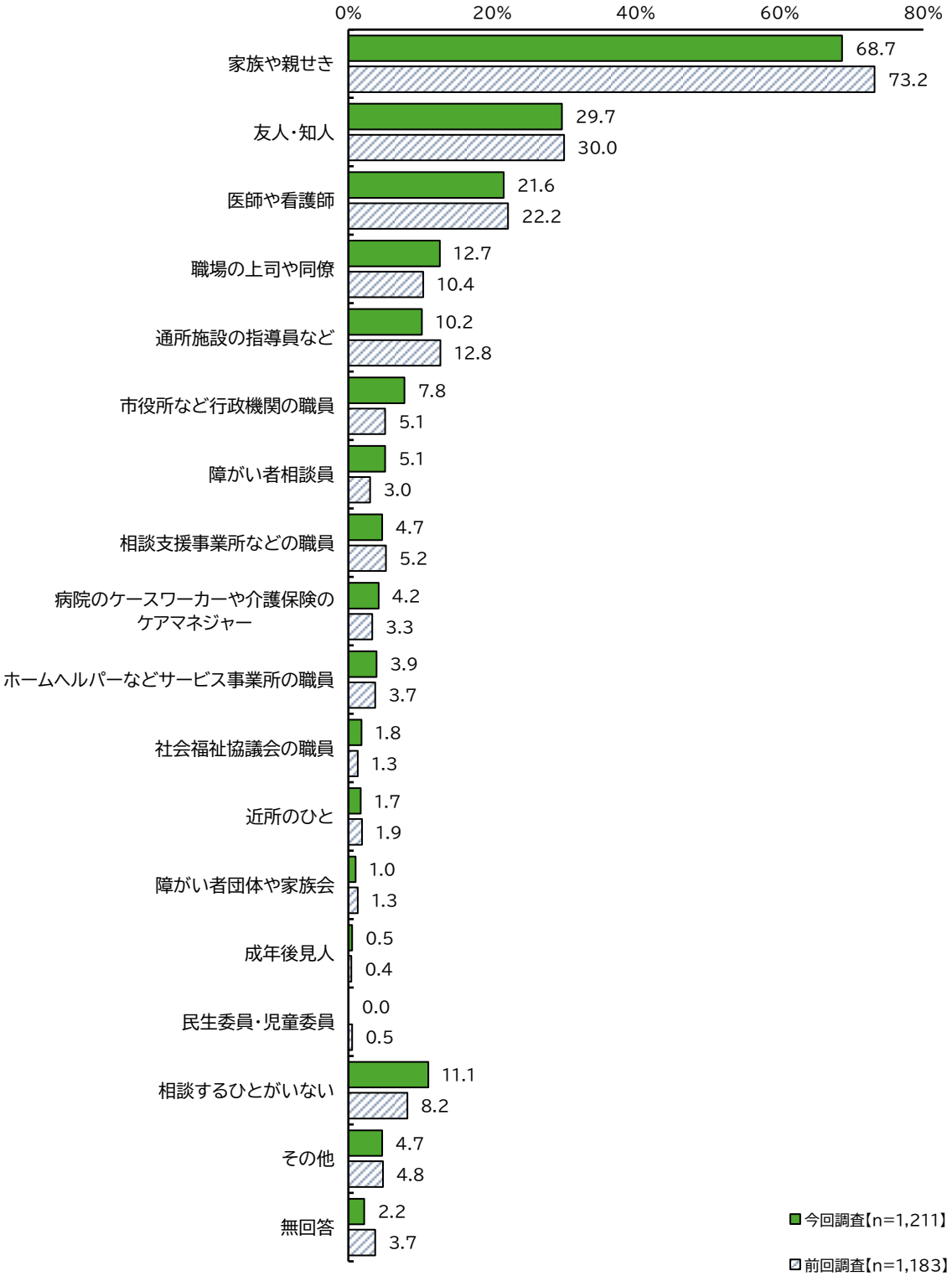
⑮　現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

「保護者や家族が亡くなったあとのこと」が36.9%で最も多く、次いで、「生活費が足りない」が27.9%、「気軽に相談するところがない」が19.5%、「市役所等での手続きが分からない」が18.5%となっています。



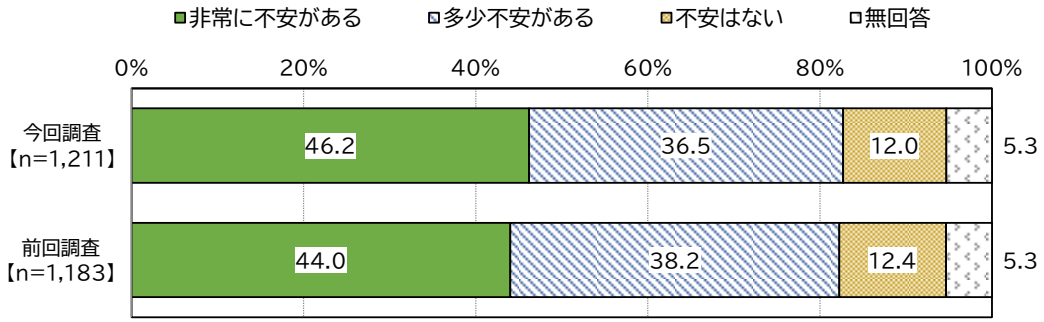
⑯　あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

「家族や親せき」が68.7%で最も多く、次いで、「友人・知人」が29.7%、「医師や看護師」が21.6%、「職場の上司や同僚」が12.7%、「相談するひとがいない」が11.1%となっています。



⑰　地震や災害などが起きた場合、あなたは不安に思いますか。（○は1つだけ）

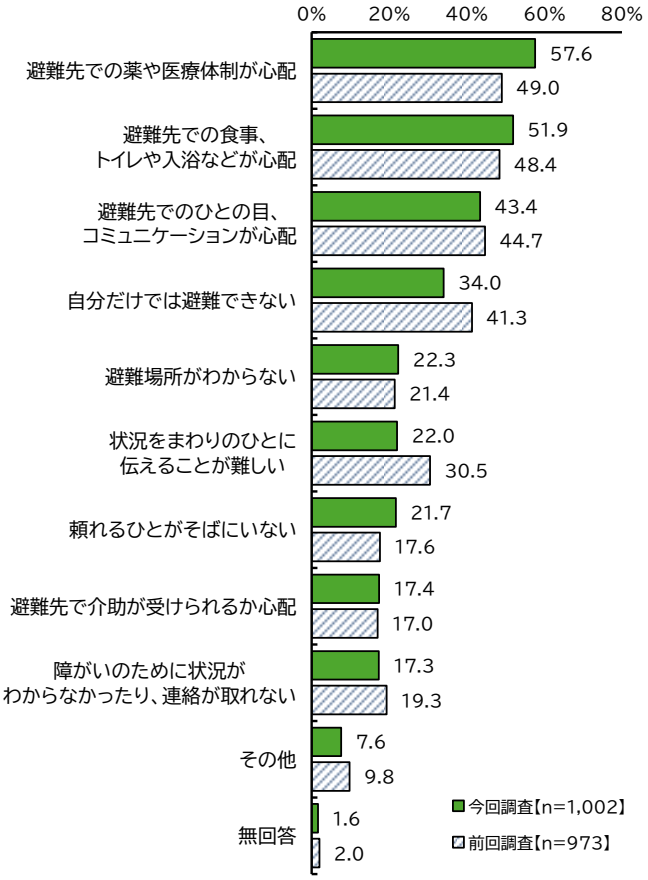
「非常に不安がある」が46.2%で最も多く、次いで、「多少不安がある」が36.5%、「不安はない」が12.0%となっています。



【⑰で「非常に不安がある」または「多少不安がある」と回答された方におききします。】

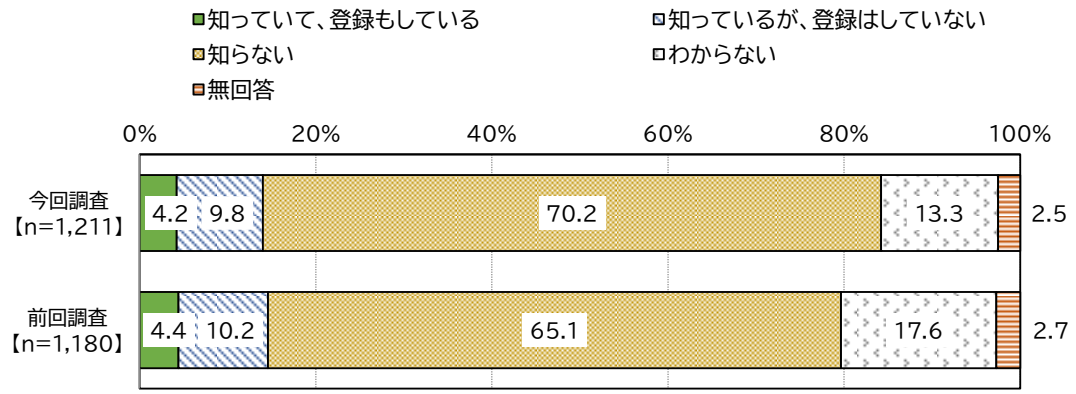
⑱　どういったことを不安に思いますか。（あてはまるものすべてに○）

「避難先での薬や医療体制が心配」が57.6%で最も多く、次いで、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が51.9%、「避難先でのひとの目、コミュニケーションが心配」が43.4%、「自分だけでは避難できない」が34.0%となっています。



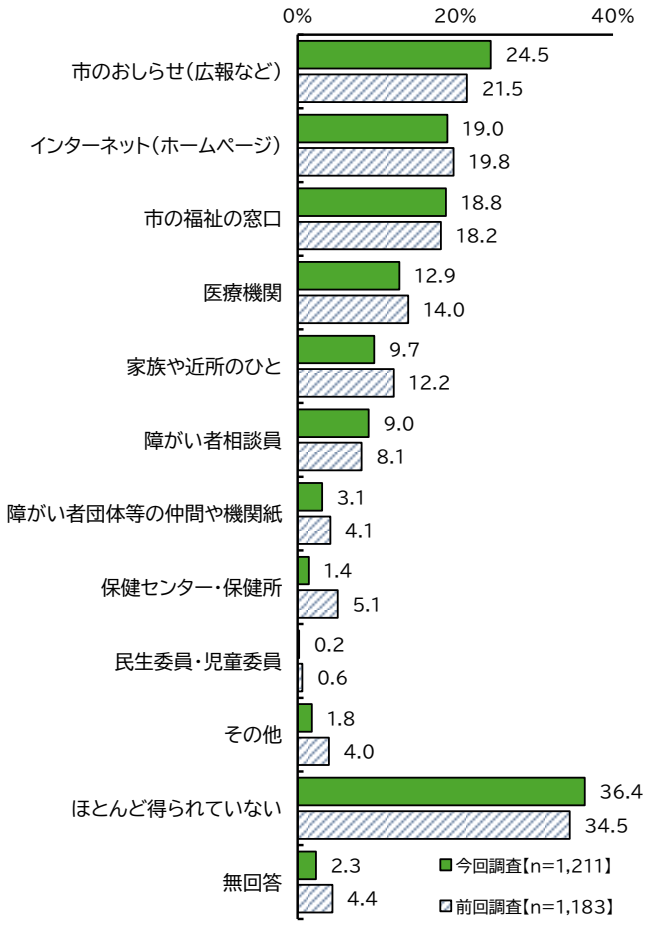
⑲　あなたは、「八潮市避難行動要支援者個別避難計画書」について、知っていますか。（○は1つだけ）

「知らない」が70.2%で最も多く、次いで、「知っているが、登録はしていない」が9.8%、「知っていて、登録もしている」が4.2%となっています。



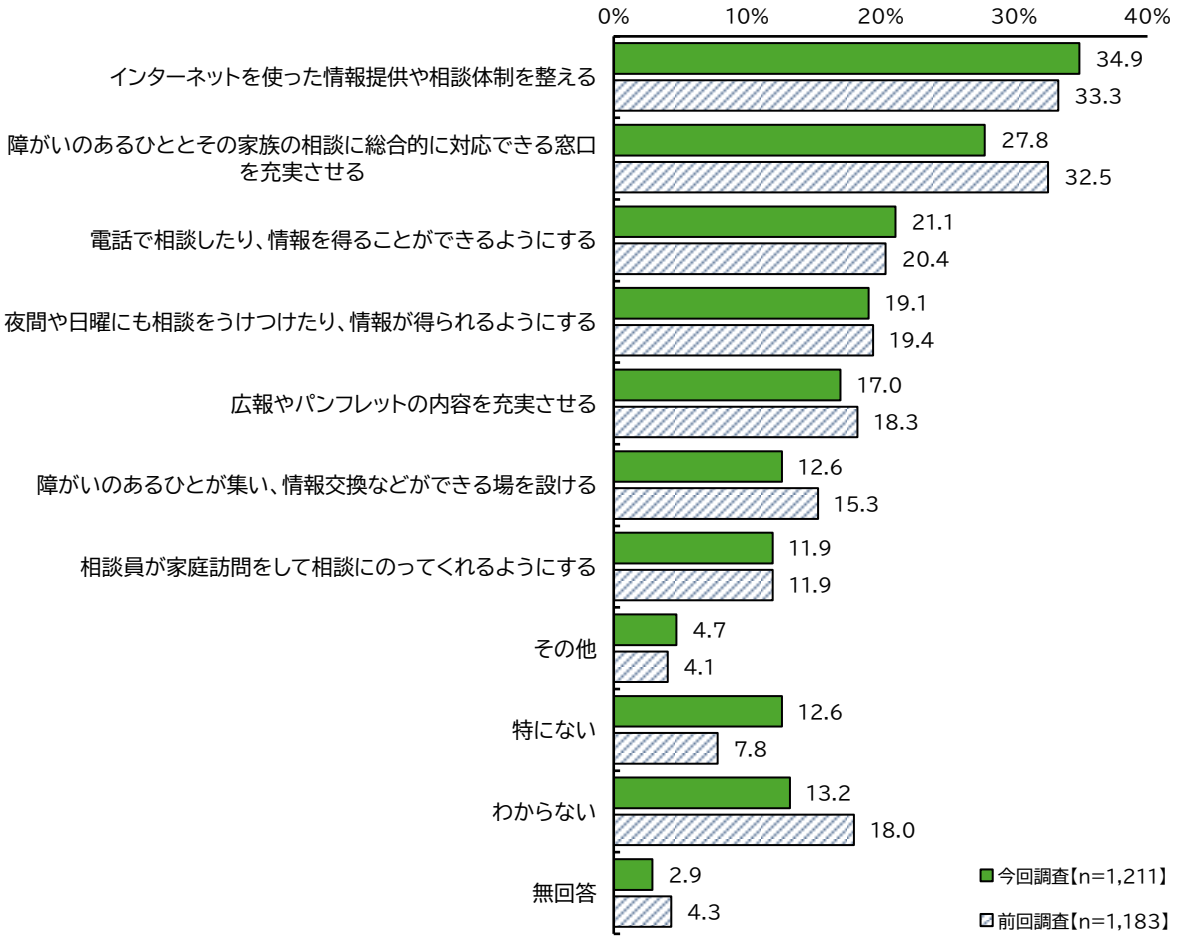
⑳　市が行っている障がい者に対するサービスや施策についての情報は、どこから得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

「市のおしらせ（広報など）」が24.5%で最も多く、次いで、「インターネット（ホームページ）」が19.0%、「市の福祉の窓口」が18.8%、「医療機関」が12.9%となっています。一方で、「ほとんど得られていない」が36.4%となっています。



㉑　日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについて、どのようなことを改善していく必要があると思いますか。（○は3つまで）

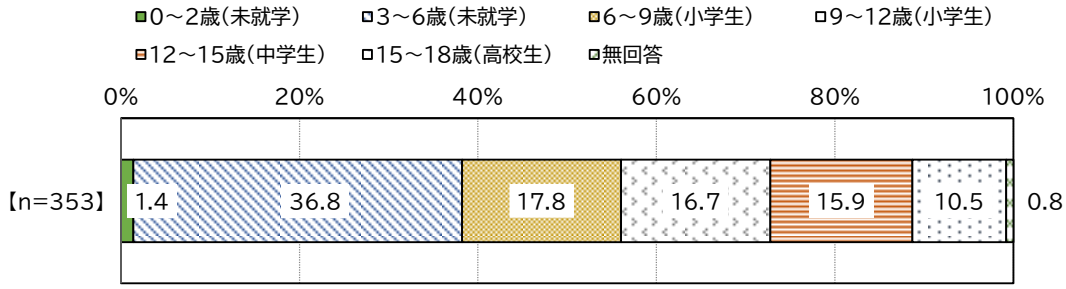
「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が34.9%で最も多く、次いで、「障がいのあるひととその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が27.8%、「電話で相談したり、情報を得ることができるようにする」が21.1%となっています。



(3)障がい児アンケート

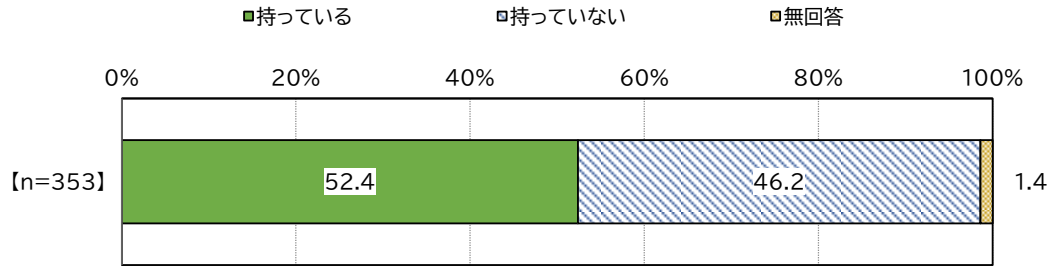
① お子さんの年齢を教えてください。(令和8年2月1日現在)(○は1つだけ)

お子さんの年齢については、「3～6歳(未就学)」が36.8%で最も多く、次いで、「6～9歳(小学生)」が17.8%、「9～12歳(小学生)」が16.7%となっています。



② お子さんは障がい者手帳を持っていますか。(○は1つだけ)

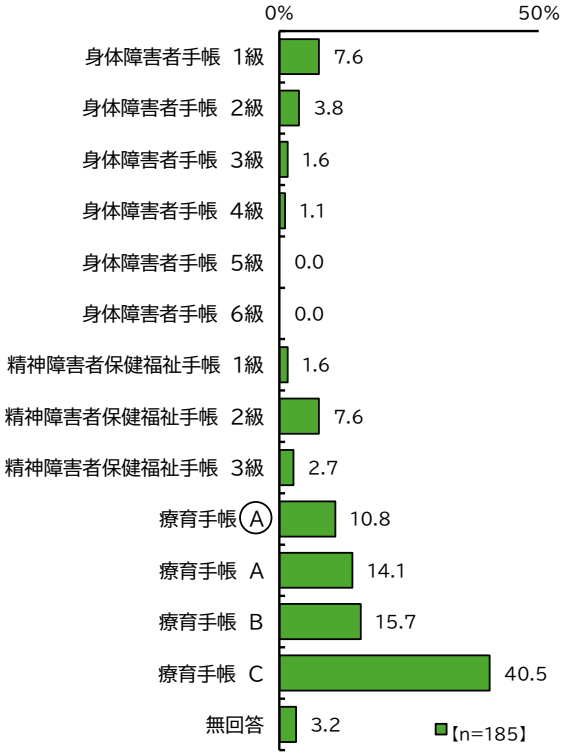
手帳の所持状況については、「持っている」が52.4%、「持っていない」が46.2%となっています。



【②で「持っている」と回答された方におききします。】

③　お子さんがお持ちの障がい者手帳の種類と等級は何ですか。 （あてはまるものすべてに○）

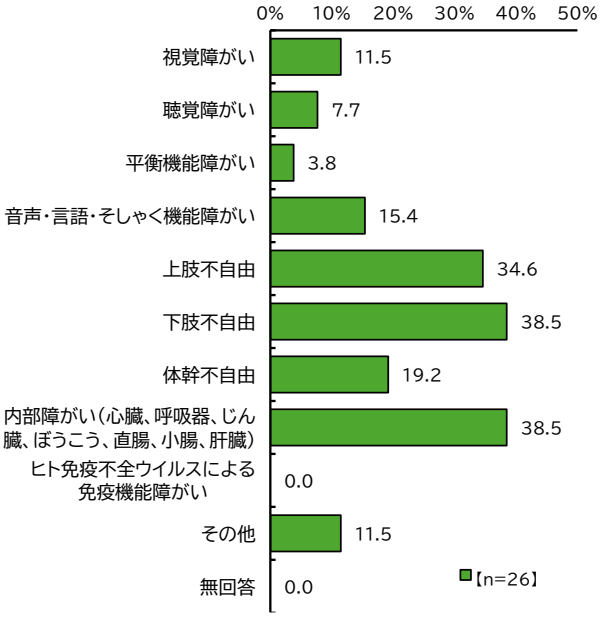
手帳の種類・等級については、「療育手帳　C」が40.5%で最も多く、次いで、「療育手帳　B」が15.7%、「療育手帳　A」が14.1%となっています。



【③で「身体障害者手帳」と回答された方におききします。】

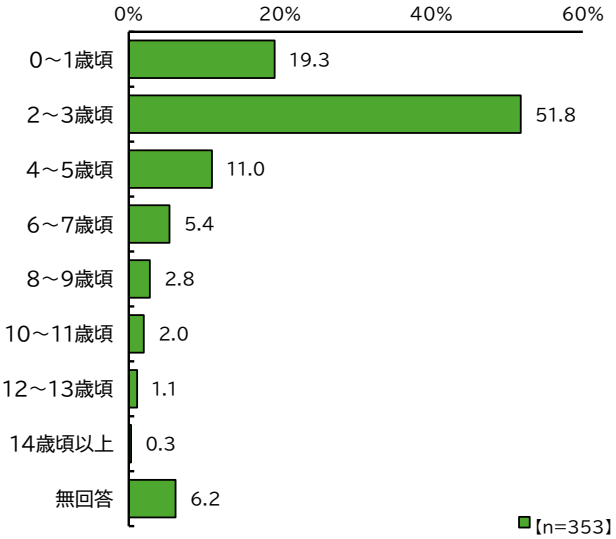
④　お子さんはどのような障がいがありますか。（あてはまるものすべてに○）

主な障がいについては、「下肢不自由」「内部障がい（心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）」が38.5%、「上肢不自由」が34.6%となっています。



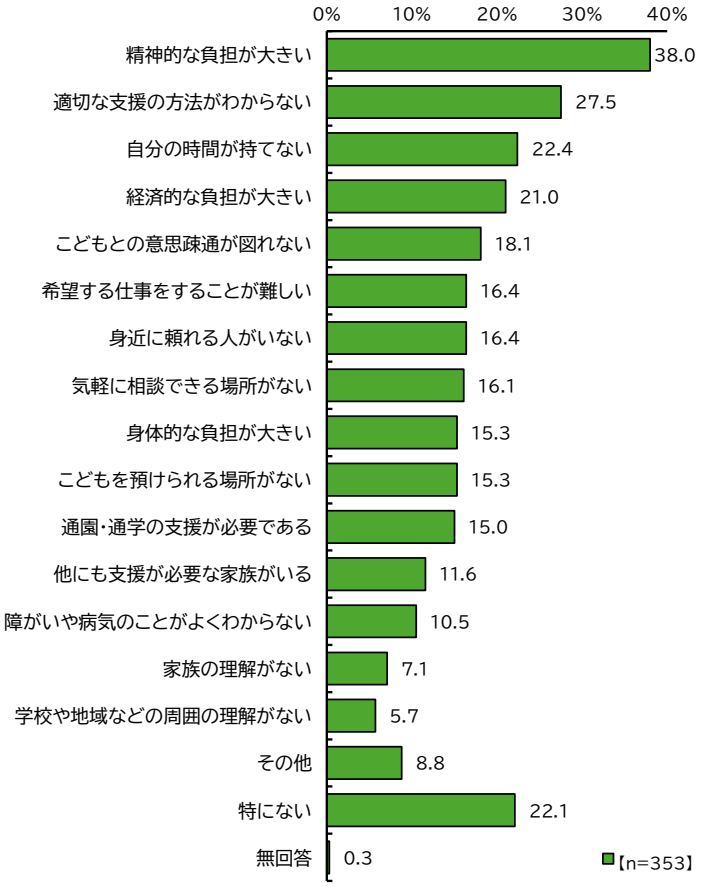
⑤　お子さんの主な障がい・疾患等が生じたのは、何歳頃ですか。

主な障がい・疾患等が生じた時期については、「2～3歳頃」が51.8%で最も多く、次いで、「0～1歳頃」が19.3%、「4～5歳頃」が11.0%、「6～7歳頃」が5.4%、「8～9歳頃」が2.8%となっています。



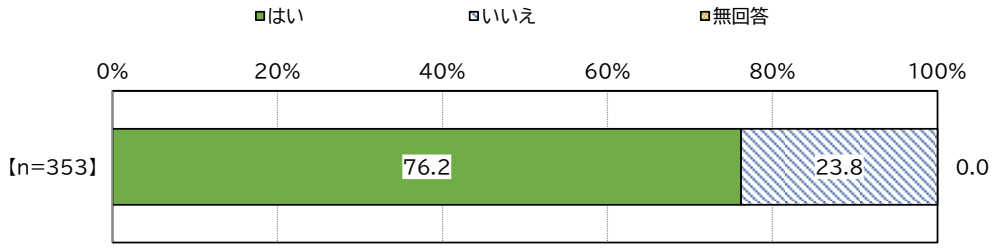
⑥　日頃、お子さんと関わっていく上で、どのような不安や困りごとがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

お子さんとの関わり方への不安、困りごとについては、「精神的な負担が大きい」が38.0%で最も多く、次いで、「適切な支援の方法がわからない」が27.5%となっています。



⑦　お子さんは、障がい児通所支援を利用していますか。（○は1つだけ）

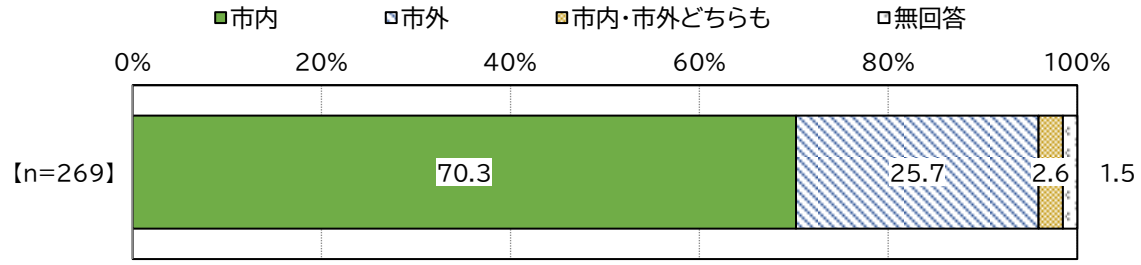
障がい児通所支援の利用状況については、「はい」が76.2%、「いいえ」が23.8%となっています。



【⑦で「はい」と回答された方におききします。】

⑧　利用している事業所は市内、市外どちらですか。（○はひとつだけ）

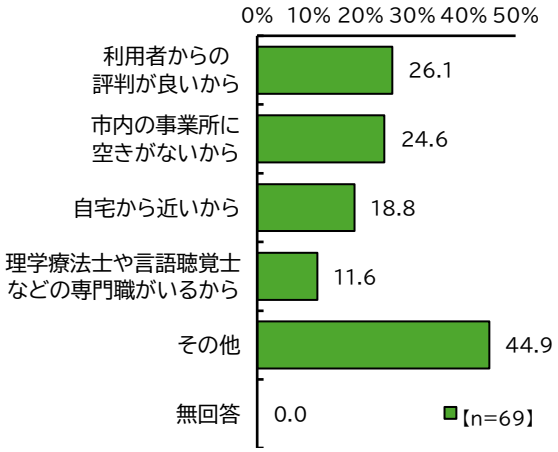
事業所の所在地については、「市内」が70.3%、「市外」が25.7%、「市内・市外どちらも」が2.6%となっています。



【⑧で「市外」と回答された方におききします。】

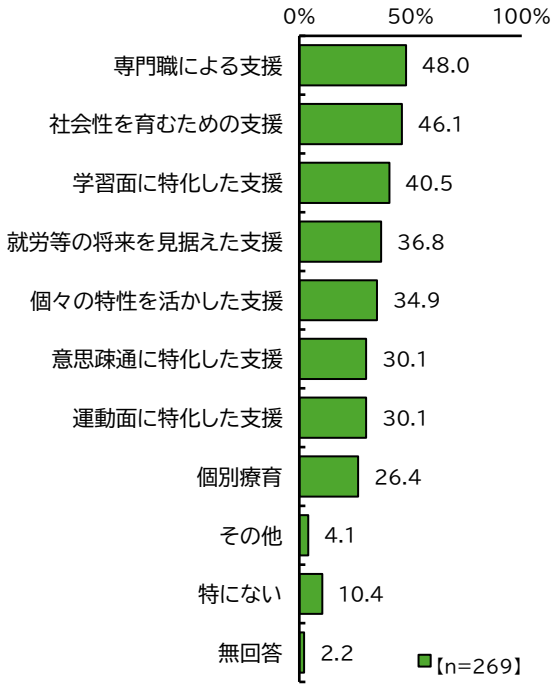
⑨　市外の事業所に通っている理由を教えてください。
（あてはまるものすべてに○）

市外の事業所に通っている理由については、「利用者からの評判が良いから」が26.1%で最も多く、次いで、「市内の事業所に空きがないから」が24.6%、「自宅から近いから」が18.8%、「理学療法士や言語聴覚士などの専門職がいるから」が11.6%となっています。



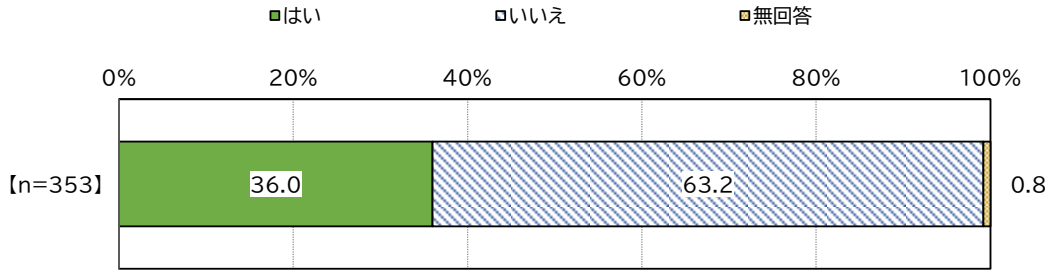
⑩　さらに充実してほしい療育の内容があれば教えてください。
（あてはまるものすべてに○）

充実してほしい療育の内容については、「専門職による支援」が48.0%で最も多く、次いで、「社会性を育むための支援」が46.1%、「学習面に特化した支援」が40.5%、「就労等の将来を見据えた支援」が36.8%、「個々の特性を活かした支援」が34.9%となっています。



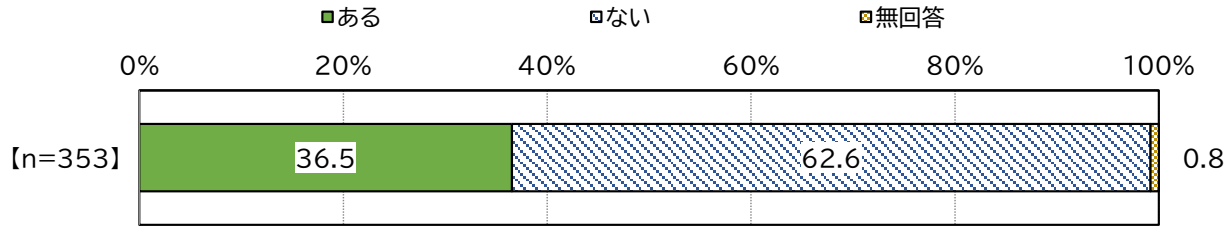
⑪　お子さんは、障がい児相談支援を利用していますか。（○は1つだけ）

障がい児相談支援の利用の有無については、「はい」が36.0%、「いいえ」が63.2%となっています。



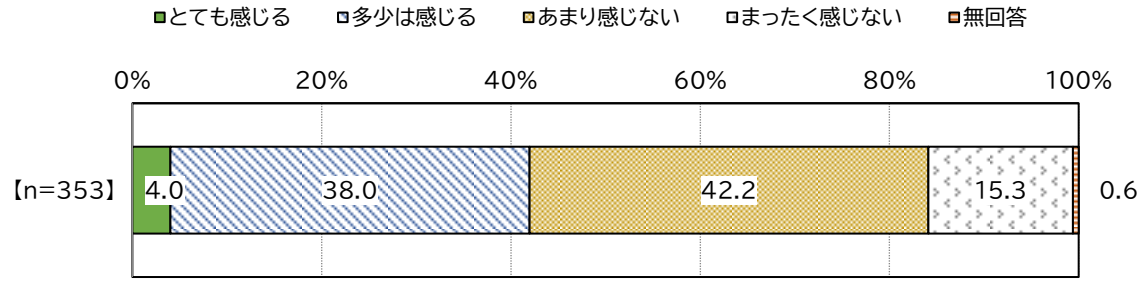
⑫　お子さんは、日常生活の中で、障がいがあることが原因で差別やいやな思いをしたことがありますか。（○は1つだけ）

障害があることが原因で差別やいやな思いをした経験の有無については、「ある」が36.5%、「ない」が62.6%となっています。



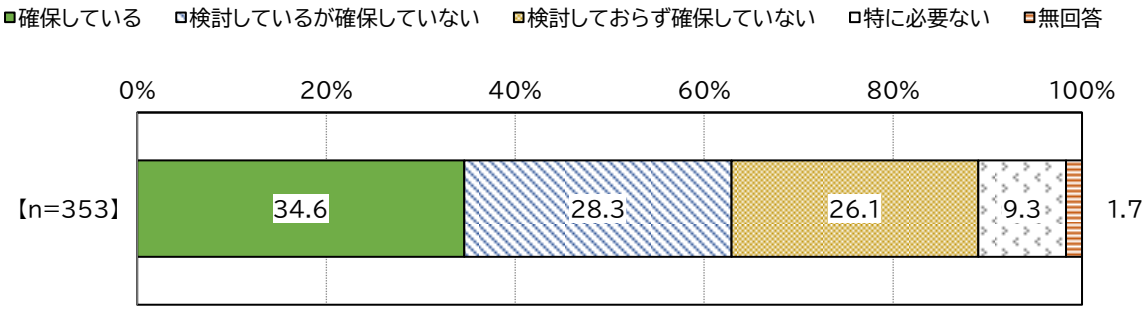
⑬　あなたは、地域の方の障がい児に対する理解が深まっていると感じますか。
（○は1つだけ）

地域の方の障がい児に対する理解については、「あまり感じない」が42.2%で最も多く、次いで、「多少は感じる」が38.0%、「まったく感じない」が15.3%、「とても感じる」が4.0%となっています。



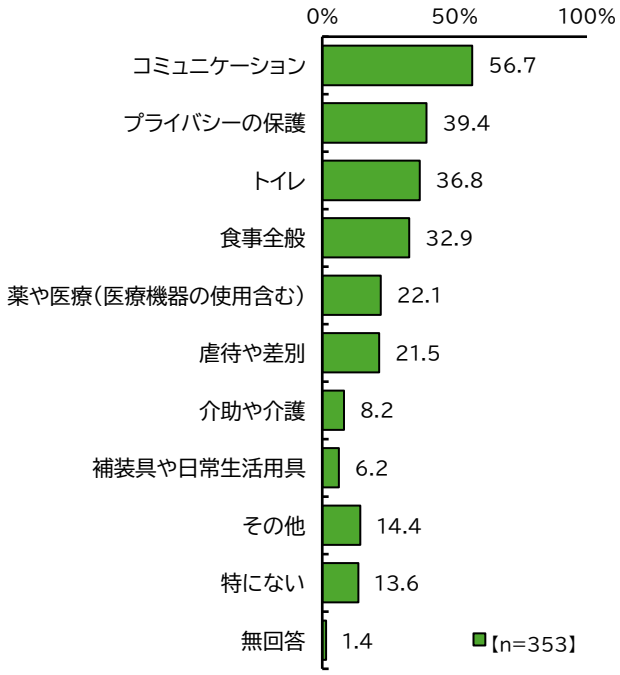
⑭　お子さんやご家族の緊急時に備えて、お子さんの預け先を確保していますか。
（○は1つだけ）

緊急時の預け先については、「確保している」が34.6%で最も多く、次いで、「検討しているが確保していない」が28.3%、「検討しておらず確保していない」が26.1%となっています。



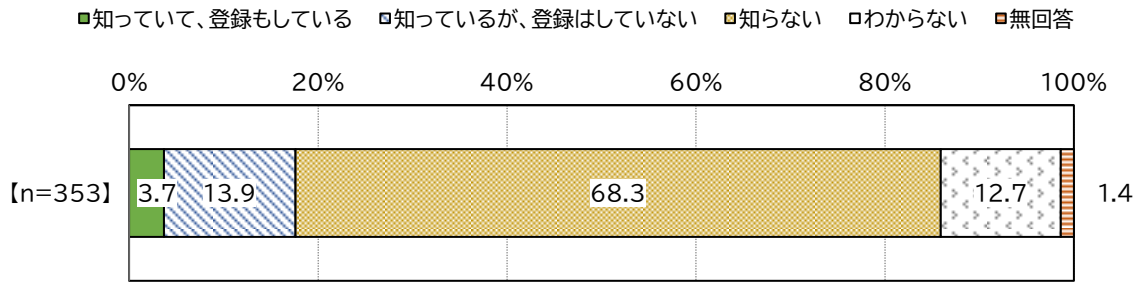
⑮　避難所での避難生活で、お子さんについて、特に不安に思うことはありますか。
（あてはまるものすべてに○）

避難所での避難生活において不安なことについては、「コミュニケーション」が56.7%で最も多く、次いで、「プライバシーの保護」が39.4%、「トイレ」が36.8%、「食事全般」が32.9%、「薬や医療（医療機器の使用含む）」が22.1%となっています。



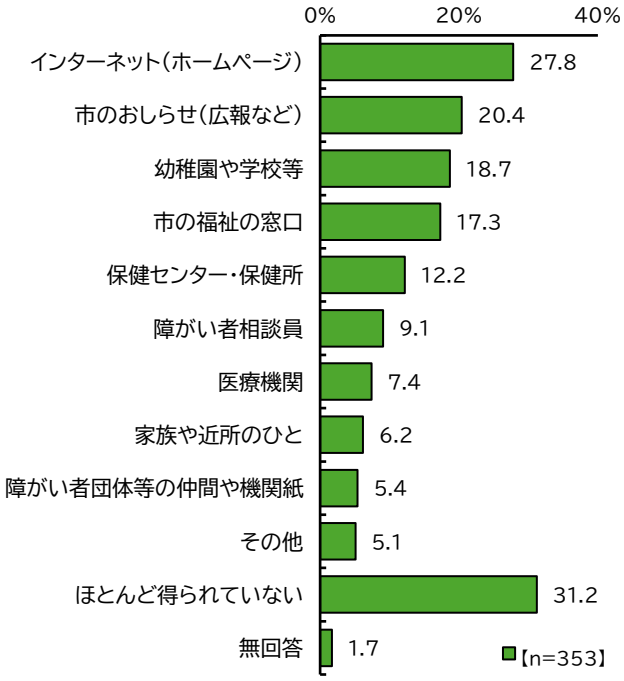
⑯　あなたは、「八潮市避難行動要支援者個別避難計画書」について、知っていますか。（○は1つだけ）

八潮市避難行動要支援者個別避難計画書の認知度については、「知らない」が68.3%で最も多く、次いで、「知っているが、登録はしていない」が13.9%、「知っていて、登録もしている」が3.7%となっています。



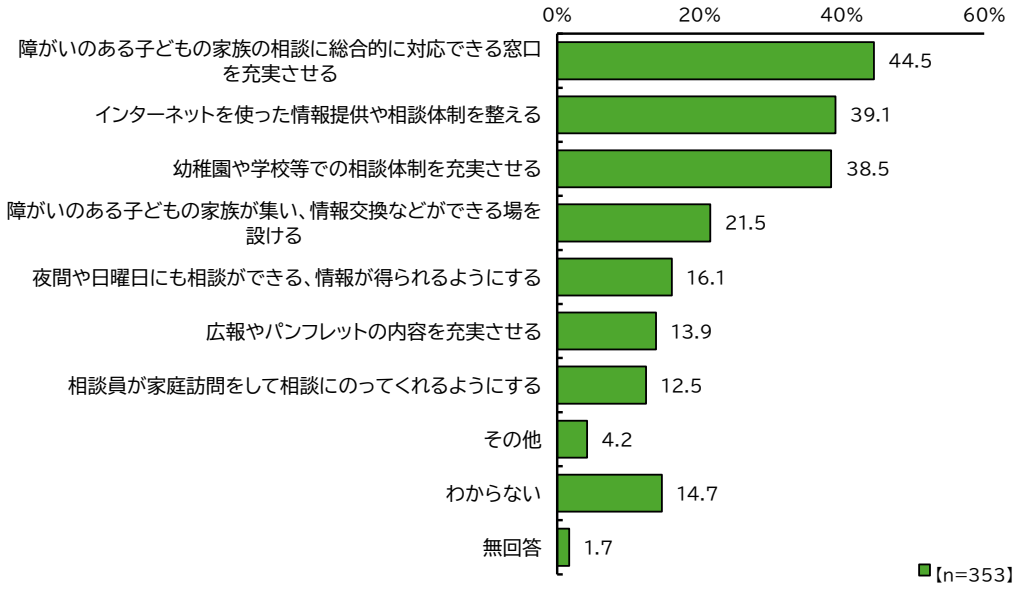
⑰　市が行っている障がい福祉サービスや施策についての情報は、どこから得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

障がい福祉サービスや施策についての情報の入手先については、「インターネット（ホームページ）」が27.8%で最も多く、次いで、「市のおしらせ（広報など）」が20.4%、「幼稚園や学校等」が18.7%、「市の福祉の窓口」が17.3%となっています。一方で、「ほとんど得られていない」が31.2%となっています。



⑱　日常生活上での相談や障がい福祉サービスの情報提供などについて、どのようなことを改善していく必要があると思いますか。（○は3つまで）

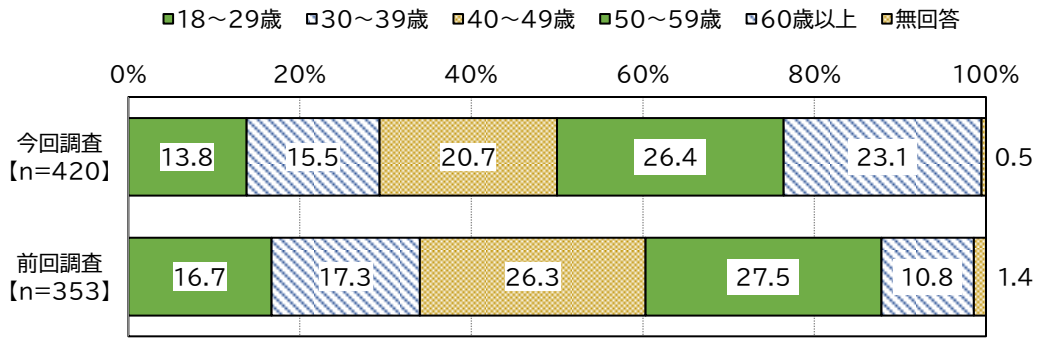
障がい福祉サービスや施策についての情報提供において改善する必要があることについては、「障がいのある子どもの家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」が44.5%で最も多く、次いで、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」が39.1%、「幼稚園や学校等での相談体制を充実させる」が38.5%となっています。



(4)一般市民アンケート

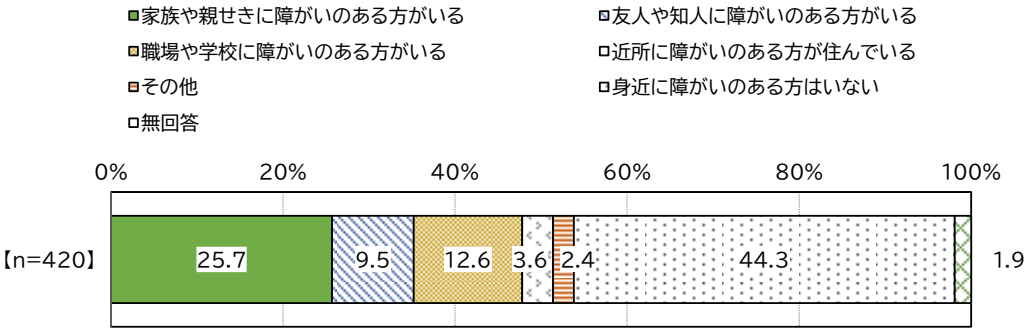
① あなたの年齢をお答えください。(令和8年2月1日現在)

年齢については、「50～59歳」が26.4%で最も多く、次いで、「60歳以上」が23.1%、「40～49歳」が20.7%、「30～39歳」が15.5%、「18～29歳」が13.8%となっています。



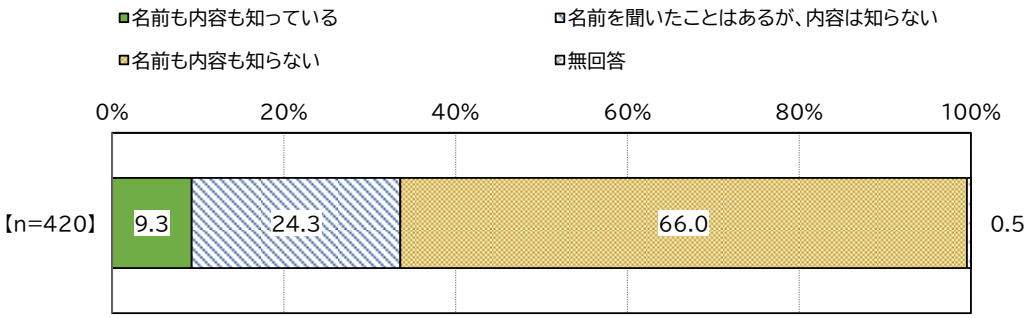
② 身近に障がいのある方はいますか。(○は1つだけ)

身近に障がいのある方がいるかについては、「家族や親せきに障がいのある方がいる」が25.7%で最も多く、次いで、「職場や学校に障がいのある方がいる」が12.6%、「友人や知人に障がいのある方がいる」が9.5%となっています。一方で、「身近に障がいのある方はいない」が44.3%となっています。



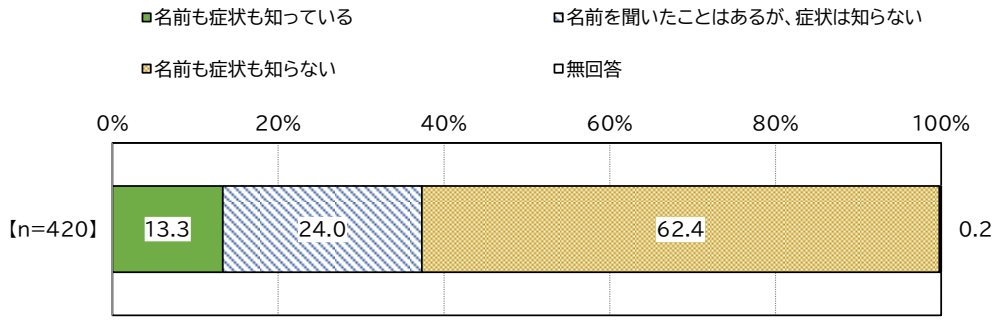
③ 平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は1つだけ)

障害者差別解消法の認知度については、「名前も内容も知らない」が66.0%で最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が24.3%、「名前も内容も知っている」が9.3%となっています。



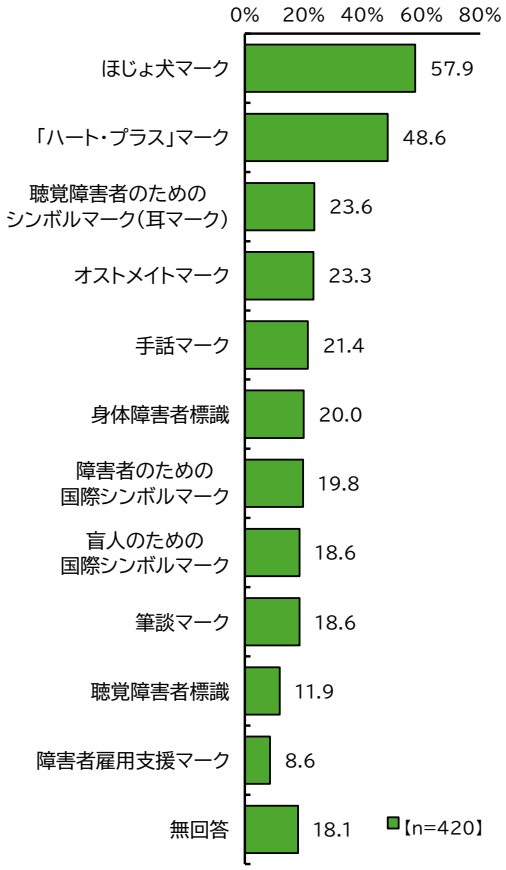
④　令和8年4月1日に「高次脳機能障害者支援法」が施行されますが、「高次脳機能障害」とはどのような症状があるかを知っていますか。（○は1つだけ）

高次脳機能障害の認知度については、「名前も症状も知らない」が62.4%で最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、症状は知らない」が24.0%、「名前も症状も知っている」が13.3%となっています。



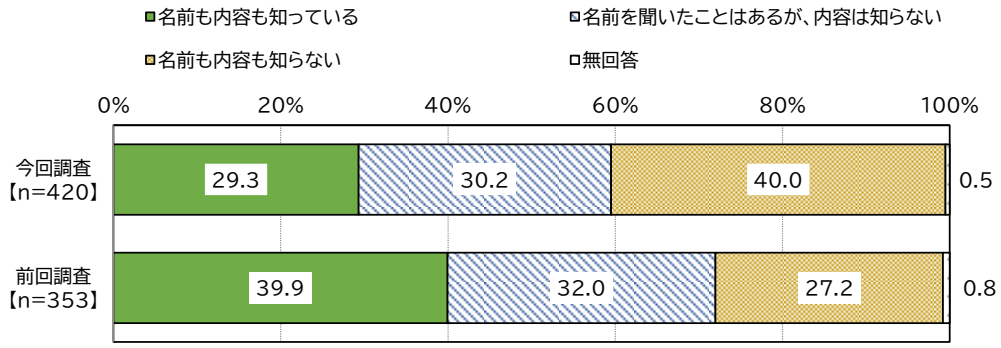
⑤　障がいのある方に配慮した施設・設備であることや、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標識があります。
以下のマークや標識を知っていますか。（知っているものすべてに○）

障がいに関するシンボルマークや標識の認知度については、「ほじょ犬マーク」が57.9%で最も多く、次いで、「「ハート・プラス」マーク」が48.6%、「聴覚障害者のためのシンボルマーク（耳マーク）」が23.6%、「オストメイトマーク」が23.3%、「手話マーク」が21.4%となっています。



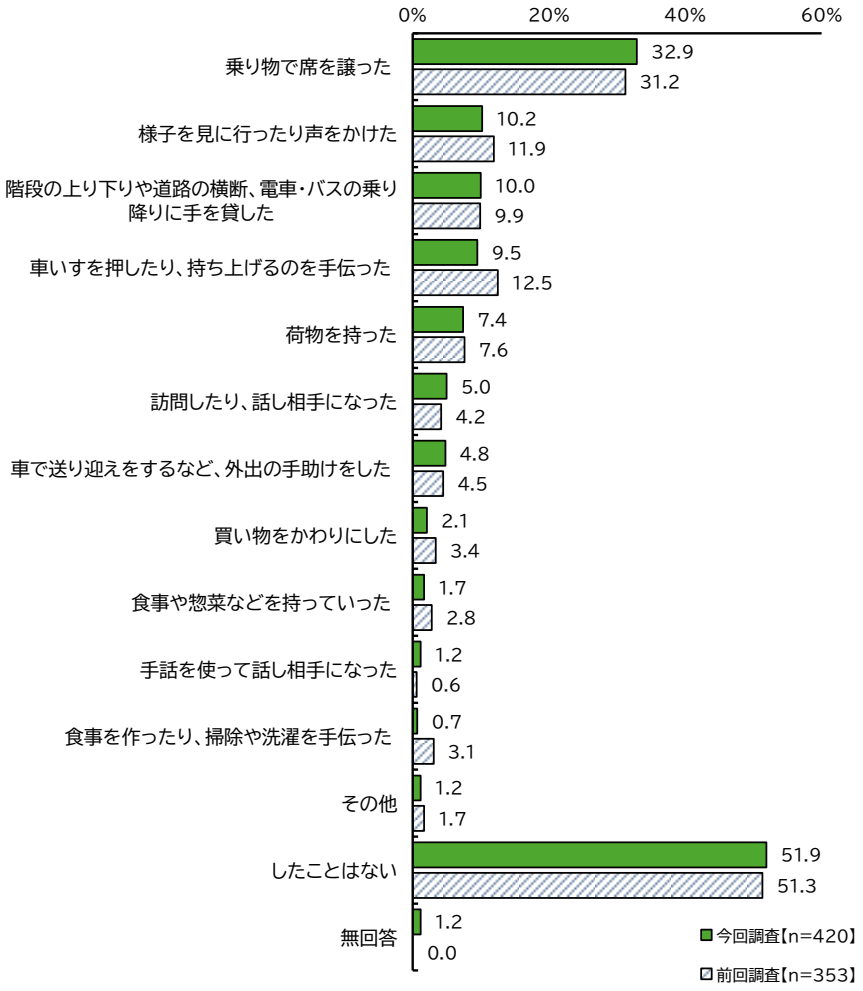
⑥　ヘルプマーク及びヘルプカードについて知っていますか。（○は1つだけ）

ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度については、「名前も内容も知らない」が40.0%で最も多く、次いで、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が30.2%、「名前も内容も知っている」が29.3%となっています。



⑦　あなたは、この2～3年のうちに、まちやご近所において、障がいのある方に対して、次のような配慮や支援をしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

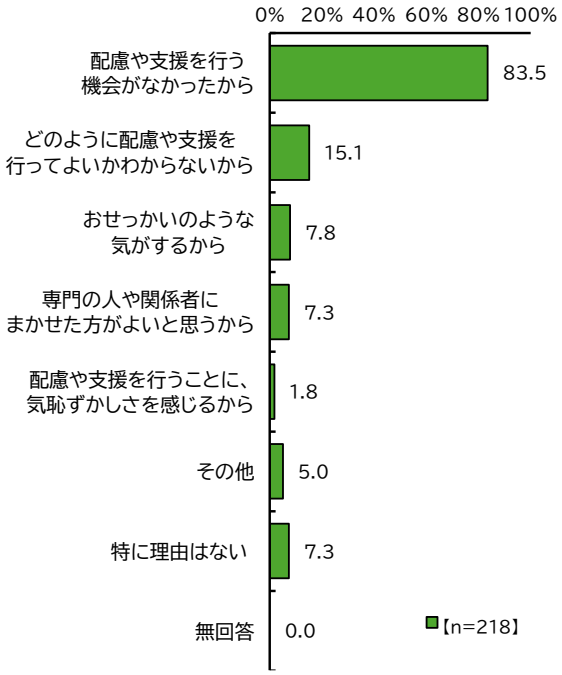
障がいのある方に対しての配慮や支援経験の有無については、「乗り物で席を譲った」が32.9%で最も多く、次いで、「様子を見に行ったり声をかけた」が10.2%となっています。一方で、「したことはない」が51.9%となっています。



【⑦で「したことはない」と回答された方におききします。】

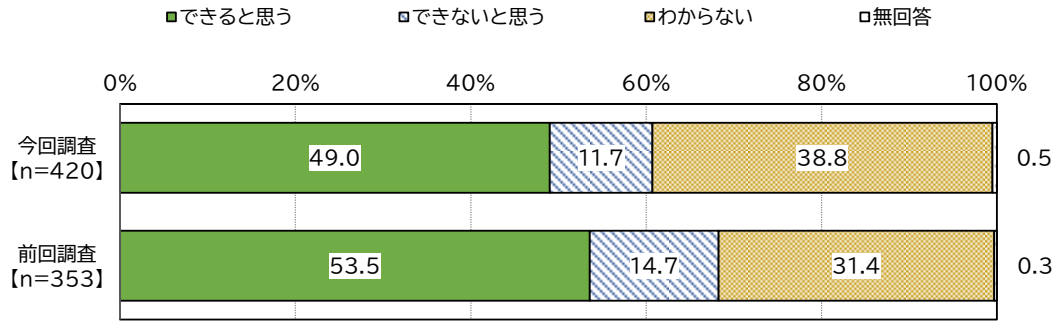
⑧　したことはない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

したことがない理由については、「配慮や支援を行う機会がなかったから」が83.5%で最も多く、次いで、「どのように配慮や支援を行ってよいかわからないから」が15.1%、「おせっかいのような気がするから」が7.8%、「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから」が7.3%となっています。



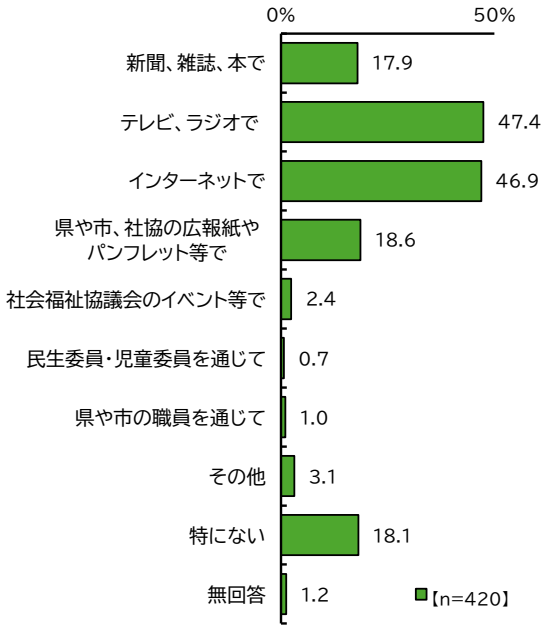
⑨　あなたは、車いすに乗った方や目の不自由な方など、いろいろな障がいのある方と気軽に話したり、困っている時に支援することができますか。（○は1つだけ）

車いすに乗った方や目の不自由な方など、いろいろな障がいのある方と気軽に話したり、困っている時に手助けしたりすることができるかについては、「できると思う」が49.0%で最も多く、次いで、「わからない」が38.8%、「できないと思う」が11.7%となっています。



⑩　福祉に関する制度や動きについての情報を、どのような手段で得ることが多いですか。
（○は3つまで）

福祉に関する情報の入手手段については、「テレビ、ラジオで」が47.4%で最も多く、次いで、「インターネットで」が46.9%、「県や市、社協の広報紙やパンフレット等で」が18.6%となっています。



(5)障がい福祉サービス事業者アンケート

① 貴事業所の経営状況や運営における課題で、あてはまるものはありますか。
(いくつでも○)

経営状況や運営における課題については、「人員確保が困難」が28件で最も多く、次いで、「職員の研修、育成を行う時間が少ない」が11件、「業務量が増大している」「利用者やその家族などへの対応に苦慮しているケースがある」が10件、「職員の退職が多い」が7件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
人員確保が困難	28	75.7%
職員の研修、育成を行う時間が少ない	11	29.7%
業務量が増大している	10	27.0%
利用者やその家族などへの対応に苦慮しているケースがある	10	27.0%
職員の退職が多い	7	18.9%
経営が困難	6	16.2%
利用者の確保	5	13.5%
施設整備などの資金繰りが困難	4	10.8%
サービス内容や質の安定向上を図ることが困難	3	8.1%
市民、近隣住民の理解を得るのに苦慮している	0	0.0%
その他	3	8.1%
無回答	2	
回答者数	35	
合計	37	

② 貴事業所ではサービスの質の向上のために、どのような取り組みを行っていますか。
(いくつでも○)

サービスの質の向上のために、行っている取り組みについては、「ヒヤリ・ハット事例の収集・共有を図っている」が28件で最も多く、次いで、「各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加を行っている」が20件、「現場のスタッフが自発的にケース検討会(勉強会)などを行っている」が15件、「サービスを提供する際のガイドライン等を作成している」が14件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
ヒヤリ・ハット事例の収集・共有を図っている	28	75.7%
各種研修会、学習会、セミナーの実施や参加を行っている	20	54.1%
現場のスタッフが自発的にケース検討会(勉強会)などを行っている	15	40.5%
サービスを提供する際のガイドライン等を作成している	14	37.8%
利用者や家族(保護者)に対し満足度調査を行っている	10	27.0%
意見箱を設置している	8	21.6%
独自の自己評価を実施している	6	16.2%
積極的に外部評価を受けている	4	10.8%
その他	3	8.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	37	

③　スタッフの研修・教育など、人材育成における課題は何ですか。(いくつでもO)

スタッフの研修・教育など、人材育成における課題については、「人材育成のための時間がない」が15件で最も多く、次いで、「指導をできる人材が少ない、またはいない」が13件、「採用時期が別々で効率的な育成ができない」が11件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
人材育成のための時間がない	15	40.5%
指導をできる人材が少ない、またはいない	13	35.1%
採用時期が別々で効率的な育成ができない	11	29.7%
育成してもすぐに辞めてしまう	7	18.9%
研修を受講させる余裕がない	7	18.9%
従業員の自己啓発への意欲が低い	6	16.2%
人材育成のための費用に余裕がない	5	13.5%
法人(本部等)が人材育成に熱心ではない	3	8.1%
その他	6	16.2%
無回答	3	8.1%
回答者数	34	
合計	37	

④　貴事業所の職員が抱えている問題は特にどのようなものがありますか。
(いくつでもO)

職員が抱えている問題については、「精神的な負担が大きい」が16件で最も多く、次いで、「キャリアアップが難しい」が12件、「業務量に対して収入が少ない」が11件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
精神的な負担が大きい	16	43.2%
キャリアアップが難しい	12	32.4%
業務量に対して収入が少ない	11	29.7%
体力的な負担が大きい	9	24.3%
職員間の連携が取りづらい	4	10.8%
勤務時間が長い	3	8.1%
その他	3	8.1%
無回答	2	5.4%
回答者数	35	
合計	37	

⑤　貴事業所では利用者等から虐待に関する相談を受けたことがありますか。
（どれか1つに○）

利用者等から虐待に関する相談を受けたことがあるかについては、「ある」が5件に対し、「ない」が32件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
ある	5	13.5%
ない	32	86.5%
無回答	0	0.0%
回答者数	37	100.0%

⑥　職員に対する権利擁護・支援に関する研修として、貴事業所でこれまでに実施したことがありますか。外部の研修の受講なども含めてください。（いくつでも○）

職員に対する権利擁護・支援に関する研修を外部の研修の受講なども含めて、これまでに実施したことがあるかについては、「虐待防止のための取り組み研修」が35件で最も多く、次いで、「権利擁護の基礎的な理解の研修」「介護や支援の質を高める研修」が26件、「権利擁護や成年後見制度の理解の研修」が7件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
虐待防止のための取り組み研修	35	94.6%
権利擁護の基礎的な理解の研修	26	70.3%
介護や支援の質を高める研修	26	70.3%
権利擁護や成年後見制度の理解の研修	7	18.9%
その他	1	2.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	37	

⑦　介護者から、被介護者のことについての相談以外に、介護者自身のことについての相談を受け付けていますか。（どれか1つに○）

介護者自身のことについての相談の有無については、「受け付けている」が24件、「受け付けていない」が11件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
受け付けている	24	64.9%
受け付けていない	11	29.7%
無回答	2	5.4%
合計	37	100.0%

【⑦で「受け付けている」と回答した事業所にお聞きします。】

⑧　それはどのような相談ですか。(いくつでも○)

具体的な相談内容については、「介護疲れ(身体的・精神的)」が16件で最も多く、次いで、「介護の仕方」が10件、「協力者がいない」が4件、「介護離職」「経済的困窮」が3件となっています。

カテゴリ	度数	構成比
介護疲れ(身体的・精神的)	16	66.7%
介護の仕方	10	41.7%
協力者がいない	4	16.7%
介護離職	3	12.5%
経済的困窮	3	12.5%
老老介護	1	4.2%
老障介護	1	4.2%
ヤングケアラー	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	2	8.3%
回答者数	22	
非該当	13	
合計	37	

(6)グループインタビュー概要

障がいのある人やその家族で組織される団体等を対象とし、障がいのある人が必要としている支援や他組織との連携などの意見等を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

日程	実施団体
令和8年5月21日	八潮市聴覚障害者協会 八潮市手話サークルうさぎの会 NOZOMI
令和8年5月26日	YSK(八潮市精神しょうがい者家族会) 八潮市手をつなぐ親の会 朗読ボランティアうしお文庫 やしお視覚障害者自主交流　愛eye会 八潮市身体障害者福祉会

■グループインタビュー結果概要(主な意見)

①主な活動又は事業、取組みなど

→各団体の事業活動の紹介等(省略)

②活動又は事業を行う上での課題や問題点

・多くの団体で会員や役員の高齢化が進んでおり、活動を継続するための担い手の確保が課題となっている。
・活動場所の確保などにより、円滑な活動運営が難しい。
・団体活動の内容や役割が地域住民や当事者に十分に知られていない。
・専門的な知識や関係機関との連携が求められる相談も多く、相談活動を継続するための支援体制の充実が課題となっている。
・行政及び関係機関との情報共有や協働の機会が十分とは言えず、団体活動を効果的に進める上で課題となっている。
・同行援護や移動支援、公共交通の利便性など、活動へ参加するための移動環境が十分ではない。
・精神障がいをはじめとする障がい特性への理解が十分ではない。

③会員又は障がいのある人及び利用者が抱えている主な課題や問題点

・必要なときに相談できる体制や、継続的な相談支援が十分ではない。
・障がい特性に対応できる医療機関や専門医、医療的ケア児への支援が不足している。
・移動支援事業者や同行援護従事者の不足、利用時間の制約、公共交通の利便性の低さなどにより、外出や社会参加が制限されている。
・障がいのある人が安心して過ごせる居場所や、土日を含めた余暇活動、日中活動の場が不足している。
・保護者の高齢化が進む中、親なき後の生活や支援体制が不安。

④地域での障がい者に対する支え合いや助け合いの活動を進めていくために必要なこと

・地域住民や行政職員、事業者などが障がい特性への理解を深め、障がいのある人を地域全体で支える意識を醸成していくこと。
・行政、福祉事業所、医療機関、学校、社会福祉協議会、障がい者団体などが、それぞれの役割を生かしながら連携を深めること。
・障がいのある人や家族が意見を表明しやすい環境を整え、その声を施策や地域づくりに反映できる仕組み。
・障がいのある人と地域住民が日常的に交流できる機会を増やし、顔の見える関係を築いていくこと。
・支援制度や団体活動、地域資源などの情報を必要とする人へ適切に届けるため、行政や関係団体による情報発信を充実させること。
・地域で障がいのある人を支えるボランティアや支援者を確保・育成し、継続的に活動できる環境を整えること。

⑤今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービス

・本人や家族に寄り添う伴走型・提案型の相談支援
・利用者ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供
・同行援護や移動支援、タクシー助成など、障がいのある人の外出や社会参加を支える支援
・安心して過ごせる居場所や日中活動の場、グループホーム
・保護者の高齢化や親なき後を見据え、住まいや生活支援、見守りなどを含めた支援体制
・音声信号機やエスコートゾーン、コミュニケーション支援機器、手話通訳体制など
・障がい特性に配慮した福祉避難所や個別避難計画、避難支援体制など
・障がい特性に配慮した行政窓口の対応や情報提供体制の充実
・障がいのある人や家族、関係団体の意見を施策や計画へ継続的に反映できる仕組みづくり

⑥ご意見・ご要望等について

・障がい者団体が継続的に活動できるよう、活動場所の確保や情報発信への支援、団体運営に対する支援を充実してほしい。
・他自治体における先進的な取組や好事例を参考とし、本市の実情に応じた施策へ取り入れていくことが必要。
・障がいのある人が特別視されることなく地域の一員として自然に生活し、活動できる環境をつくってほしい。

4　現状からみた八潮市の課題

(1)障がいへの理解促進と地域で支え合う意識の醸成

一般市民アンケートでは、障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」と回答した人が過半数を占め、「名前も内容も知っている」人は1割未満にとどまっています。ヘルプマーク・ヘルプカードについて内容を知らないと回答した人は約7割であり、障がいのある人への配慮や支援につながる制度や取組について、市民への理解が十分に広がっていない状況がうかがえます。

また、障がいのある人への配慮や支援経験については、「したことはない」が約半数となっており、その理由として「どのように配慮や支援を行ってよいかわからないから」と考える人が一定数いることが分かりました。さらに、グループインタビューにおいても、地域住民や行政、事業者等が障がい特性への理解を深め、地域全体で支える意識を醸成していくことの重要性が指摘されています。

このため、市民一人ひとりが障がいの特性や生活上の困りごとを正しく理解し、地域全体で支え合う意識の醸成につなげていくことが求められます。

(2)就労や地域活動への参加機会の確保

障がいのある人の主な活動状況については、「仕事をしている(福祉的就労を含む)」が過半数を占め、障がいのある人が就労を通じて社会とのつながりを持っている状況がうかがえます。

一方で、現在の仕事に関する悩みや不満については、「賃金や待遇面で不満がある」や「自分の考えや思ったことが伝えられない」が約2割を占めており、就労環境や職場での意思疎通に課題を抱えている人もいることがうかがえます。さらに、今後収入を得る仕事をしたいと考えている人は約4割となっており、障がいのある人の希望や能力に応じた就労機会の確保が求められています。

また、グループインタビューでは、同行援護や移動支援、タクシー助成など、外出や社会参加を支える支援の充実を求める意見がありました。さらに、安心して過ごせる居場所や日中活動の場の確保についても、地域生活を継続する上で重要な課題として挙げられています。

このため、障がいのある人が自らの希望に応じて働くことができ、地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、就労相談や職場への定着支援、福祉的就労の充実を図ることが必要です。

さらに、趣味や交流活動、地域活動等への参加を含めた多様な社会参加の機会を確保するとともに、移動支援や居場所づくりなど、安心して地域生活を送るための環境整備を進めていくことが求められます。

(3)子どもの成長段階に応じた療育・家族支援の充実

障がい児の保護者が抱える不安や困りごとについては、「精神的な負担が大きい」が約4割で最も多く、「適切な支援の方法がわからない」も約3割となっており、子どもとの関わり方や成長に対する不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。

障がい児通所支援は約7割が利用している一方、市外事業所を利用している人は2割を超え、その理由として「市内の事業所に空きがないから」が最も多く回答されています。また、充実してほしい療育内容では、「専門職による支援」や「社会性を育むための支援」などのニーズが高く、身近な地域で必要な療育を受けられる体制の充実が求められています。さらに、障がい児相談支援の利用者は4割未満にとどまり、必要な情報や支援につながる相談体制の充実も課題です。

このため、障がいのある子どもがその特性や発達段階に応じた支援を受けながら成長できるよう、専門職による療育支援や相談支援体制の充実を図るとともに、保護者が安心して子育てを行えるよう、情報提供や精神的な負担軽減に向けた家族支援を推進していくことが重要です。

また、子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、将来の自立や社会参加につなげていくため、切れ目のない支援体制を整備するとともに、地域全体で障がい児とその家族を支える理解促進の取組を進めていくことが求められます。

（4）安心して生活できる環境・情報提供体制の整備

障がい者アンケートによると、将来の生活については、「親族の介助や在宅福祉サービスを利用して、自宅で生活したい」や「親族だけに世話をしてもらって、自宅で生活したい」が約2割となっており、住み慣れた地域や自宅で生活を続けたいというニーズが一定数存在することがうかがえます。また、現在の生活の悩みとして、「保護者や家族が亡くなったあとのこと」が3割を超え、家族による支援が困難となった後の生活への不安が大きいことが示されています。

一方で、地域生活に必要な支援として「経済的な負担の軽減」が6割を超え、「相談対応等の充実」や「必要な在宅サービスが利用できること」が3割を超えており、生活を支える制度やサービスの充実が求められています。

また、障がい者のうち、災害時の対応について不安があると回答した人は約8割となっており、多くの人が避難生活に不安を抱えています。また、「八潮市避難行動要支援者個別避難計画書」について「知らない」と回答した人は約7割となっており、制度の周知や登録促進も課題となっています。

このため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制や在宅サービスの充実、経済的負担の軽減に向けた取組を進めることが重要です。また、家族による支援が困難となった場合も見据え、地域で支える仕組みづくりや緊急時の支援体制を整備するとともに、バリアフリー化や意思疎通支援、災害時における避難支援体制の充実など、障がい特性に配慮した環境づくりを推進していくことが求められます。

（5）相談支援体制とサービス提供基盤の強化

障がい者アンケートによると、市が実施する障がい福祉サービスや施策に関する情報については、「ほとんど得られていない」と回答した人は3割を超え、必要な情報が十分に届いていない状況がうかがえます。また、日常生活上の相談や福祉サービスの情報提供などについては、「インターネットを使った情報提供や相談体制を整える」や「障がいのある人とその家族の相談に総合的に対応できる窓口を充実させる」などのニーズが高く、多様な手段による情報提供や相談支援体制の充実が求められています。

一方、事業者アンケートでは、人材育成の時間や指導者の不足、職員の精神的負担などが課題として挙げられており、安定したサービス提供を支える人材の確保・育成も必要となっています。また、グループインタビューからは、障がいのある人や家族、関係団体の意見を継続的に施策へ反映できる仕組みづくりの必要性がうかがえます。

このため、障がいのある人やその家族が必要な情報を適切に取得し、安心して相談できるよう、情報発信や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉人材の確保・育成やサービスの質の向上を進めることが重要です。また、障がいのある人や家族の意見を施策へ反映しながら、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図っていくことが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本方針

(1)共通理念

本市は、第4期八潮市地域福祉計画において、福祉3計画(「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市こども計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」)の共通理念を以下のとおり定めています。

本計画では、この共通理念に基づき、障がいのある人をはじめとした地域のあらゆる市民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

【計画の共通理念】

地域における多様な主体が

それぞれの役割を担いながら協働し

福祉の力を高める地域づくり

人と地域の絆は、地域社会を構成するあらゆる人たちがそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、その多様な活動が結びついて初めて生まれるものであることから、互いの絆を深めていくために地域福祉の推進という共通の目的に向かい、力を合わせ協力していく協働の取組が必要となります。

地域社会を構成するあらゆる人たちが協働することで多様な課題を発見し、解決することができる福祉の力が高まるような地域づくりを進めます。

(2)基本理念

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしい生活を送るためには、一人ひとりの個性や意思を尊重するとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会の一員としてともに支え合うことが重要です。

近年では、障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある人の意思決定の尊重や社会参加、差別の解消、合理的配慮の提供など、障がいのある人が地域社会の中で主体的に生活するための取組が進められています。また、障がい、高齢化、子育て、生活困窮など、複雑化・複合化する地域生活上の課題に対しては、分野ごとの支援にとどまらず、地域の多様な主体がつながり、包括的に支え合う地域共生社会の実現が求められています。

本市では、これまで『第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画』において、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として、障がい者福祉施策を展開してきました。

これは、住み慣れた地域で多くの人々と協力し合いながら「自分らしい」生活を送ることができる地域づくりを進め、「総合計画」の理念や将来都市像、さらには福祉3計画における共通理念とも整合するものです。

本市が将来、地域の絆を大切にし、安心していきいきとした生活を送ることのできるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、全ての人が互いに尊重し合い、地域社会の一員として支え合い、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる地域共生社会の実現を目指し、基本理念を次のように定めます。

【計画の基本理念】

ともに生き、ともに支え合う地域づくり

八潮市は、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」という基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進します。

(3)基本目標

基本理念の実現のために、国や県における基本方針と整合を図りつつ、本市で実施したアンケート調査やグループインタビュー等における課題等を踏まえ、本計画では次の5つの基本目標に沿った障がい者福祉施策を推進します。

基本目標1　自立した地域生活の維持及び継続

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、多様な住まいの確保や保健・医療、各種福祉サービスが有機的に連携した包括的な支援体制を推進します。特に「親なき後」や高齢化を見据えた地域生活支援拠点の機能強化や相談体制の充実により、緊急時を支えるセーフティネットの充実を図ります。あわせて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制約する社会的障壁の除去や理解促進を進め、誰もが尊厳を持って共に支え合い、自立した地域生活を維持・継続できる共生社会を推進します。

基本目標2　社会参加を進めるための体制の整備

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくためには、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた障がいのある人の雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図るとともに、社会参加を促進する事業を充実させる必要があります。

そのために、障がいのある人の雇用や就業を促進するとともに、就労定着支援や職業能力の向上に向けた支援を進めます。また、事業主や一般社会に対して障がいへの理解や合理的配慮についての普及啓発を行い、障がいのある人が働きやすい環境づくりを推進します。

さらに、障がいのある人の活動の場や日中活動の場を充実するとともに、文化・芸術・スポーツ活動や地域活動への参加を促進し、社会参加の機会の拡充を図ります。

基本目標3　障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を推進するために、妊娠期からの支援体制を強化する必要があります。そのため、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めます。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援など関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。さらに、障がい児通所支援や障がい児相談支援の充実、専門性の高い療育の充実を図るとともに、保護者への相談支援やレスパイト支援など家族全体を支える取組を推進します。

加えて、地域共生社会の実現の観点から、障がいの有無にかかわらず、それぞれの子どもが互いに学び合い、成長できるよう、年少期からのインクルージョンを推進します。

基本目標4　地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の日常生活を支援する体制を整備するとともに充実させる必要があります。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備に加え、地域に住む人々の障がいのある人に対する理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、障がい特性に応じたコミュニケーション支援や情報アクセシビリティの向上を図るとともに、災害時における避難行動要支援者個別避難計画の作成促進や福祉避難所の充実など、障がいのある人への避難支援体制の強化を進めます。

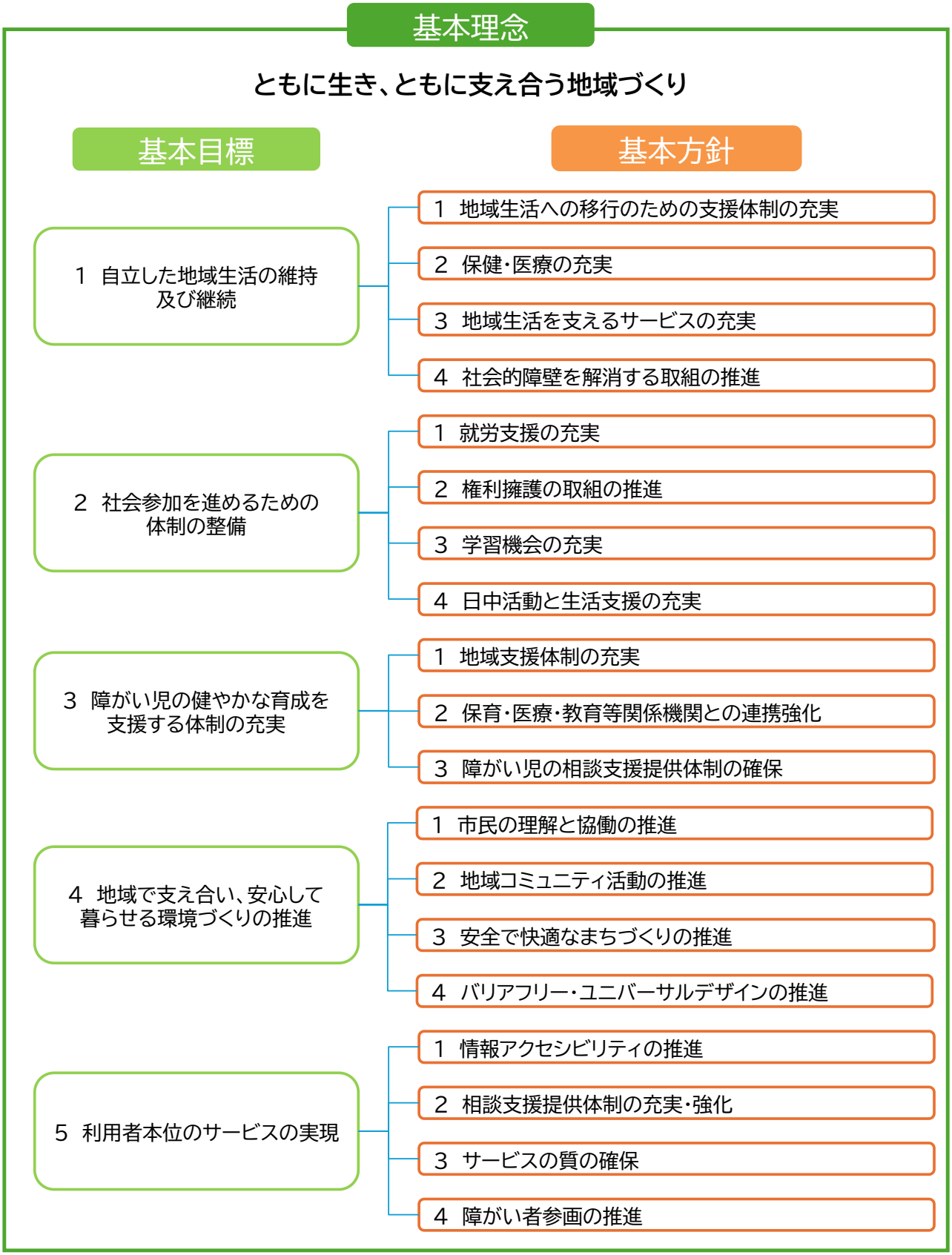
基本目標5　利用者本位のサービスの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障がいのある人のニーズや障がいの特性に応じた障がい福祉サービスが提供されることが重要です。市では、これまでの取組に引き続いて、多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実を図ります。

併せて、計画策定等において、障がいのある人及びその支援者の参加を促し、施策や事業に障がい者の要望・意見を反映し、利用者のニーズに沿ったサービスの実現に努める施策を推進します。また、障がいのある人もない人も同じ内容の情報を同一時点で取得できるよう情報アクセシビリティの推進に努めます。

2　計画の体系

八潮市では、基本理念・基本目標を軸として、課題に対する取組の方向性を“基本方針”として設定し、障がい者施策を体系的に推進していきます。



3　本計画におけるSDGsの取組

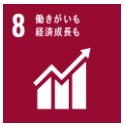
平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

本計画に掲げる各事業を推進するに当たっては、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。



■第9次 八潮市障がい者行動計画におけるSDGsの取組

目標（Goal）	目標到達に向けた取組の方向性
	1. 貧困をなくそう 全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、市民の健康状態の維持・確保に取り組みます。
	4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育をみんなに確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。
	8. 働きがいも経済成長も 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組みます。
	10. 人や国の不平等をなくそう 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組みます。
	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。
	16. 平和と公正をすべての人に すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築します。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 市、関連団体、市民、NPO等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナーシップを活性化して目標達成に取り組みます。

第4章

主要施策

第4章　主要施策

基本目標1. 自立した地域生活の維持及び継続

基本方針1　地域生活への移行のための支援体制の充実

障がいのある人が、自ら望む暮らしを選択し、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域全体で暮らしを支える環境づくりが重要です。施設入所者の地域生活への移行だけでなく、地域で暮らしている人が将来にわたって安心して生活を継続できるよう支援していくことが求められています。また、保護者の高齢化や「親亡き後」への不安、多様化・複雑化する課題に対応するためには、住まいの確保や居住支援をはじめ、様々な支援基盤の充実が必要です。

そのため、住環境の整備やグループホーム等の居住の場の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実や関係機関との連携強化を進め、一人ひとりが希望する地域生活を継続できる支援体制の整備を推進します。

【基本施策】

①住まいの確保・住環境の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
1	居宅改善整備費補助金の交付	居宅の一部を障がいの程度に応じ使いやすく改善し、又は整備を行う身体に重度の障害のある方に対して費用の一部を助成し、日常生活の環境改善を促進します。	障がい福祉課
2	障がい者向け市営住宅の確保	低層の市営住宅については、民間住宅の活用等により、障がいのある人に配慮された住宅の供給を推進します。	住宅・建築課
3	グループホームの充実	親の高齢化等により家族からの自立を目指す人や、一人暮らしに不安を抱える障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホームを運営する事業者の市内への参入を促進します。	障がい福祉課

②施設機能の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
4	重症心身障がい児施設の充実	重症心身障がい児施設『中川の郷療育センター』の施設運営支援をするとともに、外来患者の受入や通所事業の充実等、在宅の心身に障がいのある児童への支援を推進します。	障がい福祉課
5	医療的ケア児・者受入施設の充実	在宅の医療的ケア児・者を新たに受け入れる児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護事業所に対し、受入施設の整備に要する費用の一部を助成し、受入れの促進を図ります。	障がい福祉課

③地域生活の支援体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
6	地域生活支援拠点等の充実 【拡充】	障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場などの機能を備えた地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。	障がい福祉課
7	基幹相談支援センターの充実	市内の特定相談支援事業者や障がい福祉サービス提供事業所のバックアップやスキルアップ、虐待防止や成年後見制度利用支援など、地域の支援体制づくりの強化を図ります。	障がい福祉課
8	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実【新規】	協議の場を通じて医療・福祉・地域が緊密に連携し、精神障がいの有無にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らせる包括的な生活支援体制の構築を推進します。	障がい福祉課
9	自立支援協議会の充実	自立支援協議会において、『八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画』の策定及び進捗管理を行います。 また、地域課題の抽出や地域のネットワーク推進のため設置された、「運営会」及び「専門部会」の活動を推進します。	障がい福祉課

基本方針2　保健・医療の充実

障がいの重度化・重複化や高齢化、医療的ケアを必要とする人の増加など、多様化するニーズに対応するためには、疾病予防や健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉が一体となった支援体制を充実させることが求められています。

そのため、健康診査や健康相談などによる健康づくりや、救急医療体制、自立支援医療等の推進を図ります。また、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、多様なニーズに対応できる切れ目のない支援体制の充実を推進します。

【基本施策】

①保健サービスの予防と早期発見

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
10	特定健康診査 ・特定保健指導 ・がん検診等の充実	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき策定した『第4期八潮市特定健康診査等実施計画』に基づき、内臓脂肪型肥満の減少と生活習慣病の予防に努めます。 また、健康増進法に基づく、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業について実施するとともに、個別通知による受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。 さらに、がん検診においては、要精検者の受診率向上を目指します。	国保年金課 健康増進課
11	健康相談・健康教育の充実	電話や来所による個々人に応じた健康相談を充実するとともに、健康に関する正しい知識の普及啓発や実践を目的に、市民ニーズや地域の状況に即した健康教育の充実を図ります。	健康増進課
12	訪問指導の充実	療養上の保健指導が必要な人や家族に、保健師や栄養士等による訪問指導を実施し、心身機能の低下防止と健康の保持増進に努めます。	健康増進課
13	こころの健康づくりの充実	「こころの健康」に関する講演会や相談、訪問指導等を実施し、「こころの健康」の保持増進を図ります。また、乳幼児を持つ保護者（母親）の精神的な支援として、臨床心理士による個別相談を実施し、必要な助言を行います。 さらに、子育てに対する不安や困難さを感じている母親同士が交流できる場をつくり、グループで子育てや困りごとについて語り合うことで、不安を軽減させながら子育てしていけるよう支援します。	健康増進課 こども家庭支援課

②医療体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
14	救急医療体制の充実	初期救急の休日診療所を運営するとともに、近隣市や関係機関との連携・協議を進めながら、第二次救急医療協力医療機関の運営及び整備に係る財政支援を行い、体制の確保に努めます。	健康増進課
15	障がい者歯科診療・訪問歯科診療の促進	障がい等により歯科医院での受診が困難な人向けの訪問歯科診療を促進するため、「在宅歯科診療整備事業」を行う八潮市歯科医師会へ補助金を交付します。また、必要に応じ、障がい者歯科協力医や訪問歯科協力医をお知らせするなど、障がいのある人の歯科受診を支援します。	健康増進課 障がい福祉課
16	かかりつけ医・歯科医の普及	市内医療機関及び歯科医療機関情報を健康だより等に掲載し、各種の保健事業やホームページを通じてかかりつけ医・歯科医の普及啓発を図ります。	健康増進課
17	自立支援医療等の推進	「自立支援医療」（更生医療・精神通院医療・育成医療）、難病医療費支援制度について周知するとともに、自立支援医療を推進します。	障がい福祉課
18	重度心身障がい者医療費助成制度の充実	重度の心身障がいのある人に、医療費の一部負担金の助成を行います。また、広報紙やホームページ等、様々な機会を捉えて制度の周知に努めるとともに、利用しやすい制度に向けた改善に取り組みます。	障がい福祉課
19	医療機関との連携強化	障がいの状態に合った適切な支援を行うため、医療機関との連携強化を図ります。	健康増進課 障がい福祉課

基本方針3 地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた障がい福祉サービスを適切に利用できるとともに、本人の意思が尊重され、必要な支援を切れ目なく受けられる体制を整備することが重要です。

そのため、地域生活を支える福祉系サービスの充実を図るとともに、多様なコミュニケーション手段の確保に努め、一人ひとりが安心して地域生活を送ることができるサービス提供体制の充実を推進します。

【基本施策】

①福祉系サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
20	ホームヘルプサービス等の充実	「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」、「同行援護」の訪問系サービスの提供を推進します。また、市内でのサービス事業者の参入を促進します。	障がい福祉課
21	難病患者等ホームヘルパーの養成	在宅の難病患者等の病状に応じた適切なケアができるよう「難病患者等ホームヘルパー養成研修」等の受講について周知します。	障がい福祉課
22	訪問入浴サービスの充実	在宅において、入浴することが困難な重度の身体障がい者に対し、居宅での入浴サービスの提供を促進します。	障がい福祉課
23	配食サービスの充実	在宅の身体に障がいのある人が、自立した生活を送ることができるように、定期的にアセスメントや食関連サービスの利用調整を行い、適切なサービスの提供及び安否確認を推進します。	障がい福祉課
24	補装具費の支給	日常生活又は職業生活を支援するため、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関等と連携し、利用者の利便性やニーズに応じた補装具費を支給します。	障がい福祉課
25	日常生活用具の給付【拡充】	在宅で重度の障がいのある人や難病患者、小児慢性特定疾患児、医療的ケア児者の利便性やニーズに応じて日常生活の利便を図るため、適宜見直しを行い、その障がいに応じた日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
26	関係機関等との連携強化	地域ケア個別会議、専門職種別連絡会議、自立支援型地域ケア会議を開催し、困難事例に対する支援策を検討します。また、障がいの状態に応じた支援を行うため、保健、福祉、医療等の関係機関・団体等との連携を強化し、切れ目のない支援の充実に努めます。	長寿介護課 障がい福祉課

②介護者サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
27	短期入所（ショートステイ）の充実	介護者の病気やその他の理由により、短期間の入所を必要とする人がサービスを利用できるよう支給決定を行います。また、市内でのサービス事業者の参入を促進します。	障がい福祉課
28	障がい児・者生活サポート事業の充実	障がいのある人やその家族が求める緊急時の介護ニーズや、障がいのある人の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に応えられるよう、一時預かりや移送サービスを行う障がい児・者生活サポート事業の充実を図ります。	障がい福祉課
29	日中一時支援事業の実施	介護者が緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保と一時的な見守りを行う、日中一時支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課
30	在宅重症心身障がい児・者の家族に対するレスパイトケア事業の充実	医療型短期入所（レスパイトケア事業）又は日中一時支援等を実施する事業者と連携し、重症心身障がい児・者を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
31	介護家族会等の支援	障がいのある人を常時介護している家族等で構成する家族会を支援します。	障がい福祉課
32	障がい者探索サービスの実施	障がいのある人が所在不明となった場合の早期発見と安全の確保に役立てるため、位置情報取得端末機を利用した探索サービスを実施します。	障がい福祉課

③コミュニケーション支援の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
33	意思疎通支援事業の充実	聴覚障がい、音声又は言語機能に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。 また、意思疎通の支援を必要とする障がいのある人への支援について、関係団体と意見交換を行い検討します。	障がい福祉課
34	手話奉仕員・要約筆記者の養成	『身体障害者福祉センターやすらぎ』において、「手話奉仕員養成講習会」を開催し、手話奉仕員の養成に努めます。また、要約筆記員の養成について検討します。	障がい福祉課
35	遠隔手話通訳サービスの活用	窓口での円滑なコミュニケーションを図るため、遠隔手話通訳サービスの活用を推進します。	障がい福祉課
36	手話講習会の実施	手話の普及を推進するため、初心者向けの手話講習会を開催します。	障がい福祉課

④障がいの状態に応じたコミュニケーション手段の確保・充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
37	音声コードの普及・活用	点字ができない視覚障がいのある人や、中途失明者への情報提供を図るため、音声コードの普及・活用に努めます。	障がい福祉課
38	コミュニケーション支援ボードの普及・活用	知的障がいのある人のコミュニケーションを図るため、「コミュニケーション支援ボード」の普及・活用に努めます。	障がい福祉課
39	ヒアリングループ（磁気ループ）の活用	講演会、会議等において聴覚障がい者、加齢等により聞こえに不自由のある人に対し、聞こえをサポートできるよう、ヒアリングループの活用を推進します。	障がい福祉課

基本方針4　社会的障壁を解消する取組の推進

障がいのある人とない人との交流活動は、お互いがそれぞれのライフスタイルや価値観を認めあい、相互理解を深める上で極めて大切です。市では、ダイバーシティ社会推進方針を策定し、多様性を受け入れ活かすダイバーシティ社会の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて、ダイバーシティ社会推進方針の考え方も踏まえながら、福祉に関する啓発活動を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、合理的配慮の周知や社会的障壁の解消に努めるなど、こころのバリアフリーを推進します。

【基本施策】

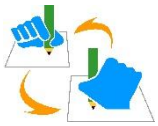
①啓発活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
40	啓発事業の推進	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などに関する啓発を推進します。 また、事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を深めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課
41	ボランティア推進啓発品の配布	市内小中高校生にボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	社会福祉協議会

コラム　～障がい福祉に関するマーク～

障がいのある人への配慮や支援の必要性を示したり、利用できる設備やサービスを案内したりするため、さまざまなマークが使われています。それぞれの意味を知り、必要としている方を見かけたときには、本人の意向を確認しながら、必要な配慮や行動を心がけましょう。

	■障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある人が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、すべての障がいのある人を対象としています。
	■盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合が1984年に制定した世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などに表示されています。
	■身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車への幅寄せや割り込みは道路交通法で禁止されています。
	■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障がいがあることを理由に、運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを表示した車への幅寄せや割り込みは道路交通法で禁止されています。
	■ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬の受け入れについて啓発するためのマークです。補助犬には盲導犬、介助犬、聴導犬があり、公共施設や公共交通機関、不特定多数の方が利用する店舗などでは、補助犬の同伴を受け入れることが義務づけられています。
	■耳マーク 聞こえが不自由であることを表すとともに、聞こえない・聞こえにくい方への配慮を表すマークです。窓口などで、筆談などのコミュニケーション方法への配慮を求める際にも使用されています。
	■オストメイト用設備／オストメイト 人工肛門・人工ぼうこうを造設している方（オストメイト）や、オストメイトに対応したトイレなどの設備があることを示すマークです。
	■ハート・プラスマーク 心臓や腎臓、呼吸器など、身体の内部に障がいのある人を表すマークです。外見から分かりにくい内部障がいへの理解と配慮を広げるために作られました。
	■「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50センチメートル程度に掲げ、SOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたときに、進んで声をかけ、必要な支援をしようという運動の普及啓発マークです。

コラム　～障がい福祉に関するマーク～	
	■ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲にそのことを知らせ、援助を得やすくするためのマークです。
	■ヘルプカード 障がいのある人など、周囲の手助けを必要とする方が、日常生活で困ったときや災害・緊急時などに、必要な支援や配慮を周囲の方に伝えるためのカードです。
	■手話マーク 手話によるコミュニケーションを必要としていることを伝えたり、手話による対応ができる窓口や店舗、施設などであることを示したりするためのマークです。
	■筆談マーク 筆談によるコミュニケーションを必要としていることを伝えたり、筆談による対応ができる窓口や店舗、施設などであることを示したりするためのマークです。

②福祉教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
42	社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進	市内小学校が「社会福祉協力校」、中学校が「ボランティア推進校」として八潮市社会福祉協議会から指定を受け、各種訪問活動やゲストティーチャーを招いての学習等、地域と連携した福祉活動等を通じて社会福祉への理解と関心の向上を図ります。	小中一貫教育課
43	教職員研修の推進	年3回の連絡会を開催し、講演や演習、情報交換等を実施し、福祉教育・ボランティア教育の推進に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。	小中一貫教育課
44	教育内容・方法の充実	各学校において、「総合的な学習の時間（ふるさと科）」の年間指導計画等に福祉に関する内容を位置づけ、福祉に関する体験的な学習を推進します。	小中一貫教育課
45	人権教育の推進	障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深め、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及、高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、家庭、学校、地域との連携を図りながら、効果的な人権教育を推進します。	小中一貫教育課 社会教育課

基本目標2. 社会参加を進めるための体制の整備

基本方針1　就労支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの希望や能力、障がい特性に応じて働く機会を確保するとともに、安心して働き続けられる環境を整備することが重要です。また、働くことは経済的な自立だけでなく、社会参加や生きがいの実現にもつながることから、多様な就労ニーズに応じた支援が求められています。

近年は、障害者雇用促進法の改正等により企業における障がい者雇用が進む一方、福祉的就労から一般就労への移行など、新たな課題への対応も必要となっています。また、就労選択支援の導入など、本人の意思を尊重した就労支援の充実が進められています。

そのため、就労相談や職業訓練、就労移行支援・就労定着支援などの充実を図るとともに、関係機関や企業との連携を強化し、就労機会の拡大を推進し、障がいのある人が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

【基本施策】

①事業所への障がい者雇用の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
46	就労移行・定着支援の充実	一般企業等への就労を希望する人が、就労に必要な知識と能力を向上させるために必要な訓練を受けられるよう、「就労移行支援」を行う事業者の市内への参入を促進します。また、「就労移行支援」などのサービスを経て一般企業等へ就職した後の離職を防ぐためのサポートを受けられるよう、「就労定着支援」を行う事業者の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
47	更生訓練費・就職支度金の支給	「就労移行支援」又は「自立訓練」を利用している人に「更生訓練費」を支給します。 また、「就労移行支援」・「就労継続支援」を利用し、就職等により自立する人に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課
48	障がい者就労支援センターの充実	障がいのある人の就労相談、就労定着支援の充実を図るため、障がい者就労支援センターの体制強化を図ります。	障がい福祉課
49	職業相談・情報提供の充実	障がいのある人の職業生活における自立を支援するため、草加公共職業安定所や東部障がい者就業・生活支援センターみらい、埼玉県障害者雇用サポートセンター等と連携し、情報提供を行い、求職情報の交換や就労相談の充実を図ります。	商工観光課 障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
50	職業訓練機会の確保	就職機会の乏しい障がいのある人の職場確保と職場適応の向上を図るため、雇用を前提に実際の職場で訓練する職場適応訓練を推進します。	障がい福祉課
51	市内民間企業や商工団体等との連携体制の整備	障がいのある人の雇用を促進するため、草加公共職業安定所、商工団体等との連携体制の整備を図ります。	商工観光課
52	自立支援協議会はたらく部会の充実	障がいのある人の就労に関する情報集約及びネットワークの構築を図るため、市内の関係する事業者を中心に構成する専門部会(はたらく部会)の充実を図ります。	障がい福祉課

コラム　～八潮市障がい者就労支援センター～

八潮市では、障がいのある人の就労に関する相談を受け、その方に適した就労先などで、長く安定して働けるように支援を行っています。また、事業主からの障がいのある人の雇用に関する相談も受けています。

〈サービス内容〉

・就職のイメージづくり　・適性相談　・求職支援　・面接同行
・実習支援　・通勤支援　・就労定着支援

〈対象〉

市内在住の障がいのある人で、就労を希望する人、または就労している人

＜場所・問い合わせ＞

八潮市障がい者就労支援センター	八潮市中央一丁目2番地1　八潮市役所1階　社会福祉課内 TEl　048－949－6317

コラム　～東部障がい者就業・生活支援センターみらい～

埼玉県では、就職を希望している障がい者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っています。

〈サービス内容〉

・就職に向けた準備支援　・就職活動の支援　・職場定着に向けた支援　・生活支援

〈対象〉

身体・知的・精神に障がいのある人、また難病や発達障がい等の医師の診断を受けた方で、埼玉県東部地域(春日部市、松伏町、越谷市、吉川市、草加市、三郷市、八潮市)に在住の方。

＜場所・問い合わせ＞

東部障がい者就業・生活支援センターみらい	草加市栄町2丁目1番32号　ストーク草加弐番館1階 TEl　048-935-6611

②市の障がい者雇用の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
53	法定雇用の推進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」を遵守し、積極的に障がい者の採用に取り組みます。	人事課
54	障がいのある職員が活躍できる職場環境の整備	「八潮市障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい特性に配慮するとともに、本人の希望を踏まえつつ、障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備に取り組みます。	人事課

③就労系サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
55	就労選択支援の充実【新規】	障がいのある人が自身の希望や適性に合った働き方や就労支援サービスを主体的に選べるよう、「就労選択支援」を行う事業者の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
56	就労継続支援の充実	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けてもらうため、必要な情報提供・支援を行います。	障がい福祉課

④受注機会の拡大

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
57	授産品の販路拡大	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を優先的に実施するとともに、販路拡大の支援を行います。	障がい福祉課

基本方針2　権利擁護の取組の推進

障がいのある人が地域で自分らしく生活し、様々な社会活動に参加していくためには、一人ひとりの権利が尊重され、安心して暮らすことができる環境を整えることが重要です。

近年は、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化や、成年後見制度利用促進法等を踏まえ、障がいのある人の意思決定を尊重しながら、権利擁護を推進していくことが一層求められています。

そのため、障がいへの理解促進や差別解消に向けた啓発を進めるとともに、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の充実、虐待防止体制の強化などを推進し、障がいのある人が安心して地域生活を送り、社会参加できる環境づくりを推進します。

【基本施策】

①関係機関と連携した啓発活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
40	啓発事業の推進〔再掲〕	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などに関する啓発を推進します。 また、事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を深めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課
41	ボランティア推進啓発品の配布〔再掲〕	市内小中高校生にボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	社会福祉協議会

②障がい者の権利擁護施策の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
58	障がい者の虐待防止	障がい者虐待防止センターや配偶者暴力相談支援センターとの連携により、障がい者虐待防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、埼玉県と連携し虐待通報ダイヤルの周知、利用促進に努めます。 また、障がい福祉サービス事業所等に対しては、県等の虐待防止研修の受講や事業所内での実施、虐待担当者の設置を促すなど、あらゆる機会を通じて虐待防止に向けた指導・助言を継続的に実施します。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
59	成年後見制度の周知･支援	「成年後見制度」の普及・PRを図るとともに、制度を必要とする人への利用支援に努め、市民後見の育成や法人後見の推進を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課
60	障がい者差別解消の推進	障害者差別解消法の制度について周知を図るとともに、障がい者差別解消地域支援協議会において障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進します。	障がい福祉課
61	手話を言語とする事業の推進	手話の普及及び手話による意思疎通への理解を深めるため、手話を言語とする事業の推進を図ります。	障がい福祉課

コラム　～障害者差別解消法～

「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに暮らす社会の実現を目指して、平成28年（2016年）4月に施行されました。

この法律では、障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、場所や時間を制限したりするなどの「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、障がいのある人から、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くための対応を求められた場合には、負担が重すぎない範囲で「合理的配慮」を行うことが求められています。

【合理的配慮の例】

・段差がある場所で、車いすを利用している人の移動を手助けする
・耳が聞こえにくい人に、筆談や文字、身振りなどで説明する
・目が見えにくい人に、書類の内容を読み上げたり、拡大した資料を用意したりする
・人混みや大きな音などが苦手な人に、落ち着いて過ごせる場所を案内する

合理的配慮は、障がいのある人を「特別扱い」するためのものではありません。社会の仕組みや環境によって生じる困りごとを取り除き、誰もが同じように社会に参加し、必要なサービスや機会を利用できるようにするための工夫です。

大切なのは、「できません」で終わらせるのではなく、「どうすればできるか」を一緒に考えることです。

コラム　～障害者虐待防止法～

「障害者虐待防止法」は、虐待によって、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合には、速やかに通報することが法律で義務付けられています。

＜虐待とは＞

虐待は、5つの種類があり、以下のような場合が該当します。

身体的虐待	殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める　など
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりする　など
心理的虐待	怒鳴る、悪口を言う、無視する　など
放棄・放置	食事を与えない、医療を受けさせない　など
経済的虐待	お金を渡さない、勝手に財産を使用する　など

＜窓口＞

18歳以上	障がい福祉課（八潮市役所　1階） 障がい者虐待通報専用ダイヤル TEL　048-999-3030 ※障がい者虐待の専用ダイヤルのため、児童虐待や高齢者虐待、DVなどの通報は受けることができません。
18歳未満	こども家庭支援課（八潮市役所　2階） TEL　048-996-2111（代表）　内線806・807 草加児童相談所 TEL　048-920-4152
埼玉県虐待通報ダイヤル	＃7171（フリーダイヤル　0120-80-7171） ※つながらない場合は　TEL 048-762-7533（有料）

コラム　～成年後見制度～

成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症などにより、自分で意思決定を行うことが難しい方を法的に支援する制度です。

不動産や預貯金の管理、相続、福祉サービスの利用契約などを支援し、不利益な契約などの被害を防ぐとともに、ご本人の意思を尊重した生活を支えます。

本市では、社会福祉協議会が「成年後見センター」を運営し、制度の周知・啓発、相談支援、市民後見人の育成・支援等、成年後見制度の利用促進に関する様々な取組みを関係機関と協働しながら行っています。

＜窓口＞

成年後見センター	八潮市大字鶴ヶ曽根414番地1 （八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ内） TEl　048-995-3636 FAX　048-995-5287

基本方針3 学習機会の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、生きがいや役割を持ちながら社会に参加していくことは、生活の質（QOL）の向上だけでなく、地域共生社会の実現にもつながる重要な取組です。スポーツ、文化・芸術活動、生涯学習、レクリエーション、地域活動など、多様な活動に参加することは、心身の健康の維持・増進や仲間づくり、社会とのつながりを深める機会となります。一方で、障がいに応じた配慮や活動機会の不足、施設の利用環境などが社会参加を妨げる要因となる場合もあります。

そのため、障がいのある人がライフステージや障がい特性に応じて様々な活動に参加できるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の機会の充実を図ります。また、施設のバリアフリー化など参加しやすい環境づくりを進め、障がいの有無にかかわらず共に学び、楽しむことができる地域づくりを推進します。

【基本施策】

①学習機会の提供

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
62	手話通訳の配置等障がい者の参加しやすい環境づくりの推進	聴覚障がいのある人が講座等に参加する場合は、手話通訳者を配置する等、参加しやすい環境づくりに努めます。	障がい福祉課
63	障がい者対象講座の開講	「身体障害者福祉センターやすらぎ」において、障がいのある人等を対象とした講習会などを開催するとともに、その充実を図ります。	障がい福祉課
39	ヒアリングループ（磁気ループ）の活用〔再掲〕	講演会、会議等において聴覚障がい者、加齢等により聞こえに不自由のある人に対し、聞こえをサポートできるよう、ヒアリングループの活用を推進します。	障がい福祉課

②視覚障がい者への図書館サービスの充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
64	録音図書・点字図書等の充実	点字資料、録音資料、大型活字資料の充実を図ります。また、他自治体・団体と相互貸借をすることで、幅広い資料提供を行います。	社会教育課
65	録音図書・点字図書の郵送又は宅配による貸出しの推進	視覚障がいのある人に録音資料・点字資料を郵送により貸出し、又は直接届けます。また、他自治体・団体と相互貸借をすることで、幅広い資料提供を行います。	社会教育課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
66	朗読会の推進	ボランティアにより、視覚障がいのある人も参加できる朗読会を開催します。	社会教育課

③スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
67	スポーツ指導者の養成・確保	障がい者スポーツに理解のある方々の指導者講習会等への参加の促進強化を図るなど障がい者スポーツ指導員の養成に努めます。また、スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等の支援団体へ障がい者スポーツに関する情報の提供を積極的に促進します。	スポーツ振興課
68	スポーツ・レクリエーション環境の充実	障がいのある人が安全・安心に利用できるよう、スポーツ施設等のバリアフリー化を推進します。 また、「障がい者スポーツ交流会わいわい」や「高齢者と障がい者のスポーツの祭典」等のレクリエーション事業を支援し、障がいのある人へのスポーツ・レクリエーションの参加の機会を提供します。	関係各課
69	障がい者スポーツ・レクリエーション用具の貸出し	障がいのある人の心身の健康の増進を図るため、障がい者スポーツ用具の貸出しを実施します。	障がい福祉課

④文化・芸術活動等の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
70	文化・芸術活動等の指導者の養成・確保	『身体障害者福祉センターやすらぎ』において、各種講座を実施するに当たり、「ボランティアセンター」に登録しているボランティアの活用や、公民館等との連携により、講師の確保に努めます。	障がい福祉課
71	文化・芸術施設等のバリアフリー化の推進	公共施設の入口におけるスロープの設置や、障がい者用駐車スペースの確保、多目的トイレを設置するなど、様々な障がいに対応したバリアフリー化に努めます。	関係各課

基本方針4　日中活動と生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日中活動の場の充実に加え、一人ひとりの障がい特性や生活状況に応じた生活支援を充実させることが重要です。

日中活動は、自立した生活を支えるだけでなく、社会とのつながりや生きがいづくりにつながる重要な役割を担っています。

そのため、生活介護や地域活動支援センターなど日中活動の場の充実を図るとともに、生活支援の充実を推進します。

【基本施策】

①活動の場の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
72	自立訓練の充実	障がいのある人が自立した社会生活を送れるよう「自立訓練（機能訓練及び生活訓練）」の支給決定を行い、自立を支援します。	障がい福祉課
73	生活介護の充実	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「生活介護」の充実を図ります。	障がい福祉課
74	精神科デイケアとの連携	精神障がいのある人の社会復帰を支援するため、医療機関などが実施するデイケアとの連携を図ります。	障がい福祉課
75	障がい者福祉施設の充実	指定管理者制度を導入している障がい者福祉施設において、利用者本位のサービスの提供ができるよう、必要な支援を行い、事業所の質の向上に努めます。	障がい福祉課
76	「精神障がい者地域活動生活支援センター」の充実	精神障がい者からの相談に応じた必要な指導及び助言、自主的な活動、地域及び家族との交流等の機会の提供等を行い、精神障がい者の自立した日常生活又は社会生活の促進を図ります。	障がい福祉課
77	「身体障がい者福祉センター」の充実	「身体障害者福祉センターやすらぎ」の事業や相談・支援の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	障がい福祉課

②生活支援用具の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
78	車いす貸与事業の促進	「身体障害者福祉センターやすらぎ」において、日常生活を営むうえで移動することが困難な方のために、一時的に車いすの無償貸与を行います。	障がい福祉課
24	補装具費の支給〔再掲〕	日常生活又は職業生活を支援するため、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関等と連携し、利用者の利便性やニーズに応じた補装具費を支給します。	障がい福祉課
25	日常生活用具の給付【拡充】〔再掲〕	在宅で重度の障がいのある人や難病患者、小児慢性特定疾患児、医療的ケア児者の利便性やニーズに応じて日常生活の利便を図るため、適宜見直しを行い、その障がいに応じた日常生活用具を給付します。	障がい福祉課

基本目標3. 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

基本方針1　地域支援体制の充実

障がいのある児童が健やかに成長するためには、乳幼児期から学齢期、成人期へと切れ目なく支援を受けられる体制を整備することが重要です。また、障がいの早期発見・早期支援を進めることは、児童の発達を促すとともに、保護者の不安の軽減や適切な支援につながります。近年は、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

そのため、相談支援や療育を一体的に提供できる体制の充実を図るとともに、保育所等への専門的な支援等の充実に取り組みます。

【基本施策】

① 障がいの早期発見・早期対応

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
79	各種健康診査及び事後指導の充実	母子保健法に基づき、妊婦や乳幼児の健康診査、相談事業、訪問指導等を実施し、疾病や障がい等の早期発見、早期対応に努めます。 また、健診未受診者への勧奨や育児不安、児童虐待の早期発見等の保護者支援に努めます。	こども家庭支援課
80	すこやか相談の充実	発育・発達の経過観察が必要な乳幼児を対象に、小児発達専門医、心理士、言語聴覚士による相談を実施し、必要に応じ医療機関や療育機関に繋いでいきます。	こども家庭支援課
81	障がい児発達支援巡回事業の実施	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等を訪問し、障がいを抱える児童や保護者への支援方法、指導内容に関する助言を行い障がい児保育の充実を図ります。 また、障がい児保育への理解を深め、児童とその保護者への早期対応へつなげます。	障がい福祉課 保育幼稚園課

②療育事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
82	療育相談の充実	障がいのある児童と保護者を支援するため、心身障がい児訓練施設での親子参加の訓練の実施や、通所者に対する療育相談を行い、児童発達支援等への対応につなげます。	保育幼稚園課 障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
83	スタッフ体制の充実	障がいのある児童の保護者の不安や児童の養育状態の把握に努め、専門家からの指導の充実を図ります。	保育幼稚園課 障がい福祉課
84	保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化	相談内容等に応じ、保育所をはじめ、心身障がい児訓練施設、児童相談所、保健所及び学校等の関係機関と連携し、問題の解決を図ります。	障がい福祉課

③特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
85	児童通所施設の充実	未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」及び学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。 また、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課
86	重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制の整備	重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、医療的ケア児等コーディネーターの配置をすすめるとともに、医療的ケア児等支援センターと連携し、支援体制の整備を進めます。また、保育所や小中学校における医療的ケア児の受入体制の整備を進めます。	障がい福祉課 保育幼稚園課 小中一貫教育課
5	医療的ケア児・者受入施設の充実〔再掲〕	在宅の医療的ケア児・者を新たに受け入れる児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護事業所に対し、受入施設の整備に要する費用の一部を助成し、受入れの促進を図ります。	障がい福祉課

コラム　～埼玉県医療的ケア児等支援センター～

　埼玉県では、人材育成や多機関調整などを担う「埼玉県医療的ケア児等支援センター」のほか、医療的ケア児者・重度心身障がい児者とそのご家族が適切な支援を受けられるよう、担当地区により、県内4か所の相談窓口を設置しています。

〈対象〉

　担当地区内に在住の医療的ケア児等及びその家族、支援機関及び市町村等。

＜場所・問い合わせ＞

地域センターともに	春日部市谷原3-12-6メゾンローリエ1 社会福祉法人ともに福祉会 障害児(者)生活支援ルームともに 内 TEl 048-748-5059

基本方針2 保育・医療・教育等関係機関との連携強化

障がいのある児童の健やかな成長を支えるためには、保育所や幼稚園、学校、保健・医療機関、障がい福祉サービス事業所などが、それぞれの役割を果たしながら連携し、児童の成長段階に応じた切れ目のない支援を提供することが重要です。

また、障がいのある児童が地域の中で共に育ち学ぶことができるよう、保育所等訪問支援や専門職による助言、研修などを通じて、保育・教育現場への支援を充実します。さらに、医療的ケア児をはじめ、多様な支援ニーズに対応できる体制整備や、教職員・保育士等の専門性向上を図り、安心して学び育つことのできる環境づくりを推進します。

【基本施策】

①障がい児保育の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
87	受入れ対象児童の拡大	南川崎保育所の障がい児保育クラスに加え保育士の加配により、成長及び発達に応じた集団保育が可能な児童の受入れに必要な保育体制の整備を行います。	保育幼稚園課
88	療育事業や関係機関との連携等による保育内容の充実	集団保育が可能な児童の受入れを南川崎保育所の障がい児保育クラスで行うため、心身障がい児訓練施設等関係機関との連携を強化します。専門職による指導とアドバイスを受け個々の対応に努め、保育の充実を図ります。	保育幼稚園課
89	保育所等への訪問支援の充実	障がいのある児童に対する集団生活適応のための支援を行う「保育所等訪問支援」や、発達障がい等に関する知識を有する専門職員による保育所等への巡回支援や研修を実施します。	保育幼稚園課 障がい福祉課
90	サポート手帳の周知	乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、埼玉県で作成しているサポート手帳の周知を図ります。	障がい福祉課
85	児童通所施設の充実〔再掲〕	未就学の障がいのある児童に対する日常生活上の訓練等を行う「児童発達支援」及び学校に通っている障がいのある児童に生活能力向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」の充実を図ります。 また、医療的ケア児や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の市内への参入を促進します。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
91	幼稚園における障がい児の受入れの推進	幼稚園における障がいのある児童の受入れを推進するため、関係機関との連携を図るとともに、発達障がい児支援関係の研修等の周知や、障がい児発達支援巡回事業を実施します。	障がい福祉課
92	児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえた体制整備	児童発達支援センターの「発達支援・家族支援機能」「スーパーバイズ・コンサルテーション機能」「インクルージョン推進機能」「発達支援の入口としての相談機能」の4つの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。	障がい福祉課

②放課後児童対策の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
93	学童保育所における障がい児の受入れの促進	適切な指導員の配置、研修の充実及び放課後活動の多様な方法を検討するとともに、在籍していた保育施設等の関係機関との連携を密にして、障がいのある児童の受入れの促進に努めます。	教育総務課
94	民間学童クラブに対する助成	障がいのある児童の放課後児童健全育成事業として、保育の必要性のある児童の学童保育を行う民間の団体に運営費の補助を行います。	教育総務課

③障がい児教育の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
95	特別支援学級の適正配置	特別支援学級については、小・中学校共に、「知的障がい学級」、「自閉症・情緒障がい学級」の適正な配置に努めます。	小中一貫教育課
96	通級指導の拡充	「難聴言語障がい」や「発達障がい・情緒障がい」の通級指導教室を小学校に設置し、通級指導教室の増設や指導者の確保など、更なる通級指導の充実を図ります。	小中一貫教育課
97	特別支援教育の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校給食費、通学費、学用品等購入費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。	小中一貫教育課

④医療機関等との連携

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
98	医療機関等との連携強化	保健事業及び育児支援や児童虐待等への対応について、医療機関など関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。	こども家庭支援課

⑤教育等関係機関の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
99	障がい及び障がい児教育に関する教職員研修の充実	市内小中学校の教員を対象に、特別支援教育に関する研修会を実施します。	小中一貫教育課
100	交流教育の推進	各学校において交流教育の充実に努めます。 また、三郷特別支援学校や越谷特別支援学校と連携し「支援籍学習」や「居住地校交流」を実施します。	小中一貫教育課

基本方針3 障がい児の相談支援提供体制の確保

障がいのある児童やその家族が安心して暮らしていくためには、本人や家族の意向を尊重しながら、成長や生活の変化に応じて継続的に支援を受けられる相談支援体制が重要です。

また、障がいの特性や発達段階、家庭環境などは一人ひとり異なることから、それぞれの状況に応じたきめ細かな相談支援が求められています。

そのため、切れ目のない相談支援体制の充実や関係機関との連携を図り、本人や家族が必要な支援につながりやすい環境づくりを推進します。

【基本施策】

①相談・指導の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
101	就学支援委員会の充実	就学時健康診断前に各関係機関と連携し、次年度の就学予定児童の情報収集を行うとともに、できる限り早期から就学相談を開始します。就学時健康診断後、その結果に基づき「就学支援委員会」において適正な就学支援を行います。	小中一貫教育課
102	就学に関する情報提供の充実	就学前においては、学区の特別支援学校と連携をとり、保護者に学校案内等の情報提供をします。就学後は、障がいのある児童生徒（特別支援学級在籍及び通級による指導）については、特別な教育課程を編成し、保護者に情報提供します。	小中一貫教育課
103	相談員の専門性の向上	就学支援委員、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員を対象に、校内委員会の役割や支援体制について研修会を実施します。	小中一貫教育課
104	関係機関との連携	市立保育所、各小中学校との連絡会や交流活動、巡回相談等を通して連携を図ります。	小中一貫教育課

②療育相談事業の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
82	療育相談の充実〔再掲〕	障がいのある児童と保護者を支援するため、心身障がい児訓練施設での親子参加の訓練の実施や、通所者に対する療育相談を行い、連携して児童発達支援等への対応につなげます。	保育幼稚園課 障がい福祉課
83	スタッフ体制の充実〔再掲〕	障がいのある児童の保護者の不安や児童の養育状態の把握に努め、専門家からの指導の充実を図ります。	保育幼稚園課 障がい福祉課

③支援関係機関の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
105	障がい児相談支援の充実	障がいのある児童や、発達に不安のある児童の保護者からの相談に応じ、適切なサービス利用につなげるための、障がい児相談支援事業所の参入を促進します。また、相談支援体制の強化や、のぞまないセルフプランの解消に努めます。	障がい福祉課
98	医療機関等との連携強化〔再掲〕	保健事業及び育児支援や児童虐待等への対応について、医療機関など関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。	こども家庭支援課

基本目標4. 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

基本方針1　市民の理解と協働の推進

障がいのある人が地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりの障がいや特性への理解を深め、互いの人格や個性を尊重しながら支え合う地域社会を築いていくことが重要です。

そのため、障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等の趣旨を踏まえ、各種イベントなどを通じた普及啓発を進めるとともに、福祉教育や人権教育、ボランティア活動など多様な学びや交流機会の充実を図ります。

【基本施策】

①見守り活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
106	地域住民による声かけ・見守り運動の推進	町会、自治会やコミュニティ協議会等と連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。	市民協働推進課
107	民生委員・児童委員活動の充実	関係団体との連携協力のもと、民生委員・児童委員による障がいのある人や、その家族への声かけや見守り活動への支援を行います。	社会福祉課

②人権教育の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
40	啓発事業の推進〔再掲〕	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などに関する啓発を推進します。 また、事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を深めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課
41	ボランティア推進啓発品の配布〔再掲〕	市内小中高校生にボランティア活動の啓発品を配布し、ボランティア活動の推進を図ります。	社会福祉協議会

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
42	社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進〔再掲〕	市内小学校が「社会福祉協力校」、中学校が「ボランティア推進校」として八潮市社会福祉協議会から指定を受け、各種訪問活動やゲストティーチャーを招いての学習等、地域と連携した福祉活動等を通じて社会福祉への理解と関心の向上を図ります。	小中一貫教育課
43	教職員研修の推進〔再掲〕	年3回の連絡会を開催し、講演や演習、情報交換等を実施し、福祉教育・ボランティア教育の推進に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図ります。	小中一貫教育課
45	人権教育の推進〔再掲〕	障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深め、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及、高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、家庭、学校、地域との連携を図りながら、効果的な人権教育を推進します。	小中一貫教育課 社会教育課

③学習機会の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
108	福祉講座等の開催	「身体障がい者福祉センターやすらぎ」において、「手話講習会」等各種講座を開催するとともに、その充実を図ります。	障がい福祉課
109	学習内容・方法の充実	市民まつり「ふれあい広場」等において、車いすやアイマスク等による疑似体験等、多種多様な学習内容・方法の充実を図ります。	障がい福祉課
110	ボランティア体験プログラムの充実	福祉施設での手伝い等を通じた高齢者や障がいのある人との交流や、点字や朗読の体験等、ボランティア体験プログラムの充実を図ります。	社会福祉協議会

基本方針2 地域コミュニティ活動の推進

障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らし続けるためには、地域の様々な活動に主体的に参加し、人とのつながりを持ちながら生活できる環境づくりが重要です。文化活動やスポーツ、地域行事、ボランティア活動などへの参加は、生きがいや社会参加の促進だけでなく、地域住民との相互理解や孤立防止にもつながります。

そのため、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境整備を進めるとともに、地域住民や関係団体との学習・交流機会の充実を図ります。また、ボランティアやNPO等との連携を強化し、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、多様な主体が協働する地域コミュニティの形成を目指します。

【基本施策】

①学習・文化交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
111	八潮市民文化祭や各種文化・芸術行事の開催	障がいのある人の学習、文化活動の成果を発表する場や機会の拡大を図るとともに、文化・芸術行事への、障がいのある人の参加促進に努めます。	社会教育課
112	障がい者創作活動発表会等の開催	「市民まつり」などの機会を通じて、障がいのある人の学習・文化活動の成果を発表する場の拡大を図ります。	関係各課

②スポーツ交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
113	スポーツ行事への障がい者の参加促進	市の「障がい者スポーツ交流会わいわい」「高齢者と障がい者のスポーツの祭典」の開催等、各種スポーツ行事への障がいのある人の参加を促進します。	社会福祉課 障がい福祉課
114	障がい者スポーツ大会等広域的な行事や事業の参加支援	国・県等の「障がい者スポーツ大会」等の開催について、広報紙などを通じて周知し、障がいのある人の参加を促進します。	障がい福祉課

③地域・地域間交流の促進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
115	地域行事等への障がい者の参加促進・地域交流の促進	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、地域行事等への参加促進を図ります。 また、福祉施設従事者、障がいのある人の関係団体等と市民の交流機会の提供を図り、地域交流を促進します。	関係各課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
116	既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、既存施設のバリアフリー化を推進し、地域交流活動の場の確保に努めます。	関係各課

④地域の人材の活用

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
117	福祉活動に参加できる人材の確保	八潮市社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図り、地域で福祉活動に参加できる人を発掘・育成するとともにその活動を支援します。	障がい福祉課

⑤ボランティア・NPO活動の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
118	ボランティア養成講座の開催と内容の充実	ボランティア養成講座を開催するとともに、その内容の充実を図ります。	社会福祉協議会
119	ボランティアの確保	八潮市社会福祉協議会と連携して、市内ボランティア活動と市民活動の情報を共有し、市民活動支援コーナーを中心としたボランティアの担い手の養成や情報提供などの支援の促進を図ります。	市民協働推進課
120	ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実	八潮市社会福祉協議会と連携を図り、「ボランティア支援員」の養成を行います。また、「ボランティアセンター」機能の充実を図るとともに、やしお生涯楽習館内の市民活動支援コーナーの充実を図ります。	市民協働推進課 社会福祉課 障がい福祉課
121	ボランティア活動に関する情報提供の推進	障がいのある人にボランティア団体及び市民活動団体について情報提供を行い、ボランティア支援を必要としている人とボランティア団体との出会いを支援します。	市民協働推進課 障がい福祉課
110	ボランティア体験プログラムの充実〔再掲〕	福祉施設での手伝い等を通じた高齢者や障がいのある人との交流や、点字や朗読の体験等、ボランティア体験プログラムの充実を図ります。	社会福祉協議会

基本方針3 安全で快適なまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、外出や移動がしやすい環境の整備に加え、災害や犯罪などの緊急時にも適切な支援を受けられる体制を整えていくことが重要です。近年は自然災害が激甚化・頻発化しており、障がい特性に応じた避難支援や情報提供、地域における支援体制の充実がこれまで以上に求められています。

そのため、移動支援サービスや福祉交通施策の充実を図るとともに、避難行動要支援者への支援や個別避難計画の活用、福祉避難所の確保、防災関係機関との連携強化など、防災・減災対策を推進します。また、防犯対策や緊急時の連絡体制の充実にも取り組み、障がいのある人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

【基本施策】

①外出・移動の支援の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
122	自動車運転免許取得費の助成	障がいのある人の就労や社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課
123	自動車改造費の助成	障がいのある人の就労や社会参加を支援するため、所有する自動車の改造費用の一部を助成します。	障がい福祉課
124	移動支援事業の充実	障がい等により、屋外での移動に困難がある人が、社会参加等のために外出をする際の支援を行う「移動支援事業」を実施します。	障がい福祉課
125	各種支援制度の広報の充実	障がいのある人の外出や積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引制度や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外等の制度について、広報や市ホームページ等に掲載し、周知します。	障がい福祉課
126	福祉車両の貸出しの推進	日常生活を営む上で移動が困難な人への福祉車両の貸出しを推進します。	社会福祉協議会
127	福祉タクシー利用料金・自動車燃料費の助成	在宅で重度の障がいのある人の外出を支援するため、「福祉タクシー利用券」又は「自動車燃料費利用券」を交付し、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
128	福祉有償運送の促進	NPO等が実施する福祉有償運送を促進するため、「埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会」において必要事項を協議するとともに、登録団体に対し指導・助言を行います。	障がい福祉課

②啓発・広報活動の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
129	防災訓練への障がい者の参加促進	災害発生時における避難場所、誘導方法等の防災訓練を実施し、障がい者の参加促進を図ります。	危機管理防災課 障がい福祉課
130	防犯講習会等の開催	埼玉県や警察署等と連携し、各種団体に対し防犯に関する講習会等を開催します。	くらし安全課
131	防犯に関する広報活動の実施	犯罪を発生させないまちづくりを実現するため、警察や関係団体と連携し、防犯に関する街頭キャンペーンや戸別訪問を実施します。また、自主防犯組織による見回り活動を支援します。	くらし安全課
132	ヘルプカード・ヘルプマーク普及の推進	ヘルプカードやヘルプマークを配布するとともに、広報紙や市ホームページ等で周知し、普及推進に努めます。	障がい福祉課

③緊急時連絡体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
133	緊急時通報システムの充実	重度の身体障がいのある人等に対する緊急時通報システムや、聴覚障がいのある人に対する「消防緊急通報事業」の充実に努めます。また、音声による通報に不安がある人が携帯電話等の操作により緊急通報できる「NET119」サービスの周知及び利用促進を図ります。	障がい福祉課
134	地域住民との緊急連絡体制の確立	自主防災組織と連携し、地域住民を中心とした支援体制の整備を促進します。また、災害時には、防災行政無線戸別受信機や一斉送信FAX等を活用し、自主防災組織との連絡体制強化に努めます。	危機管理防災課
135	避難情報提供の実施	災害時に避難情報（避難指示・高齢者等避難、避難所の開設）を希望する人に、FAXや電子メール等で情報提供を実施します。	危機管理防災課 障がい福祉課
136	避難行動要支援者リストの活用と情報提供システムの整備【拡充】	災害発生時に自ら避難することが困難な人を、地域の支援者が把握し、迅速・的確な援助ができる体制をとるため、災害時の援護を希望する避難行動要支援者リスト及び個別避難計画書を活用し、町会・自治会、消防、警察、民生委員・児童委員等に情報提供するシステムを整備します。また、システムを活用し、要援護者避難支援関係情報の見える化を図ります。	社会福祉課

④災害時支援体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
137	障がい者災害時支援バンダナの配布	災害時に着用することで周囲の人に障がいを知らせることができる「障がい者災害時支援バンダナ」を配布します。	障がい福祉課
138	障がい者のための防災・支援ガイドブックの配布	障がいのある人やその支援者が災害に対する備えを十分にすることができるよう、防災・支援ガイドブックを作成し、配布します。	障がい福祉課
139	福祉避難所の充実	市内の障がい者施設等と協議を行い、避難行動要支援者などに配慮された福祉避難所の確保に努めます。なお、福祉避難所の収容人員確保のため、既存の避難所の転用について検討します。また、備蓄品の充実を図ります。	障がい福祉課 長寿介護課 危機管理防災課
140	自立支援協議会災害対策部会の充実	災害時の障がいのある人への支援体制の連携強化を図るため、市内の関係する事業者を中心に構成する専門部会（災害対策部会）の充実を図ります。	障がい福祉課

コラム　～災害時支援バンダナ～

障がいのある人が、災害時の避難行動などの際に周囲の人からの支援が受けやすくなるよう、障がいがあることを知らせるためのバンダナを配付しています。

このバンダナの四隅には、「目が見えません」「耳が聞こえません」「障がいがあります」「支援が必要です」というメッセージが書かれており、知らせたい内容が見えるよう三角形に折り、肩に羽織って着用します。

「目が見えません」のメッセージの角にはタグがついており、視覚障がいのある人が識別しやすいようになっています。





＜対象者＞

障がい者手帳の交付を受けている市内在住の方

＜配布場所＞

障がい福祉課	八潮市役所　1階　9番窓口
八潮市総合相談窓口　コネクト	フレスポ八潮　2階（大瀬1－1－3）

基本方針4　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人にとって暮らしやすいまちは、高齢者や子ども、外国人を含め、誰もが安全で快適に暮らすことのできるまちでもあります。施設や道路などの物理的なバリアフリーだけでなく、情報やコミュニケーション、制度、意識に存在する様々な障壁を取り除いていくことが重要です。

そのため、公共施設や道路、公園、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に取り組むとともに、市民や事業者への啓発を進め、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすく、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

【基本施策】

①公共交通機関の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
141	公共交通の充実	既存の公共交通に加え、地域の多様な輸送資源の有効活用など、多様な主体による交通サービスの連携強化により、誰もが利用しやすい公共交通環境の充実を図ります。 また、誰もが便利で快適に公共交通を利用できるようにするため、関係機関と連携・協力するとともに、公共交通事業者に対し様々な要望を行います。	都市計画課
142	バス停環境の計画的な整備の促進	バスの利用促進を図るため、バス停留所の上屋などの環境整備についてバス事業者に要望します。なお、道路幅員や道路構造により、上屋などの整備ができないバス停があるため、バス停の近くにある公共施設や商業施設などを「バス待ちスポット」に指定するなど、バス待ち環境の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人が安全で安心して行動（移動）するため、バス乗降場所における段差解消などのバリアフリー化を推進します。	都市計画課

②福祉のまちづくりの啓発

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
143	思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知	障がい者など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め利用証を交付することで、対象となる駐車区画を必要とする人が安心して駐車できる環境づくりを推進します。	障がい福祉課
40	啓発事業の推進〔再掲〕	障がいのある人への理解やノーマライゼーションの理念について、広報紙等の活用をはじめ、様々な場や機会を捉えて「福祉のまちづくり」「障害者週間」「こころのバリアフリー」「世界自閉症啓発デー」などに関する啓発を推進します。 また、事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する理解を深めるための取組をすすめます。	障がい福祉課 人権・男女共同参画課

コラム　～思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）～

障害のある人や高齢者、妊産婦など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。



駐車区画



利用証の種類

＜対象者＞

障がいのある人や高齢者、妊産婦など、歩行が困難と認められる方。

＜交付申請窓口＞

対象者	申請窓口
障がい者	障がい福祉課　障がい者支援係・障がい給付係（本庁舎1階）
要介護認定高齢者	長寿介護課　高齢者政策係（本庁舎1階）
妊産婦	こども家庭支援課　母子保健係（本庁舎2階）
難病患者	障がい福祉課　障がい者支援係・障がい給付係（本庁舎1階）
けが人等	

③利用しやすい施設づくりの推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
144	公園・緑地等オープンスペースの計画的な整備とバリアフリー化の推進	障がいのある人が安心して利用できるよう、既存公園施設のトイレや遊歩道等のバリアフリー化を推進します。	公園みどり課
145	既存施設等の活用による地域ふれあいサロンの確保	既存施設等を活用し、地域のふれあい空間の確保を図るため、地域の人が交流するふれあいサロン事業を実施していきます。	関係各課
146	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	公共施設の新設・改修の際、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を推進します。	関係各課
116	既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保〔再掲〕	障がいのある人の社会参加と市民の障がいのある人への理解を促進するため、既存施設のバリアフリー化を推進し、地域交流活動の場の確保に努めます。	関係各課

④道路環境の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
147	歩道の整備	障がいのある人が安心して利用できる歩行区間を確保するため、水路上部を利用した歩道の整備や、既設歩道の段差解消を推進します。	道路治水課
148	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	視覚に障がいのある人の歩行の安全を確保するため、歩道の段差解消に併せて、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を推進します。	道路治水課
149	放置自転車等対策の強化	安全で快適な歩行空間を確保するため、八潮駅周辺において駐車する自転車等に対し、適切な誘導・指導を行うとともに、放置している自転車等を撤去します。	くらし安全課
150	不法占用物件の是正指導等の強化	職員による巡回パトロールや市民からの通報により随時指導します。	建設管理課
151	道路標示・注意喚起看板等の設置	交通事故の未然防止につなげるため、白線、破線、ゼブラ、矢印などの道路標示を設置するとともに、「スピード落とせ」などの注意喚起看板等を設置します。	くらし安全課
152	電線類の地中化の促進	歩行空間の拡大のほか都市災害の防止や都市景観の向上を図るため、駅周辺の幹線道路等について、電線類の地中化を促進します。	区画整理課 建設管理課

基本目標5. 利用者本位のサービスの実現

基本方針1　情報アクセシビリティの推進

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がいなど、それぞれの障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援が十分ではない場合、必要な制度やサービスを利用できないなど、情報格差が生じることがあります。また、デジタル化の進展に伴い、インターネットやスマートフォン等を活用した情報提供が増える一方で、デジタル機器の利用が困難な人への配慮も重要となっています。

そのため、点字・音声・手話・わかりやすい表現など、多様な情報提供・意思疎通支援の充実を図るとともに、ICTの活用や遠隔手話通訳など新たな手法も取り入れながら、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを推進します。

【基本施策】

①情報提供の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
153	障がい者のサービスに関する情報提供の充実	新たに障がい者手帳を取得した人に障がい福祉サービスを掲載した「障がい者(児)福祉関係援護制度のご案内」を配布し、制度の周知を図ります。また、広報紙で、各種手当や医療助成制度、講座やイベント、相談先等の周知を行います。さらに、視覚障がいのある人に広報紙の音訳(声の広報)を配布します。	障がい福祉課
154	障がいについての情報提供・情報共有の充実	認知度が低い高次脳機能障がい、発達障がい、難病などについて、早期発見、早期診断につながるよう、障がいの特徴や内容等についての情報提供に努め、サービスの対象であることについての周知を図ります。また、障がい者団体やサービス事業者等との情報交換や連絡調整を行う場を設置し、公共サービス等の情報の提供を行うとともに、情報の共有化に努めます。	障がい福祉課
155	障がい者への行政情報等の提供の充実	福祉ボランティア団体と協力し、広報紙や社会福祉協議会のチラシ等の音訳(声の広報)等を行い、希望者に届けます。	障がい福祉課
156	ホームページ等による情報提供の充実	ホームページ等を通じて、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行う等、情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課

②情報面でのバリアフリー化

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
157	視覚障がい者への情報提供等の充実	視覚障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、音声コード等多様な情報媒体の確保に努めます。また、市から送付する通知等の封筒に部署名や問合せ先等、点字での表記を行います。	障がい福祉課
158	聴覚障がい者への情報提供等の充実	聴覚障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、手話通訳者の配置等、情報提供手段の確保に努めます。	障がい福祉課
159	図書館サービスの充実	点字資料、録音資料、障がいのある人のための就職情報誌、大型活字資料の貸出しを推進します。また、図書館内において、朗読会を行います。	社会教育課
35	遠隔手話通訳サービスの活用〔再掲〕	窓口での円滑なコミュニケーションを図るため、遠隔手話通訳サービスの活用を推進します。	障がい福祉課
61	手話を言語とする事業の推進〔再掲〕	手話の普及及び手話による意思疎通への理解を深めるため、手話を言語とする事業の推進を図ります。	障がい福祉課

コラム　～情報アクセシビリティってなに？～

「情報アクセシビリティ」とは、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが必要な情報を円滑に取得し、利用できることをいいます。

私たちの生活には、行政からのお知らせ、災害情報、医療・福祉に関する情報など、暮らしに欠かせないさまざまな情報があります。しかし、情報の伝え方によっては、障がいのある人にとって必要な情報を得ることが難しい場合があります。

例えば、文字を大きくしたり、音声で伝えたりするほか、点字、手話、字幕、筆談、分かりやすい表現など、一人ひとりの特性に応じたさまざまな方法で情報を伝えることが大切です。また、ホームページなどでは、音声読み上げへの対応や、見やすさ・操作のしやすさへの配慮も求められます。

情報は、日常生活を送り、自分で選択・判断し、社会に参加するための大切な基盤です。誰もが必要な情報にアクセスでき、必要なときに必要な方法で情報を得られる環境づくりを進めていくことが重要です。

基本方針2 相談支援提供体制の充実・強化

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、ライフステージや生活環境の変化に応じて、必要な相談支援を継続的に受けられる体制の整備が重要です。相談内容も、福祉サービスの利用だけでなく、就労、住まい、医療、教育、権利擁護など多岐にわたっており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

このため、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を一層強化するとともに、地域の相談支援体制の充実を図ります。また、障がい当事者によるピアカウンセリングの活用や、心のサポーターの養成などを進め、多様な相談ニーズに対応できる包括的な相談支援体制を構築します。

【基本施策】

①総合相談体制の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
160	相談支援事業の充実	施設入所や長期入院をしている人が、退所又は退院して地域生活を送るための支援を行う指定一般相談支援事業所や障がい福祉サービスの利用に当たってのサービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の参入を促進するとともに、のぞまないセルフプランの解消に努めます。	障がい福祉課
161	相談体制の整備	自立支援協議会を通じて、保健、医療、福祉、教育、就労などの多分野にわたる総合的な支援体制を充実させます。さらに、障がいのある人への虐待防止や権利擁護のため、障がい者差別解消地域協議会を開催するほか、ネットワーク機能としての自立支援協議会・相談支援部会の充実を図ります。	障がい福祉課
162	相談員活動の充実	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員に対して研修等を実施し、相談員の資質向上に努めます。また、自立支援協議会相談支援部会と連携し、相談員活動の充実を図ります。	障がい福祉課
163	障がい者総合相談窓口「コネクト」の充実	障がいのある人の多様な相談に対応する窓口として、障がい者総合相談窓口「コネクト」を設置し、地域で安心して暮らしていくため、相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
164	心のサポーターの養成	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる心のサポーターの養成に取り組みます。	障がい福祉課

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
165	高次脳機能障がい者に対する支援【新規】	高次脳機能障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、埼玉県高次脳機能障害者支援センターをはじめとする関係機関と連携し、相談支援や必要な福祉サービスにつなげるなど、支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
90	サポート手帳の周知〔再掲〕	乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、埼玉県で作成しているサポート手帳の周知を図ります。	障がい福祉課

②ケアマネジメント等支援体制の確立

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
166	サービス利用計画作成の支援	自立支援協議会相談支援部会において、個別の困難ケースの検討や地域課題の検討等を行うなど、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課

③ピアカウンセリングへの支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
167	ピアカウンセリングの促進	障がいのある人がその経験や知識を生かして、きめ細かい相談を行えるよう、障がいのある人の団体等によるピアカウンセリングを促進します。	障がい福祉課

基本方針3 サービスの質の確保

障がい福祉サービスが利用者一人ひとりの希望や障がい特性に応じて適切に提供されるためには、サービスの量だけでなく、質の向上を継続的に図ることが重要です。また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者の声をサービス改善につなげる仕組みを充実させる必要があります。

そのため、障がい福祉サービス事業所における人材の確保・育成や苦情対応体制、第三者評価制度の活用を促進するとともに、県や関係機関と連携しながら、質の高い障がい福祉サービスが継続して提供される体制づくりを推進します。

【基本施策】

①苦情対応体制の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
168	事業者による対応の強化	利用者からの苦情に対して、サービス提供事業者による対応とその結果の公表等が適切に行われるよう、助言等を行います。	障がい福祉課
169	関連機関との連携強化	様々な苦情に適切に対応できるよう、運営適正化委員会、サービス提供事業者等、苦情解決に関する関連機関との連携の強化を図ります。	障がい福祉課

②サービス評価体制の整備

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
170	県の第三者評価事業の活用促進	県が実施する「福祉サービス第三者評価事業」の利用・活用を促進します。	障がい福祉課

③障がい福祉サービス事業所における人材の確保・定着

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
171	障がい福祉サービス事業所人材確保対策【新規】	障がい福祉サービス事業所における人材の確保・定着を図るため、関係機関と連携し、福祉の仕事の魅力発信や研修機会の充実など、人材の確保・育成に向けた取組を推進します。	障がい福祉課

基本方針4 障がい者参画の推進

障がいのある人が地域社会の一員として主体的に暮らしていくためには、自らの意思や考えが施策や地域づくりに反映されることが重要です。

そのため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度など権利擁護の取組を推進するとともに、障がい者団体の活動支援や計画策定への参画機会の充実を図ります。また、選挙における情報保障や投票環境の整備など、社会参加を支える環境づくりを進め、障がいのある人の意思が尊重される地域社会の実現を目指します。

【基本施策】

①権利擁護の推進

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
172	福祉サービス利用援助事業の推進	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的なお金の管理等を支援します。	社会福祉協議会
59	成年後見制度の周知・支援〔再掲〕	「成年後見制度」の普及・PRを図るとともに、制度を必要とする人への利用支援に努め、市民後見の育成や法人後見の推進を図ります。	社会福祉課 障がい福祉課

②障がい者団体の育成支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
173	団体活動への支援	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体の活動を支援します。	障がい福祉課
174	公共施設の使用に対する支援	障がいのある人や障がい者団体等が公共施設を使用する際の使用料の減免を行います。	関係各課

③各種計画策定等への参画支援

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
175	計画策定への参画促進	障がいのある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、計画等の策定時に積極的な意見聴取に努めます。	障がい福祉課

④選挙における投票対策の充実

事業番号	事業名	事業内容	主な担当課
176	不在者投票制度及び郵便投票制度、代理投票制度等投票制度に関する広報の充実	障がいのある人の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票等、法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行います。	選挙管理委員会
177	投票所出入り口の段差の解消	障がいのある人の投票を促進するため、スロープの設置や簡易スロープの整備等、投票しやすい環境づくりを推進します。	選挙管理委員会
178	音声版の作成等による選挙公報の充実	障がいのある人の投票を促進するため、選挙公報の音声版等を作成し、候補者に関する情報提供の充実を図ります。	選挙管理委員会

第5章

障がい福祉サービス等の数値目標
（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

第5章　障がい福祉サービス等の数値目標（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

1　令和11年度の数値目標の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、地域共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備について、国の基本指針や県の考え方に基づき、令和11年度末における数値目標を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への意向について、適切な意思決定支援のもとで確認するとともに、地域生活支援拠点等の関係機関との連携を図りながら、グループホームや一般住宅等への地域生活への移行を進めることとしています。

本市においても、本人の希望や障がいの状況等を踏まえながら地域生活への移行を支援し、令和11年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数について、次のとおり目標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
【実績値】令和7年度末時点の施設入所者数(A)	44人	令和8年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数(B)	3人	令和11年度末までにおける施設入所から地域生活への移行者数
移行割合(B／A)×100	6.8%	(参考:国指標)6.0%以上

②福祉施設入所者の数

項目	数値	備考
【実績値】令和7年度末時点の施設入所者数(A)	44人	令和8年3月31日時点
【目標値】令和11年度末の施設入所者数(B)	設定しない	(参考:国指標) (B)=(A)×5%以上 (参考:県の考え方)

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者が連携し、地域における相談及び支援体制の充実を図ることが必要です。

国の基本指針に基づき、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数や参加者数、目標設定及び評価の実施回数、精神障がい者の地域生活への移行・定着に関する障がい福祉サービスの利用者数等を活動指標として設定します。

項目	目標		備考
協議の場の開催回数	1回以上		各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	10人		保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】	有	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
	【評価の実施回数】	年1回	
心のサポーター養成研修実施回数/養成者数	年1回/120人		各年度における研修の実施回数及び養成者数
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	年1回		各年度における研修の実施回数
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の地域定着支援の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域定着支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の共同生活援助の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の共同生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立生活援助の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数
地域移行後の精神障がい者の短期入所利用者数	3人		各年度における地域移行のための精神障がい者の短期入所利用者数

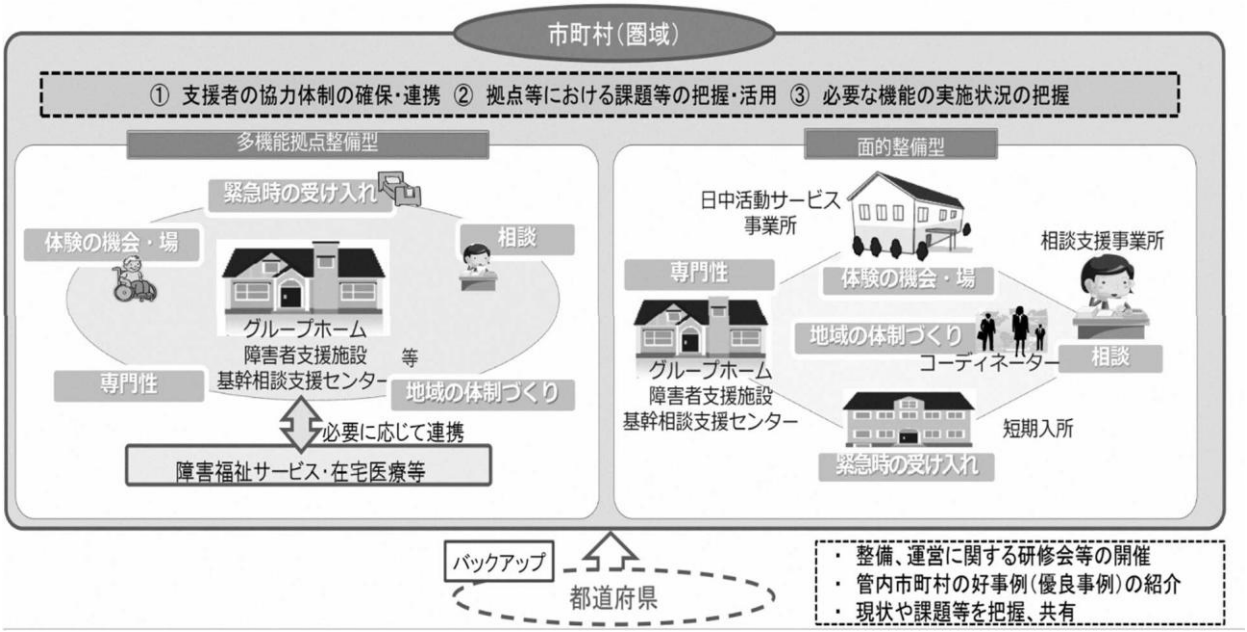
（3）地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等について、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供等の機能の充実を図ります。また、関係機関との連携を強化し、地域における支援ネットワークや緊急時の連絡・受入れ体制の充実を図ります。

あわせて、自立支援協議会等の協議の場を活用し、地域生活支援拠点等の運用状況について定期的に検証・検討を行い、必要な改善につなげます。

項目	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
地域生活支援拠点等の設置	有	有	有
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
自立支援協議会等の場を活用した運用状況の検証・検討実施回数	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	構築	構築
強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備	整備	整備	整備
緊急時の相談・受入れ・対応件数	3件	3件	3件

【地域生活支援拠点等の整備について】



出典：厚生労働省

（4）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設を利用する障がいのある人の一般就労への移行を促進するとともに、就労後の職場定着を図るため、一般就労への移行者数、一定の一般就労移行率を達成する就労移行支援事業所の割合、就労定着支援事業の利用者数及び一定の就労定着率を達成する事業所の割合について成果目標を設定しています。また、就労選択支援の積極的な利用を促進するため、サービス提供体制の確保を進めることとしています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標		備考
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	【基準値】(A)	10人	令和6年度一般就労移行者数
	【目標値】(B)	15人	令和11年度一般就労移行者数
増加割合(B／A)	1.50倍		(参考:国指標)1.31倍以上

②就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

項目	目標		備考
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】(A)	9人	令和6年度就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	11人	令和11年度市内の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
増加割合(B／A)	1.22倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行の増加割合 (参考:国指標)1.14倍以上

③就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行

項目	目標		備考
就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【見込値】(A)	0人	令和6年度の就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	2人	令和11年度の就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行者数
割合(B／A)×100	－		就労継続支援(A型)事業利用者の一般就労移行の増加割合 (参考:国指標)1.52倍以上

④就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行

項目	目標		備考
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【見込値】(A)	1人	令和6年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	2人	令和11年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数就労継続支援（B型）事業利用者の一般
増加割合(B／A)×100	2.00倍		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行の増加割合 （参考：国指標）1.67倍以上

⑤就労定着支援事業の利用者数

項目	目標		備考
就労定着支援事業利用者数の増加	【基準値】（A）	28人	令和6年度の就労定着支援事業利用者数
	【目標値】（B）	42人	令和11年度の就労定着支援事業利用者数
増加割合（B／A）	1.50倍		増加割合 （B／A）：1.47倍以上

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童や発達に支援を必要とする児童、その家族が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、既存の支援体制を活用しながら、児童発達支援センター等に求められる中核的な支援機能の確保を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児等に必要な支援を提供できる体制の確保に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との連携を推進します。さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に育ち、学ぶことができるよう、インクルージョンの推進に向けた体制の充実を図ります。

①障がい児通所支援等の提供体制

項目	目標	備考
児童発達支援センター等における中核的な支援機能の確保	確保	令和11年度末までに4つの中核機能を確保（①高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、②地域事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、③インクルージョン推進、④発達支援の入口としての相談）
インクルージョン推進のための関係機関による協議の場の設置	設置	令和11年度末までに設置
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	構築・確保	令和11年度末まで
強度行動障がいを有する障がい児の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	把握・整備	令和11年度末まで
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	（市内） 2か所	令和11年度末までの設置数 （参考：国指標）1か所以上
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	（市内） 3か所	令和11年度末までの設置数 （参考：国指標）1か所以上
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和11年度末までの設置 （参考：国指標）設置
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	7人	令和11年度末までの配置人数

②保育所等の障がい児受入人数

種類	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等	20人	21人	22人
認定こども園	1人	2人	3人
特定地域型保育事業	1人	2人	3人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	12人	13人	14人

（6）相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が、本人の希望や生活状況に応じて適切な相談支援を受けられるよう、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、地域における相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援専門員の確保・育成や専門的な指導・助言等を通じて相談支援の質の向上を図るとともに、本人の意向によらないセルフプランの解消に向けた取組を推進します。

さらに、自立支援協議会等における個別事例の検討を通じて地域の課題を把握し、必要なサービス提供体制の整備や地域の支援基盤の改善につなげます。あわせて、子育て、介護、生活困窮等の関係分野との連携を図り、複合的な課題にも対応できる包括的な相談支援体制の充実に努めます。

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済	各市町村に設置
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	実施	実施	個別事例から地域課題を抽出し、改善につなげる
望まないセルフプランの件数	－	－	0件	令和11年度末までに解消
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導・助言件数	50件	50件	50件	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	20件	20件	20件	各年度における実績値
人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	100%	100%	100%	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	20回	20回	各年度における実績値
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討の実施回数	6回	6回	6回	各年度における実績値 （相談支援部会）
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる協議会運営への関与の有無	有	有	有	各年度における実績値
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者（機関）数	7事業所	7事業所	7事業所	各年度における実績値
協議会の専門部会の設置数	4個	4個	4個	各年度における実績値
協議会の専門部会の実施回数	26回	26回	26回	各年度における実績値

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用や、県等が実施する研修への参加を通じて、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

さらに、関係機関との連携を強化し、障がい福祉サービス等の質を継続的に検証・改善するための体制の充実に取り組みます。

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	－	－	実施	令和11年度末までに実施 （事業所、自治体間の共有）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	－	－	1回	各年度における実績値
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	3人	3人	3人	各年度における実績値

（8）障がい福祉人材の確保・定着及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

① 障がい福祉サービスの提供及び地域生活支援事業の実施における生産性の向上に資する取組

障がい福祉サービス等の安定的な提供体制を確保するため、県が実施する人材確保・育成に関する研修や、生産性向上に関する相談窓口等について、市内の障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関への周知及び情報提供を行います。

また、県や関係機関と連携し、事業所における業務負担の軽減や職員の定着、支援の質の向上に向けた取組を促進します。

② 相談支援の提供における人材確保、生産性向上及び経営基盤の安定化に係る取組

相談支援事業所連絡会議等を活用し、相談支援専門員の経験や専門的な知識・ノウハウの共有、関係機関との連携強化を図ることで、相談支援の質の向上と業務の効率化を促進します。

また、市が指定権限を有する相談支援事業所に対し、報酬改定や各種加算に関する情報提供を行うとともに、必要な届出手続について周知し、適切な報酬算定を支援します。

さらに、複数の相談支援事業所による協働運営等について、事業所の意向や地域の実情を踏まえ、必要に応じて情報提供や関係機関との調整を行い、相談支援体制の安定的な確保に努めます。

（9）発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人やその家族等が、発達段階や生活状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、早期からの相談支援や継続的な支援の充実を図ります。

また、保護者等が子どもの発達特性への理解を深め、適切な関わり方を身につけられるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講機会の確保に努めます。

さらに、ペアレントメンターやピアサポート等の活動を通じて、同じ立場や経験を持つ人同士が相談・交流できる機会の充実を図ります。

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	－	－	3人	令和11年度末までに実施
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	－	－	2人	令和11年度末までに実施
ペアレントメンターの人数	－	－	3人	令和11年度末までに実施
ピアサポートの活動への参加人数	－	－	3人	令和11年度末までに実施

2　障がい福祉サービスの見込量と方策

障がい福祉サービスには、「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「児童発達支援」の各事業があり、令和9年度から令和11年度までの見込量を、実績値や利用者ニーズを考慮して設定します。

障がい福祉サービスは、全国一律で共通に提供されるサービスであり、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別されています。

※令和8年度の実績は「見込み値」を表しています。

(1)サービスの種類と実施内容

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

サービス名	内容
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

サービス名	内容
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、重症心身障がい児及びその家族が地域でいきいきと暮らせるよう支援を行います。

（2）訪問系サービス

①サービス見込量

ア.居宅介護

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**72**	**77**	**83**
	時間/月	**1,383 （19.2時間／人）**	**1,499 （19.5時間／人）**	**1,625 （19.6時間／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	59.0	63.1	68.4
	時間/月	1,087 （18.4時間／人）	1,178 （18.7時間／人）	1,371 （20.0時間／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

イ.重度訪問介護

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**4**	**4**	**4**
	時間/月	**972 （243.0時間／人）**	**972 （243.0時間／人）**	**972 （243.0時間／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	1.4	3.3	3.6
	時間/月	106 （74.5時間／人）	653 （195.9時間／人）	869 （243.3時間／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ.同行援護

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**11**	**12**	**13**
	時間/月	**407 （37.0時間/人）**	**444 （37.0時間/人）**	**481 （37.0時間/人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	10.7	9.5	9.7
	時間/月	257 （24.1時間／人）	280 （29.5時間／人）	360 （37.0時間／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

エ.行動援護

	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	実人数	13	14	15
	時間/月	354 （27.2時間／人）	378 （27.2時間／人）	408 （27.2時間／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	8.6	10.8	12.0
	時間/月	161 （18.8時間／人）	176 （16.3時間／人）	326 （27.2時間／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

オ.重度障がい者等包括支援

	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	実人数	1	1	1
	時間/月	144 （144.0時間／人）	144 （144.0時間／人）	144 （144.0時間／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0
	時間/月	0 （－）	0 （－）	0 （－）

※実績の実人数欄は月平均人数

②見込量確保のための方策

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、これまでの利用実績や利用者の障がい特性、今後の利用ニーズ等を踏まえ、必要なサービス量の確保に努めます。

また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携を図り、利用ニーズやサービスの提供状況の把握に努めます。

あわせて、サービス提供を担う人材の確保・育成及び定着に向けた取組を進めるとともに、事業者への情報提供や市内への参入促進等により、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

（3）日中活動系サービス

①サービス見込量

ア.生活介護

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	145（62）	150（64）	155（66）
	日数/月	2,935 （20.2日数／人）	3,062 （20.4日数／人）	3,195 （20.6日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	133.0	139.0	137.6
	日数/月	2,584 （19.4日数／人）	2,696 （19.4日数／人）	2,734 （19.9日数／人）

※計画の（）は、うち重度障がい者の実人数

（重度障がい者：障がいの状態により重度障がいに係る加算対象となる者）

※実績の実人数欄は月平均人数

イ.自立訓練（機能訓練）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	1	1	1
	日数/月	3 （3日数／人）	3 （3日数／人）	3 （3日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0.0	0.8	0.0
	日数/月	0 （-）	3 （4.1日数／人）	0 （-）

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ.自立訓練（生活訓練）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	5	5	5
	日数/月	85 （17日数／人）	85 （17日数／人）	85 （17日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	4.0	4.8	3.9
	日数/月	53 （13.4日数／人）	71 （14.6日数／人）	52 （13.5日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

エ.就労選択支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**3**	**5**	**7**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	-	-	1

オ.就労移行支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**32**	**34**	**36**
	日数/月	**475 （14.8日数／人）**	**510 （15.0日数／人）**	**550 （15.3日数／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	27.9	29.3	28
	日数/月	484 （17.3日数／人）	474 （16.2日数／人）	465 （16.6日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

カ.就労継続支援A型

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**80**	**85**	**90**
	日数/月	**1,600 （20.0日数／人）**	**1,700 （20.0日数／人）**	**1,800 （20.0日数／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	64.3	69.3	75.4
	日数/月	1,221 （19.0日数／人）	1,336 （19.3日数／人）	1,423 （18.9日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

キ.就労継続支援B型

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**150**	**160**	**170**
	日数/月	**2,550 （17.0日数／人）**	**2,720 （17.0日数/人）**	**2,890 （17.0日数/人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	104.7	130.4	143.3
	日数/月	1,760 （16.8日数／人）	2,166 （16.6日数／人）	2,403 （16.8日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

ク.就労定着支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**20**	**22**	**24**
	日数/月	**23 （1.2日数／人）**	**26 （1.2日数/人）**	**28 （1.2日数/人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	13	15	15
	日数/月	15 （1.2日数／人）	16 （1.1日数／人）	15 （1.0日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

ケ.療養介護

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	10	10	10
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	10	9	9

コ.短期入所（福祉型・医療型）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**70(10)**	**75(11)**	**80(12)**
	日数/月	**371 （5.3日数／人）**	**446 （5.9日数／人）**	**536 （6.7日数／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	48.4	56.7	64.0
	日数/月	214 （4.4日数／人）	258 （4.5日数／人）	296 （4.6日数／人）

※計画の（　）は、うち重度障がい者の実人数

※実績の実人数欄は月平均人数

②見込量確保のための方策

障がいのある人が、それぞれの希望や障がい特性、生活状況等に応じて、日中活動や就労の場を選択できるよう、利用実績や今後の利用ニーズを踏まえ、必要なサービス量の確保に努めます。

また、サービスを必要とする人が適切な支援につながるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携を図り、本人の希望や適性に応じたサービスの選択に必要な情報提供を行います。

あわせて、安定したサービス提供体制を確保するため、近隣自治体や関係機関等と連携して情報収集を行うとともに、サービス提供を担う人材の確保・育成や、多様な事業者の市内への参入促進に努めます。

（4）居住系サービス

①サービス見込量

ア.自立生活援助

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	1	1	1
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0

イ.共同生活援助

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	119（20）	125（21）	131（22）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	95	108	113

※計画の（　）は、うち重度障がい者の実人数

ウ.施設入所支援

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	41	41	41
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	45	44	41

②見込量確保のための方策

障がいのある人が、本人の希望や障がいの状況に応じて住まいの場を選択し、地域で安心して生活を継続できるよう、利用ニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

また、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活への移行や継続を支援するとともに、緊急時の受入れや地域生活を体験する機会の確保など、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

あわせて、共同生活援助（グループホーム）等について、近隣自治体や関係機関と連携して情報収集を行うとともに、事業者への情報提供や多様な事業者の参入促進に努めます。

（5）相談支援

①サービス見込量

ア.計画相談支援

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	393	410	427
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	347	363	381

イ.地域移行支援

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	3	3	3
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0

ウ.地域定着支援

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	3	3	3
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0

②見込量確保のための方策

障がいのある人が、本人の希望や生活状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、相談支援事業所等との連携を図り、サービス等利用計画の作成及び相談支援体制の充実に努めます。

また、施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人や、地域生活を継続するために支援を必要とする人が適切な支援につながるよう、関係機関との連携を強化し、地域移行支援及び地域定着支援の利用促進を図ります。

あわせて、相談支援専門員の確保・育成を図るとともに、相談支援専門員を配置する障がい福祉サービス事業所等に対して特定相談支援事業所等の指定に関する情報提供を行うなど、相談支援の提供体制の確保に努めます。

（6）障がい児支援

①サービス見込量

ア.児童発達支援

	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	実人数	153	148	144
	日数/月	1,469 （9.6日数／人）	1,421 （9.6日数／人）	1,382 （9.6日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	157	163	158
	日数/月	1,478 （9.4日数／人）	1,681 （10.3日数／人）	1,442 （9.1日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

イ.放課後等デイサービス

	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	実人数	250	268	287
	日数/月	3,250 （13.0日数／人）	3,618 （13.5日数／人）	4,018 （14.0日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	204	219	249
	日数/月	2,592 （12.7日数／人）	2,695 （12.3日数／人）	3,129 （12.6日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

ウ.保育所等訪問支援

	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	実人数	4	4	4
	日数/月	8 （2日数／人）	8 （2日数／人）	8 （2日数／人）
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	1.3	1.5	3.7
	日数/月	5 （4.0日数／人）	5 （3.0日数／人）	9 （2.4日数／人）

※実績の実人数欄は月平均人数

エ.居宅訪問型児童発達支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**1**	**1**	**1**
	日数/月	**1 （1日数／人）**	**1 （1日数／人）**	**1 （1日数／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0
	日数/月	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※実績の実人数欄は月平均人数

オ.障がい児相談支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**130**	**145**	**160**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	122	112	114

カ.医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**6**	**6**	**6**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	3	5	5

② 見込量確保のための方策

障がいのある児童や発達に支援を必要とする児童が、本人や家族のニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、今後の利用動向を把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供体制の確保に加え、保育所等訪問支援や障がい児相談支援の充実を図り、関係機関との連携のもと、地域全体で障がいのある児童とその家族を支える体制づくりを進めます。

あわせて、医療的ケア児等について、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連携を図るとともに、サービス提供を担う人材の確保・育成や、事業者への情報提供、参入促進等により、必要な支援体制の確保に努めます。

3　地域生活支援事業の見込量

（1）サービスの種類と実施内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
障がい者相談支援事業	障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
基幹相談支援センター	地域における相談の中核機関として、総合的な相談に対応するほか、権利擁護、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、相談支援体制の強化を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターに専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（以下「聴覚障がい者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がい児・者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

※令和8年度の実績は「見込み値」を表しています。

（2）必須事業

①サービス見込量

ア.理解促進研修・啓発事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	状況	実施	実施	実施

イ.自発的活動支援事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	状況	実施	実施	実施

ウ.障がい者相談支援事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	設置数	1	1	1
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	設置数	1	1	1

エ.基幹相談支援センター

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	設置数	1	1	1
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	設置数	1	1	1

オ.基幹相談支援センター等機能強化事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	状況	実施	実施	実施

カ.成年後見制度利用支援事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数	1	1	1
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	0	0	0

キ.成年後見制度法人後見支援事業

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	状況	実施	実施	実施
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	状況	実施	実施	実施

ク.意思疎通支援事業（手話通訳者）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数/月	8	9	10
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数/月	7	7	7

ケ.意思疎通支援事業（要約筆記者）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実人数/月	3	3	3
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数/月	2	0	1

コ.日常生活用具給付等事業（介護訓練支援用具）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	件数	3	3	3
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	4	0	3

サ.日常生活用具給付等事業（自立生活支援用具）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	件数	7	7	7
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	8	9	7

シ.日常生活用具給付等事業（在宅療養等支援用具）

計画	年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	件数	6	6	6
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	7	8	6

ス.日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**5**	**5**	**5**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	6	7	5

セ.日常生活用具給付等事業（排せつ管理支援用具）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**1,762**	**1,797**	**1,833**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	1,774	1,693	1,727

ソ.日常生活用具給付等事業（住宅改修費）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**1**	**1**	**1**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	2	0	1

タ.手話奉仕員養成研修事業

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**32**	**12**	**34**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	8	30	10

チ.移動支援事業

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**70**	**75**	**80**
	時間/月	**490 （7時間／人）**	**525 （7時間／人）**	**560 （7時間／人）**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	71	68	68
	時間/月	462 （6.5時間／人）	440 （6.5時間／人）	460 （7.0時間／人）

ツ.地域活動支援センター（基礎的事業）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	施設数	**1**	**1**	**1**
	延べ利用者	**5,977**	**6,455**	**6,971**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	4,433	5,124	5,534

テ.地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	施設数	**1**	**1**	**1**
	延べ利用者	**10,576**	**12,026**	**13,676**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	施設数	1	1	1
	延べ利用者	9,105	10,313	13,676

②見込量確保のための方策

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を営み、社会参加することができるよう、各事業の周知を図るとともに、利用ニーズや利用状況を把握し、必要な支援を提供できる体制の確保に努めます。

また、市内及び近隣自治体の障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、相談支援、権利擁護、意思疎通支援、移動支援等の地域生活を支える取組を推進します。

あわせて、サービス提供を担う人材の確保・育成や事業者への情報提供等を行い、必要な人が適切な支援を利用できる提供体制の充実に努めます。

（3）任意事業

①サービス見込量

ア.訪問入浴サービス

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**7**	**8**	**9**
	回/月	**26**	**30**	**34**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	6	7	6
	回/月	18	20	22

イ.日中一時支援

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**1**	**1**	**1**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	0	0	0

ウ.点字の広報等発行

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数/月	**1**	**1**	**1**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数/月	1	1	1

エ.就職支度金給付

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**10**	**12**	**14**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	11	7	9

オ.自動車運転免許取得・改造助成

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数	**3**	**3**	**3**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数	1	0	4

カ.更生訓練費給付

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	件数/月	**15**	**16**	**17**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	件数/月	13	11	13

キ.障がい者デイサービス

計画	**年度**	**令和9年度**	**令和10年度**	**令和11年度**
	実人数	**2**	**2**	**2**
	日数/月	**15**	**15**	**15**
実績	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（見込み値）
	実人数	2	2	2
	日数/月	15	14	16

②見込量確保のための方策

障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、各種サービスの周知及び提供体制の整備に努めます。

また、サービスの提供に当たっては、市内及び近隣自治体の障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、利用数の確保に努めます。

第6章
計画の推進

第6章　計画の推進

1　推進体制の整備

本計画を着実に推進するためには、障がいのある人やその家族等の意見やニーズを把握するとともに、市民、関係団体、障がい福祉サービス事業者、関係機関及び行政が計画の基本理念や目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働して取り組むことが重要です。

このため、障がい当事者の参画を促進するとともに、庁内及び関係機関との連携体制を充実させ、総合的かつ計画的に施策を推進します。

(1)ニーズの把握

障がいのある人やその家族等の意見やニーズを施策に反映するため、当事者や家族、当事者団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、障がい福祉サービス事業者等との意見交換を行い、地域の実情や課題の把握に努めます。

また、八潮市自立支援協議会等を通じて、障がい当事者の意見を直接把握する機会を確保するとともに、相談支援や個別事例の検討等から明らかになった地域課題を施策の改善につなげます。

(2)情報提供の充実

障がいのある人やその家族等が、必要な制度やサービスに関する情報を適切に入手し、利用できるよう、市の広報紙、ホームページ、各種パンフレット等を活用し、分かりやすい情報提供に努めます。

また、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がい等、それぞれの障がい特性に応じた情報提供に配慮し、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

さらに、民生委員・児童委員、関係団体、障がい福祉サービス事業者等への情報提供や研修等を通じて、制度や施策の周知を図ります。

(3)関係機関との連携

障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業所、保健・医療機関、教育機関、就労支援機関、社会福祉協議会、地域団体等との連携を強化します。

また、複合的な課題を抱える人や家族に対して、関係機関が適切に役割分担し、切れ目のない支援を提供できるよう、情報共有や連携体制の充実を図ります。

①八潮市自立支援協議会

八潮市自立支援協議会を、地域の障がい福祉に関する課題を共有・協議する場として活用し、運営会や専門部会等において、相談支援体制の充実、地域生活支援の強化、障がい福祉サービスの提供体制の確保等について検討します。

また、個別事例の検討を通じて把握した地域課題について、関係機関と連携して解決に向けた取組を進め、地域の支援体制の充実につなげます。

②庁内体制の整備

障がい者施策は、保健、医療、福祉、子育て、教育、雇用、交通、まちづくり等の幅広い分野に関わることから、関係部署間の情報共有と連携を強化し、総合的かつ効果的に施策を推進します。

また、障がいのある人のライフステージや障がい特性に応じた切れ目のない支援を行うとともに、全ての職員が障がいへの理解を深め、適切な合理的配慮を提供できるよう、職員研修や意識啓発に取り組みます。

③国・県との連携

障がい福祉に関する制度改正や国・県の施策動向を踏まえ、関係機関と連携しながら、各種施策の適切な実施に努めます。

また、広域的な対応が必要な課題については、県や近隣自治体等と連携して取り組むとともに、制度の改善や必要な財政措置について、必要に応じて国・県に要望します。

2　計画の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、PDCA サイクルに基づき、施策の実施状況や成果目標の達成状況、障がい福祉サービス等の見込量と実績の状況について、毎年度、点検・評価を行います。

点検・評価に当たっては、八潮市自立支援協議会等において、障がい当事者や関係機関の意見を踏まえながら、目標の達成状況や地域の課題を検証します。

また、評価結果を翌年度以降の施策や事業の改善に反映するとともに、制度改正や社会情勢、障がいのある人のニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗状況や点検・評価の結果については、市のホームページ等を通じて公表し、市民への情報提供と透明性の確保に努めます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ

